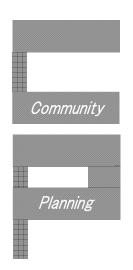
平成27年度 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書



平成 28 年 3 月 24 日 横浜市地域まちづくり推進委員会 横浜市都市整備局地域まちづくり課

はじめに

横浜市ほど市民の力でまちを魅力的に、安全で快適にしてきた都市は国内でも少ないであろう。

開港以来の歴史を有する旧市街地では、昭和 32 年に全国で2番目の建築協定が中区福富町の防火建築帯で締結された。その後、都心部の商店街では、活性化に向けた活動にあわせてまちづくり協定が締結され、個性ある魅力的な街並み形成に向けた取組が現在も続けられている。

一方、都心周辺や郊外の市街地の多くは、昭和30年代から50年代に形成された。ここに移り住んだ人々は、働き、子どもを育て、互いに助け合い、地元の人々と一緒に新たなコミュニティを創り上げてきた。新たなコミュニティでは、公園やまちの美化活動、地域の福祉保健活動などはもちろんのこと、良好な住環境を維持するために建築協定の運営などまちづくりの活動にも取り組んできた。

横浜市は、平成3年度から市民による自主的なまちづくりの活動を支援するために、様々なモデル事業を通じて地域まちづくりの推進に取り組んできた。また、効果的な支援のあり方やニーズに即した事業展開などを模索し、活動支援のシステムを構築してきた。

市政への市民参画や協働がより一層求められていく中、平成 16 年度に示された「協働推進の基本指針」において協働にふさわしい領域の1つとして「まちづくり」が明記されたことは、自然な流れであった。

横浜市地域まちづくり推進条例は、こうした流れに沿って平成17年に制定・施行され、「地域まちづくり」を安全で魅力あるまちの実現と位置付け、地域が抱える課題解決に向けての市民による多面的取組を、横浜市として保障し、柔軟に支援するべく定められたものである。

この 10 年間、地域まちづくりのすそ野を広げ、より一層の推進を図るべく、地域のニーズに合わせて地域まちづくり支援制度要綱の一部を改正しながら、地域への支援を進めてきた。

この報告書は、平成 25、26 年度の実績を中心にした地域まちづくりの推進状況についての報告であるが、地域まちづくり推進条例制定後 10 年を迎えたことを踏まえ、全体概況では 10 年間の振り返りを記載した。

また、地域まちづくりは成果に結びつくまでに手間と時間をかけて、長期的な視点で取り組む必要があること、制定時と比べ郊外住宅地での少子高齢化の進行や市民のライフスタイルや価値観の多様化など社会情勢の変化に伴い、地域まちづくりの課題やニーズも多様化・複合化してきていることを踏まえ、今後、ソフト分野との連携や、課題のある地域にアプローチする取組、幅広い取組を支える体制の強化が必要となっている。これらの検討を具体的に進めていくため、資料編には、区が進めている地域支援や福祉保健活動への支援の主な内容についても盛り込んだ。

この「平成 27 年度横浜市地域まちづくり推進状況報告書・評価書・見解書」を地域まちづくり推進 の羅針盤として関係者と共有し、横浜市の地域まちづくりを次の 10 年に向けて市民と共に推進してい きたい。

報告書・評価書及び見解書について

目的

報告書は、地域まちづくり推進条例(以下、「条例」という)及び同施行規則に基づき、平成25年度及び26年度について、同条例に基づく施策の推進状況を明らかにすることを主たる目的としている。今回は全体概況のみを記載することとし、推進状況の詳細については巻末にデータブックとして掲載している。また、平成27年度は条例施行から10周年を迎えたため、全体概況の最後には、施行から10年間の取組の振返りを掲載している。

評価書は、上記報告書に対する地域まちづくり推進委員会の評価であり、今後の地域まちづくりの推進に向けた提言書の役割も持ち合わせるものとし、見解書は、これらに対する横浜市の見解を掲載した。報告書・評価書及び見解書の対象読者は、地域のまちづくり関係者(都市整備局内外の行政職員を含む)、まちづくりコーディネーター等の中間支援者及び地域まちづくりに興味・関心のある市民を想定しており、広く市民に向けては、別途「地域まちづくり白書」を発行することとしている。

【報告書・評価書・見解書作成の概要と根拠】



横浜市地域まちづくり推進条例

第 17 条第 3 項 **市長**は、地域まちづくりに関して、この条例に基づく施策の推進状況等を明らかにする**報告書**を作成し、当該報告書を推進委員会に諮った後に、これを公表するものとする。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則

- 第33条 市長は、隔年の年度終了後、速やかに、条例に基づく施策の推進状況及び地域まちづくりグループの活動状況等をとりまとめて、条例第17条第3項の規定による地域まちづくりに関する施策の推進状況等を明らかにする報告書を作成し、推進委員会に諮るものとする。
- 2 <u>推進委員会</u>は、前項の報告書に基づき、当該2年度における地域まちづくりに関する施策の推進状況等について、 評価を行うものとする。
- 3 **市長**は、前項の推進委員会の評価及びこれに対する**見解**を、第1項で作成した報告書と併せて、インターネット の利用及び所管課に備え置いて閲覧に供すること等により公表するものとする。

報告書における「地域まちづくり」とは

報告書で取り扱う「地域まちづくり」とは、横浜市地域まちづくり推進条例第2条第3項のとおり、「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」のことであり、地域の環境の維持又は改善の取組であればハード・ソフトを問わず幅広く該当する。顕彰事業(横浜・人・まち・デザイン賞)等については、この考え方に基づき幅広く対象としている。

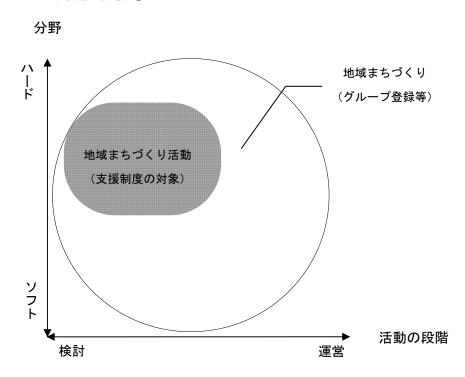
また、「地域まちづくり活動」とは横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づく支援対象であり、同要綱第2条第2項第1号のとおり、「市民等が主体となって行う地域まちづくりの活動」のうち、次のものを対象としている。

- 1. 地域まちづくり組織の設立等に関する検討
- 2. 地域まちづくりプランの策定等に関する検討
- 3. 地域まちづくりプランの推進に係る方針の策定等に関する検討
- 4. 地域まちづくりルールの策定、地区計画、建築協定、景観計画及び景観協定の策定等に関する検討
- 5. 都市計画提案に関する検討

- 6. 市街地の開発事業に関する検討
- 7. まちの不燃化推進事業に関する検討
- 8. その他地域まちづくりに関する活動で市長が特に必要があると認めるもの

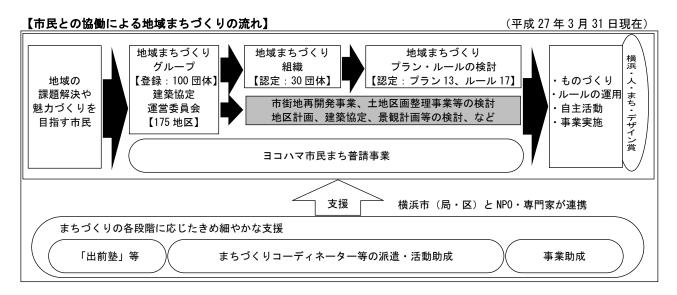
なお、「地域まちづくり」と地域まちづくり支援制度要綱に基づく支援対象である「地域まちづくり 活動」の関係は次のようになる。

【地域まちづくり、地域まちづくり活動の概念図】



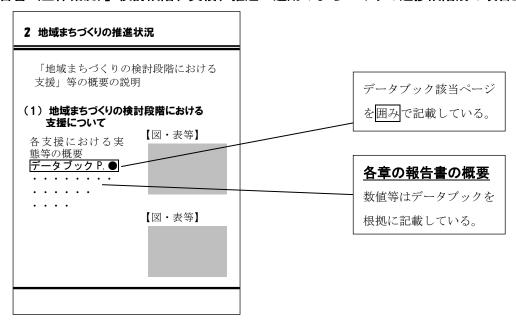
地域まちづくり活動の流れと支援の概要

地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくり活動の流れと、それに対する支援の概要は下図のとおりである。報告書は市民による地域まちづくり活動及びそれに対する支援のうち、主に平成 25 年度及び 26 年度の状況について報告する。

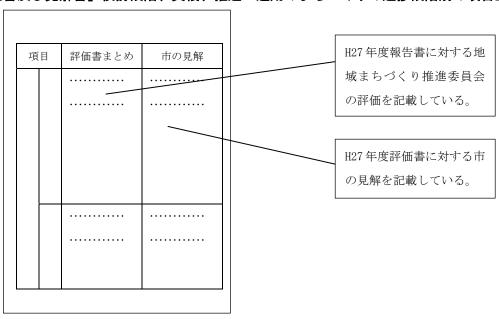


報告書・評価書及び見解書の見方

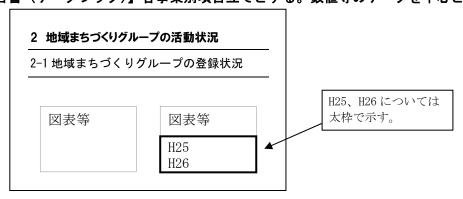
【報告書(全体概況)】検討段階、実績、推進・運用のまちづくりの進捗段階別の項目立てとする。



【評価書及び見解書】検討段階、実績、推進・運用のまちづくりの進捗段階別の項目立てとする。



【報告書 (データブック)】各事業別項目立てとする。数値等のデータを中心とする。



目 次

<u>はじ</u>	こめに	1
幸	B告書・評価書及び見解書について······	· · 2
目次	r	5
	· 報告書:全体概況	7
1		
2	2. 地域まちづくり推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	
3	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	
4	1 他区局による地域まちづくりと関連する取組(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33	
5	5 10 年間の取組の振返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<u>I</u>	評価書及び見解書	<u>45</u>
【軩	最告書:データブック】	75
1	地域まちづくり推進条例・体制の概要・・・・・・・・・・・・・・78	
2	2 地域まちづくりグループの活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・88	
3	3 地域まちづくり組織の活動状況・・・・・・100	
4	↓ 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103	
5	5 地域まちづくりルール等の策定・運用状況・・・・・・・・・・・・・・・108	
6	6 地域まちづくり支援制度の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・116	
7	7 ヨコハマ市民まち普請事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・154	
8	3 顕彰事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163	
9	9 広報、普及啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10	0 地域まちづくり推進委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・175	
11	1 各区の地域まちづくりの推進状況・・・・・・・・・・・189	
12		
資		
資	g料2 横浜・人・まち・デザイン賞受賞に関するアンケート··········251	
箵	野料3 平成 25 年度評価書に対する見解書とその後の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・252	

平成27年度 | 地域まちづくり推進状況報告書 【全体概況】 要

8 顕

目 次

【全体概況】

_	ᆂᄝᄼ
	### #
1	#X - =

1 地域まちづくり推進条例・体制の概要	10
(1) 地域まちづくり推進条例・・・・・・・10	
(2) 推進体制・・・・・・・10	
	4.4
2 地域まちづくり推進状況(1) 地域まちづくりの検討段階における支援・・・・・・・・・11	11
(1) 地域よりつくりの使的技権におりる支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7 山川監・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
す 地域まらつくりクルーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エ 地域まちづくり活動助成・・・・・・・16 オ 制度の活用促進のための改善・・・・・・16	
カ ヨコハマ市民まち普請事業・・・・・・・・・・・16	
(2) 地域まちづくりの実績・・・・・・・・・・・・・・・・・19	
ア 地域まちづくり組織・・・・・・・・・・19	
イ 地域まちづくりプラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・20	
ウ 地域まちづくりルール、建築協定、地区計画・・・・・・・・・・・22	
エ ヨコハマ市民まち普請事業・・・・・・・・・・25	
(3) プラン推進・ルール運用の状況・・・・・・・・・・・・27	
ア 地域まちづくりプランの推進・・・・・・・・・・・・・27	
イ 地域まちづくりルールの運用・・・・・・・・・・・・27	
ウ 建築協定の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・27	
エ ヨコハマ市民まち普請事業の整備後の取組・・・・・・・28	
(4) 地域まちづくりの展開・・・・・・・・・・・・・29	
3 広報、普及、啓発活動及び顕彰事業	30
(1) 広報、普及及び啓発活動・・・・・・・・30	
ア ヨコハマ 人・まち (広報誌、メールマガジン)・・・・・・・30	
イ ヨコハマ市民まち普請事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	
ウ まちづくりコーディネーター等向けの広報等・・・・・・・30	
エ 他局との連携による啓発・・・・・・・・・30	
オ 住民合意形成ガイドラインの改訂・・・・・・・・・・・・31	
(2) 顕彰事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31	
ア 横浜・人・まちデザイン賞・・・・・・・・・・・・・31	
イ 国土交通大臣表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	

委員会

1名医推進状況 12 の取組

資料

4 他区局による地域まちづくりと関連する取組(参考)	33
(1) 区による取組(独自の支援制度、地域運営補助金)・・・・・・・33	
(2) 地域福祉保健計画 (健康福祉局、区)33	
(3) 地域緑のまちづくり事業 (環境創造局) ・・・・・・・・・・・33	
(4) 地域交通サポート事業 (道路局) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 団地再生支援事業等(建築局)34	
(6) 持続可能な住宅地モデルプロジェクト (建築局) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 10 年間の取組の振返り	35
(1) 地域まちづくり推進条例制定以前の取組・・・・・・・・・・35	
(2) 地域まちづくり推進条例の制定と組織体制の見直し・・・・・・・・・・・・35	
(3) 地域まちづくり推進条例制定後の変化・・・・・・・・・・36	
(4) ヨコハマ市民まち普請事業・・・・・・・・・・・36	
ア 施設整備後の状況・・・・・・・・・・36	
イ 地域福祉保健計画等他分野との連携・・・・・・・・・・・・・・37	
ウ 事業効果・・・・・・・・37	
(5) 顕彰事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6) 各部門の地域支援施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・38	
ア 身近な地域・元気づくりモデル事業・・・・・・・・・・・・・38	
イ 地域福祉保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
ウ 各区局の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39	
【参考】「まちづくりフォーラム」開催結果概要	40
【参考】ヨコハマ市民まち普請事業 石川賞受賞!!	43

7

まち

普請

(1)地域まちづくり推進条例

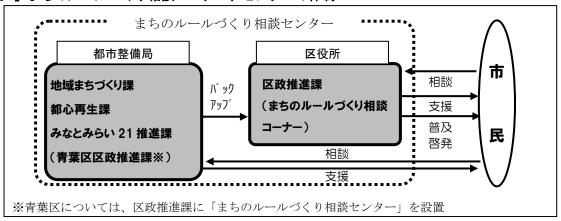
地域まちづくり推進条例は、市民に身近な地域における協働によるまちづくりを推進するため、 市民が主体となって行う地域まちづくりの理念やその市民を支援する市の責務等を明らかにする とともに、施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資すること を目的として制定し、平成17年2月25日に公布、同年10月1日に施行した。

地域まちづくり推進条例の特徴の一つとして、地域まちづくりグループの登録制度など、地域まちづくりの初動期の段階から支援できる仕組みを整えていること、地域まちづくりプランや地域まちづくりルールの運営主体を地域まちづくり組織として認定し、団体の位置付けを明確にする制度を整えていることがある。「地域交通サポート事業」の運用開始(19年度)に伴い道路局でも地域まちづくりグループ等の仕組みが活用されており、環境創造局の「地域緑のまちづくり事業」(21年度~)、「マンション・団地再生コーディネート支援事業」(27年度~)など他のまちづくりに関する制度においても考え方や仕組みが参考にされてきた経過がある。

(2)推進体制

区役所区政推進課に置いている(青葉区を除く)「まちのルールづくり相談コーナー」と、都市整備局(及び青葉区役所)が連携して、「まちのルールづくり相談センター」として、まちのルールづくりに関する市民の相談対応や支援、普及・啓発などを行っている。

【図1】まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制



【表 1】各課の役割分担

	課名・担当名	内容
<u> </u>	都心再生課	関内、関外、元町等 横浜駅都心、新横浜都心、ヨコハマポートサイド地区、桜木町駅周辺 に関すること
 ア 	みなとみらい21推進課	みなとみらい 21 地区に関すること
当	地域まちづくり課	
	支援・誘導担当	17区(青葉区以外)に関すること
	青葉区区政推進課	青葉区に関すること
担制	地域まちづくり課の各制度担当	各制度 (建築協定・地区計画・地域まちづくり推進条例) の取りまとめや普及啓発に関すること

注) それぞれルールづくり以外の業務も行っている

(1)地域まちづくりの検討段階における支援

検討段階における支援としては、「出前塾」、「グループ登録」を経て地域まちづくり支援制度に 基づく活動助成等を受ける場合とヨコハマ市民まち普請事業による場合がある。いずれの場合も、 市民による勉強会、検討会等に市の職員が参加し、地域に寄り添ったアドバイスをしている。

地域まちづくり支援制度は、地域の課題解決や魅力の向上など、身近な地域のまちづくりに関す る活動を行おうとする市民等からの様々な相談を受けるとともに、まちづくりコーディネーター派 遣や活動費助成、整備するための事業費助成など、検討段階に応じ支援を行う制度である。

地域まちづくり支援制度は、①まちのルール・プランづくり、②都市計画提案制度、③市街地再 開発事業、④土地区画整理事業、⑤まちの不燃化推進事業、⑥ヨコハマ市民まち普請事業、⑦地域 交通サポート事業に関する検討を支援の対象としている。その支援内容は、専門家等の派遣(単発、 年間)、活動費助成、事業費助成の3つを中心に行っている。

【表 2】地域まちづくり支援制度の対象としている主な事業等

事業等名称 (所管課)	主な内容
①まちのルール・プランづくり	建築協定、地区計画、地域まちづくりルール・プラン等のまちのルールや
(都市整備局地域まちづくり課、都市整	プランについて、地域が主体となってルール・プランづくりに取り組んで
備局都心再生課、都市整備局みなとみら	いる。
い 21 推進課、都市整備局防災まちづくり	
推進課、青葉区区政推進課)	
②都市計画提案制度	住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能と
(都市整備局地域まちづくり課、都市整	するための制度で、土地所有者、まちづくり NPO 等が、一定の条件を満た
備局都心再生課、都市整備局みなとみら	した上で、地方公共団体に都市計画の提案ができるという制度。
い21 推進課、青葉区区政推進課)	
③市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区等において、細分化され
(都市整備局市街地整備調整課)	た敷地の統合、建築物の不燃化、公園広場・街路等の整備等を行うことに
	より、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
④土地区画整理事業	街の健全な発展を目指して面的整備を総合的に行うことを目的として、道
(都市整備局市街地整備調整課)	路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利
	用の増進を図る事業。
⑤まちの不燃化推進事業	平成 26 年 3 月に策定した「地震防災戦略における地震火災対策方針」に
(都市整備局防災まちづくり推進課)	基づき、「いえ・みち まち改善事業(旧事業)」を拡充し、延焼の危険性
	が高い地域において、建物の不燃化などにより、「燃えにくいまち・燃え
	広がらないまち」の実現を図る事業。
⑥ヨコハマ市民まち普請事業	地域の特性を生かした身近な生活環境の整備を、自ら主体となって発意し
(都市整備局地域まちづくり課)	実施することを目的として、市民から身近なまちのハード整備に関する提
	案を募集し、最高 500 万円の整備助成金を交付するなど市民が主体となっ
	た整備の支援を行う事業。応募前の活動は支援制度の対象となる。
⑦地域交通サポート事業	既存バス路線がない地域などで、小型バスなど生活に密着した交通手段の
(道路局企画課)	導入に向けた地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行にいたる
	までの事業の立ち上げに対して支援を行う事業。

3組

8顕

11

【表 2-2】支援制度の内容

支援制度	対象	内容	支援期間	
まちづくりコーディネ ーター等の単発派遣		まちづくりコーディネーター等が地域 まちづくり活動団体に対し指導助言を 行う。	5年間	
まちづくりコーディネ ーター等の年間委託	地域まちづくり活動団体 (地域まちづくりグループ、 地域まちづくり組織、 建築協定運営委員会)	まちづくりコーディネーター等が地域 まちづくり活動団体に対しルール、プ ランの策定に必要な指導助言や案の作 成などを行う。	3年間	
地権者情報の提供	建梁 肠	地域まちづくり活動団体に対し地権者 情報の提供を行う。	期間の制限なし	
活動助成		地域まちづくりの活動に必要な経費の 一部を助成する。	5年間	
事業助成	地域まちづくり組織	地域まちづくりプラン等に基づき実施 する事業整備費を助成する。	3年間	

ア 出前塾

出前塾とは、活動を始めようとしている又は初動期の団体に市職員が地域に出向いて活動の進め方やまちづくりの制度等に関する説明を行うものである(地域まちづくりグループの登録は不要。)。内容は、建築協定更新のスケジュール等の説明や、ルール・プラン等(地区計画、建築協定、地域まちづくりルール・プラン等)の制度に関する説明が多い。

近年は、連合自治会・町内会や複数の単位町内会など課題検討の対象エリアが比較的広いものが見受けられる。

イ 地域まちづくりグループ F-タブック P.88

地域まちづくりグループは、地域まちづくりに関する活動を行う5人以上の市民等の団体で登録することができるものである。有効期間は2年間で、延長することが可能である。この制度は、地域住民にグループの活動が周知されること、様々なグループ相互の交流が進むことを目的としており、グループの活動を周知するため、横浜市のホームページにグループ登録簿を掲載している。

平成 25 年度は 16 グループ、26 年度は 7 グループの新規登録があり、17 年度~26 年度の登録累計は 227 グループである。なお、26 年度末までに 127 グループが登録を終了したため、27 年 3 月 31 日現在の登録数は 100 グループである。登録数の大幅な減少は、24 年度より建築協定運営委員会はグループ登録をしなくても支援制度が受けられるようになったことが主な要因と考えられる。

直近2年間の新規グループについて活動内容別に見ると、地域まちづくりプランの検討と、バス路線の検討・充実を目指す地域交通サポート事業をテーマとする団体が各8件で最も多かった。また、見守り、子育て支援などを含めたまちづくりについて幅広く捉えた登録が増えていることが特徴としてあげられる。

現在登録されている地域まちづくりグループ全体では、建築協定の割合が20%と最も多く、次いで地域まちづくりルールが16%、再開発が15%、地域交通サポート事業が14%となっている。

データ ブック

度

主

28

顕

委員会

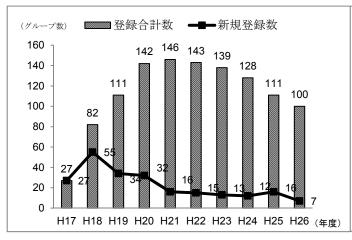
資料

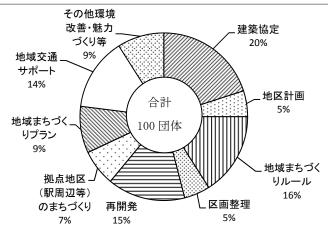
【表 2-3】平成 25、26 年度の地域まちづくりグループの活動内容別新規登録数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

カテゴリー	活動内容	H25	H26	合計
ルールづくりが	建築協定			
テーマのグループ	地区計画			
(以下ルール系)	地域まちづくりルール	5		5
	区画整理			
事業検討・プランづ	再開発		2	2
くりがテーマのグル	拠点地区(駅周辺等)のまちづくり			
ープ(以下プラン系)	地域まちづくりプラン	7	1	8
	(内 まちの不燃化推進事業の活動)	(2)	(0)	(2)
その他(上記以外の	地域交通サポート	4	4	8
生活環境改善)	その他環境改善・魅力づくり等			
	슴計	16	7	23

【図 2-1】地域まちづくりグループ登録合計数※ 及び新規登録数の推移(各年度末現在)

【図 2-2】地域まちづくりグループの活動内容の割合 (平成 27 年 3 月 31 日現在)





※ 登録合計数とは、登録抹消した団体を除く、各年度末時点の グループ数

ウ まちづくりコーディネーター等の派遣・年間委託

(ア) 第8期まちづくりコーディネーターの登録・派遣状況 F-タブック P.118、124

まちづくりコーディネーターはまちづくり活動を支援する専門家で、地域まちづくりグループ等の要望に応じて地域に出向き、組織の設立、プラン・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言やコーディネートを行っている。

現在、第8期(平成24年8月10日~29年3月31日)78名が登録されている。このうち11名は25、26年度の追加登録である。

7

11

【表 2-4】 まちづくりコーディネーターの分野別登録状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)

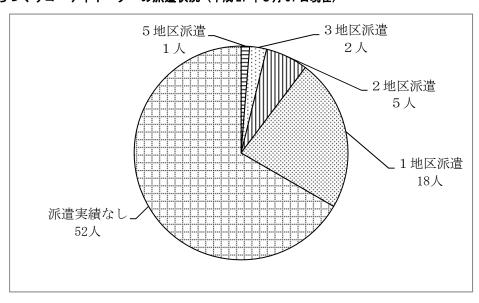
分野	登録者数 (人)	合計
ルールづくり又はプランづくり等	59	
市街地開発事業等	47	78
防災まちづくり等	47	

- 注)登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない
- 注) まちづくり支援団体の資格構成員との重複登録者 35 名を含む

平成 25、26 年度のまちづくりコーディネーター等の単発派遣の地区は 32 地区(延べ 53 地区)で、単年度毎の派遣地区数は、25 年度は 26 地区、26 年度は 27 地区である。まちづくりコーディネーター78人のうち地域に派遣されたのは26人で、かつ複数の地区に派遣されたのは8人である。最も多い派遣地区数は5地区で1人だった。一方で、全体の約3分の2にあたる 52 人が派遣実績なしとなっている。その理由は、①複数年にわたる活動継続中の変更はないこと、②新規の派遣地区が少ないこと、③新規の場合、経験・実績や得意分野が重視されることなどが考えられる。なお、福祉などを含む幅広いテーマの検討を進めるグループに対しては、地域福祉保健計画策定などのソフト分野でも実績のあるコーディネーターの派遣を行った。

地域まちづくりグループに対するアンケート結果 (P. 145) を見ると、コーディネーター等に期待する役割は地域に合った合意形成手法の提案が最も多く、地域の具体的な課題の抽出とプラン・ルール案の作成がそれに続いている。

【図 2-3】 まちづくりコーディネーターの派遣状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)



(イ) 第4期まちづくり支援団体の登録・派遣等の状況 データブック P. 119~121 (表 6-3-1、6-3-2)

まちづくり支援団体は、市と協働で地域まちづくりの支援を行う団体であり、市の依頼で地域への支援を行うだけでなく、主体的に相談対応・支援・普及啓発活動を行う団体である。現在、第4期(平成24年8月10日~29年3月31日)10団体が登録されているが、このうち1団体は26年度の追加登録である。まちづくり支援団体資格構成員の合計は87名で、そのうち40名がまちづくりコーディネーター登録者である。

ブック 1 歴

資料

まちづくり支援団体は、横浜市と取り交わした協働協約書に基づき主体的に活動を行うことになっているが、活動件数、相談件数はどの団体も少なく、相談件数0の団体が 10 団体中3団体あった。支援団体のあり方、存在意義を見直す時期にきている。

【表 2-5】まちづくり支援団体及びその構成員一覧(平成 27 年 3 月 31 日現在)

団体名	資格構成員 総数 (コーディネー ター登録者数)	相談対応の状況 (平成25・26年度実績)
NPO 法人日本都市計画家協会横浜支部	9 (7)	なし
NPO法人横浜プランナーズネットワーク	25 (17)	月1~2件程度
公益社団法人日本技術士会神奈川県支部	10 (1)	年1件程度
NPO 法人横浜市まちづくりセンター	9 (4)	数件あり
横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター	7 (0)	なし
NPO 法人都市住宅とまちづくり研究会	6 (6)	なし
NPO 法人都市防災研究会	5 (1)	年1~2件程度
NPO 法人市民セクターよこはま	5 (1)	年4件程度
NPO 法人文化メリットを創る会	6 (0)	年1件程度
有限責任事業組合まちテラス	5 (3)	数件あり
合計	87 (40)	

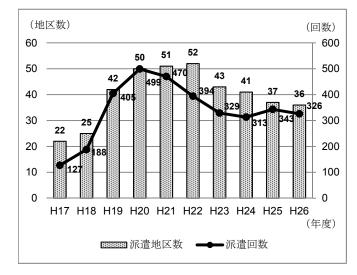
(ウ) まちづくりコーディネーター等との意見交換等

最近の地域まちづくりや支援ニーズの状況を伝えたり、コーディネーター等同士の意見交換を行う機会を2年に1回設けている。直近では平成26年11月に「まちづくりコーディネーター等の意見交換会」と題して開催した。また、よりタイムリーな情報を届けられるよう、26年12月にメーリングリストでの情報提供を開始した。これまでに最新の認定情報やまちづくり支援団体によるシンポジウムの開催のお知らせなどに活用している。

(エ) まちづくりコーディネーター等の単発派遣 データブック P. 124 (表 6-4-1、6-4-2)

平成25年度のまちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体の派遣地区数は37地区、派遣回数は延べ343回で、1地区あたりの平均派遣回数は約9.3回、26年度の派遣地区数は36地区、派遣回数は336回で、1地区あたり平均派遣回数は約9.3回となっている。過年度と比べ、地区数は減少傾向、派遣回数は増加傾向となった。

【図 2-4】年度別まちづくりコーディネーター等派遣実績



支

報

10

委員

組局

(オ) まちづくりコーディネーター等の年間委託 データブック P. 126 (表 6-5)

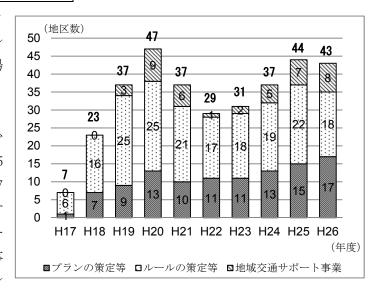
年間委託は、地域まちづくりグループ等に対し、まちづくりコーディネーター等を年間を通じて派遣する支援である。ルール・プラン等の策定に向けた本格的な検討活動への支援を対象とし、市からまちづくりコーディネーター等への委託によって実施している。

平成 25 年度はプラン策定を目的とした 6 地区、ルール策定を目的とした 3 地区の計 9 地区、26 年度はプラン策定を目的とした 3 地区、ルール策定を目的とした 5 地区の計 8 地区で活用された。また、コーディネーター等の年間派遣から独立した支援メニューとなった地権者情報は、25 年度は 16 地区、26 年度は 11 地区に提供した。この多くは建築協定の更新活動に活用されている。

エ 地域まちづくり活動助成 データブック P. 127 (表 6-6)

地域まちづくり活動助成は、ルール・プランづくり等の検討を行う地域まちづくりグループ等に対し印刷費や通信費、会議等の会場借上費などの活動費を助成するものである。 支援の期間の上限は5年間としている。

支援地区数は、平成20年度をピークに減少していたが、23年度以降、徐々に増加し、25年度は44地区、26年度は43地区の計延べ87地区で、23、24年度の延べ68地区と比較すると約20地区の増となった。増加の要因の一つは、プランの策定及び地域交通サポート事業の支援の増加にある。25、26年度にプラン



策定等で支援した地区の多くが 27、28 年度頃の地域まちづくりプラン認定を目指している。また、地域交通サポート事業の増加は、超高齢社会を迎えて公共交通の需要が高まっていることによる。

オ 制度の活用促進のための改善

地域まちづくり活動は、計画的に進めることが望ましいため、活動助成金の申請に変更規定を定めていなかったが、年度途中の活動の前倒しなどにも柔軟に対応できるよう、平成 25 年度に変更の申請に関する規定を新設した。

また、建築協定等の策定や見直し作業に必要となる地権者情報の提供については迅速化を考慮し、申請から情報提供までの時間を短縮するとともに、手続きを簡素化できるように制度を改善した。

カ ヨコハマ市民まち普請事業

ョコハマ市民まち普請事業は、市民から身近なまちの整備に関する提案を募集し、2段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し、最高500万円の整備助成金を交付するもので、地域まちづくり推進条例の施行と同じ平成17年度から開始した。

ブック

(ア) 事前登録制度

一次コンテストに応募することを検討している団体に登録していただき、提案応募内容やグループの意見をまとめることを支援するため、必要に応じて本市からまちづくりコーディネーターを派遣する制度である。

平成25年度は2団体から事前登録申請があり、まちづくりコーディネーターの派遣を行ったが、 実際にコンテストに応募したのは1団体で、応募を見送った団体は時機を見て改めて応募を検討す ることとなった。26年度も2団体から事前登録申請があったが、提案の応募と同時に登録されたた めコーディネーター派遣を要するタイミングではなく、派遣には至らなかった。

(イ) コンテスト応募状況等 データブック P. 155 (表 7-1-3)

コンテスト応募時期の相談件数は平成 25 年度が 20 件、26 年度が 19 件であった。24 年度までの 過年度平均相談数は約 16.1 件/年となっている。(事業開始年度の相談件数は 26 件となっており、 その年を除いた過年度平均相談数は約 14.7 件/年である。)

25、26 年度は、計13 件が一次コンテストに応募し、6 件が二次コンテストで選考され、整備に向けた活動を行った。提案案件の整備場所は、商業地等と住宅地が6 件ずつ、市街化調整区域が1件となっている。メインの整備内容は休憩・交流施設が8 件、整備テーマも地域交流が7件となっており、活動や交流のための拠点整備の提案が増えている傾向にある。

【表 2-6】ヨコハマ市民まち普請事業の分類別応募団体数(平成 25、26 年度)

		整備 場所		メインメイン整備内容整備テーマ											
年度	商業地等	住宅地	市街化調整区域	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	地域交流	二次通過数
H25	3	2	1	_	_	2	_	3	1	_	1	1	1	3	3
H26	3	4	-	_	-	-	1	5	1	2	_	ı	1	4	3
合計	6	6	1	_	_	2	1	8	2	2	1	1	2	7	6

(ウ) 活動助成等の支援 データブック P. 155 (表 7-1-3)

一次コンテストで選考され、活動助成対象グループに決定すると、二次コンテストに向けて行う活動に要する費用として、グループの申請に基づいて限度額を 30 万円とする活動助成金を交付している。

使途としては、一次コンテスト後に提案精度の向上を図るために、まちづくりコーディネーター等による専門的視点でのアドバイスが重要となっていることから、その割合が高くなっている。また、周辺住民等に周知するための広報資料印刷費等としても利用されており、地域でのまちづくり活動に係る理解が深まり、仲間づくりが広がる等の効果につながっている。

また地域まちづくり課では、担当職員を決めて、土地や建物の管理者との協議や関係法令等の適合に関する支援を行っている。

2

6

の 取 組 局

【表 2-7-1】ヨコハマ市民まち普請事業 平成 25、26 年度 活動助成金の活用状況(1)

活動助成金額等			
交付総額(千円)	3, 054		
交付数(件)	計	11	
	H25	6	
	H26	5	
最高額(千円)		300	
最低額(千円)		223	

【表 2-7-2】ヨコハマ市民まち普請事業 平成 25、26 年度 活動助成金の活用状況(2)

経費項目	平均額(円)	割合 (%)
まちづくりコーディネーター等への謝礼・技術料	160, 909	58. 0
図面作成費	57, 772	20.8
模型材料費	9, 193	3. 3
調査実験の器具・材料費	10, 788	3. 9
用紙等事務用品費	9, 395	3. 4
資料等のコピー又は印刷費	12, 351	4. 5
会場使用料又は機材賃借料	6, 509	2. 3
参考図書等の購入費	3, 100	1. 1
資料等の郵送費	279	0. 1
写真及び映像記録費	7, 172	2.6
合 計	277, 468	

ブック

1 概

10

湘江

12

(2)地域まちづくりの実績

平成 25、26 年度における地域まちづくり組織等の認定及びヨコハマ市民まち普請事業等の実績については次のとおりである。

<u>ア 地域まちづくり組織</u> データブック P. 100、101 (表 3-1、図 3-2-1)

地域まちづくり組織は、地域住民等の多数の支持を得た団体として認定され、地域まちづくりプランや地域まちづくりルールの策定や運用等の主体となる。このため、地域まちづくりプランやルールと同時に認定されることがほとんどである。

条例施行後、地域まちづくり組織は毎年認定されており、都心部と郊外部南部の団体が比較的多い。

(ア) 新たな組織認定は8団体、平成26年度末時点で31団体認定

平成 25、26 年度は、計8団体の組織を新規で認定した。内訳は、25 年度が「メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会」、「新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会」、「六角橋商店街連合会」の3団体、26 年度は「わがまち北方防災まちづくり協議会」、「山下地区安全・安心まちづくり協議会」、「下野谷1・2丁目防災まちづくり協議会」、「洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運営委員会」、「東山田準工地域をまもる会」の5団体となっている。また、このうち母体組織が自治会町内会である組織が7団体、商店街である組織が1団体となっている。

26 年度末までに、地域まちづくり組織は 31 団体が認定を受けており (うち1 団体は 26 年 3 月 31 日時点で認定が終了)、そのうち 26 年度末現在、地域まちづくりルールの認定を受けているのが 17 団体、地域まちづくりプランの認定を受けているのが 13 団体となっている。このうち、「滝頭・磯子まちづくり協議会」は、地域まちづくりプランと 2 つの地域まちづくりルールの認定を受けている。

「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」、「下野谷1・2丁目防災まちづくり協議会」は組織認定のみを受けている。

(イ)組織の活動内容は多様化の傾向

この2年間に認定された組織のうち、プラン系の組織については「わがまち北方防災まちづくり協議会」や「下野谷1・2丁目防災まちづくり協議会」など、これまでと同様に防災を活動目的とした組織も多いが、「東山田準工地域をまもる会」は準工業地域と住宅地との共存などの住環境維持、「新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会」は道路交通の問題の観点から安心・安全なまちづくりと、組織認定の目的が防災以外にも広がってきている。

グループ

データ

9

12

の他取区

【表 2-8】地域まちづくり組織の類型 (平成 27年3月31日現在)

母体組織の凡例 ●:自治会町内会 ■:商店街 ★:企業団体 下線はプラン検討中

地域 類型	プランの策定・実行を目的とした組織	ルールの策定・運用を目的とした組織
	●■お三の宮通りまちづくり委員会(南区)	●元町自治運営会(中区)
		■協同組合 元町エスエス会(中区)
都心部		■商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート(中区)
		■馬車道商店街協同組合(中区)
		■大倉山エルム通り街づくり委員会 (港北区)
	●新子安まちづくり推進委員会(神奈川区)	■大口通商店街協同組合(神奈川区)
	●米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会(磯子区)	●メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会(磯子区)
		●洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運営委員会
		(磯子区)
	●鶴見区市場西中町まちづくり協議会(鶴見区)	
都である。まち	●東久保夢まちづくり協議会 (西区)	
. ທ	●一本松まちづくり協議会(西区)	
海燃	●住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会(中区)	
部。推	●三春の丘まちづくり協議会(南区)	
臨海部周辺不燃化推進事業	●浦島町まちづくり協議会(神奈川区)	
莱	●寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会(金沢区)	
対象地区	●■滝頭・磯子まちっ	づくり協議会(磯子区)
地	■六角橋商店街道	連合会(神奈川区)
	●わがまち北方防災まちづくり協議会(中区)	
	●下野谷1・2丁目防災まちづくり協議会(鶴見区)	
	●新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会(保土ケ谷区)	●荏田北二丁目自治会住環境委員会(青葉区)
郊外部	●山下地区安全・安心まちづくり協議会(緑区)	●湘南桂台自治会(栄区)
SPALDS		●丸山台自治会 (港南区)
		●東山田準工地域をまもる会(都筑区)
臨海部		★一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会(金沢区)
四年9		★協同組合 横浜マーチャンダイジングセンター (金沢区)

注)地域類型は横浜市都市計画マスタープラン全体構想(P.73)より

イ 地域まちづくりプラン

地域まちづくりプランは、地域まちづくり組織が、地域住民等の理解や支持を得ながら、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組を文章や図などを用いてまとめ、その実現に向けて活動を行うものである。認定を受けた地域まちづくりプランに基づき行うまちの整備事業は、地域まちづくり支援制度の事業助成(上限:年間 500 万円)の対象となる。

(ア) 新たなプラン認定は3件、平成26年度末時点で13件認定 データブック P. 103~106(図 4-1、表 4-1-1)

平成 25、26 年度に新たに認定した地域まちづくりプランは、計 3 件であった。内訳は、25 年度は「新桜ケ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン」の 1 件、26 年度の「わがまち北方防災まちづくり計画」、「山下地区安全・安心まちづくりプラン」の 2 件である。

26 年度末現在、地域まちづくりプランは 13 件である。地域まちづくりプランをテーマ別に見ると、防災まちづくりが 13 件のうち 9 件で、約 7 割を占めており、依然としてプランの多数を占めているが、直近 2 か年度に認定したプランを見ると、3 件中 2 件は防災まちづくり以外の分野のプランとなっている。うち、「新桜ケ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン」は、安心安全な道づくりをテーマに子どもや高齢者にやさしいまちづくりを掲げたプランである。また、「山下地

全体概況

Ⅰ報告書

I 見解書 及び

データ ブック

榧

要 2 グループ 3 組 織 4 プラン

5 ルール 6 支援制度 7 まち普請

顕彰 9広報

10

委員会 11名区推進状

52 12 の取組 局

資料

区安全・安心まちづくりプラン」は都市計画道路の整備をきっかけとした拠点整備、交通などをテーマにした総合的なまちづくりのプランである。

【図 2-6】地域まちづくりプラン及び都市計画マスタープラン地区プランの分布(平成 27 年 3 月 31 日現在)



見解書

及び

5

ル

12 の他 取区

組局

ウ 地域まちづくりルール、建築協定、地区計画

地域発意によるルールづくりについては、地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルールのほかに、建築協定、景観協定、地区計画※など、様々な制度がある。制度の選択については、制限内容、担保性の程度、運用主体などを勘案して、市や専門家の助言を踏まえて地域が決めている。

なお、各ルールの策定主体は、建築協定・景観協定は地権者で、地区計画・景観計画は市であるが、 いずれも地域の土地所有者等がルール案の検討を行っている。

※参考:まちのルールの種類(横浜市都市整備局地域まちづくり課ホームページ)

http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/#machirule_syurui

(ア) 新たな地域まちづくりルール認定は4件、平成26年度末時点で17件認定

データブック P. 108~110(図 5-1、表 5-1)

地域まちづくりルールは、地域まちづくり組織が、建築物などの制限だけでなく、地域で守るべき生活環境等に関する制限も含め幅広い内容を定めることができるものである。

平成 25、26 年度に新たに認定した地域まちづくりルールは、計4件であった。内訳は、25 年度は「メール・ド磯子まちづくりルール」、「六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)」(26 年度変更認定)の2件、26 年度には「洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール」、「東山田準工地域まちづくり協定」の2件となっている。

4地区とも、地域のニーズにあった内容を自由に決められるという制度の特長を生かし、その地区ならではの工夫を凝らした内容が定められている。郊外の戸建住宅地である「メール・ド磯子」と「洋光台六丁目南地区」では、生活環境に関わるルールの一つとして空き地・空き家の管理に関する事項が定められているが、郊外住宅地でこうした内容が定められるのは初めてである。「六角橋商店街地区」では、防災上課題のある商店街として、商店街としての街並みや賑わいを守るルールに加えて、建築物の構造、消防活動上有効な通り抜け通路、アーケード状の上屋などに関する規定が定められている。「東山田準工業地域」では、工場等の操業環境の保全と住宅等との共存を目的とし、準工業地域であることを認識し、騒音、振動、臭気等に配慮した建築計画とすることなども定めている。

なお、「メール・ド磯子」は、建築協定から移行した地区である。地域まちづくりルールについては、条例が施行された 17 年度の建築協定連絡協議会「秋の勉強会」で取り上げられるなど建築協定関係者からも注目を集めていたが、合意形成方法や担保性の違いなどから実際に移行する地区はこれまでなかった。今回、建築協定の未合意地も含めて丁寧な合意形成を行い、穴抜けのない地域まちづくりルールを策定した「メール・ド磯子」の事例は、今後のモデルになると期待される。

26 年度末現在地域まちづくりルールは17件である。地域別に見ると、商店街や住宅地のルールが多いが、工業団地のものも3件ある。

(イ) 建築協定は2年間で23地区が新規締結・更新し、失効地区は0

データブック P. 111、112(表 5-2-1、表 5-2-2)

建築協定は、都市計画法や建築基準法による一般的な制限に加えて、土地所有者等の全員の同意によって、建築物に関する制限を定め、建築基準法に基づき、市長が認可するものである。

ル

平成26年度末現在、市内の建築協定は180地区で、このうち25、26年度内に建築協定の新規締結・更新を行った地区は、23地区となっている。内訳は新規2地区、更新21地区である。25、26年度中に有効期限満了を迎えた建築協定は21地区あり、これら全ての地区で期限内に更新をした。

建築協定が策定された地区は昭和の高度成長期に造成された戸建住宅地が多い。建築協定が最初に締結された当時とは社会情勢も変化しているため、人口減少・少子高齢化の進展を踏まえた地域課題に対応した見直し検討が必要であるが、一部でバリアフリー対応等の制限変更が見られるのみで、その他の建築制限についてはほとんどそのまま更新されている。

(ウ) 地域発意による地区計画は 1 地区増加し 24 地区に データブック P. 113 (表 5-3-1、5-3-2)

地区計画は、都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画であり、まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるものである。

今回決定された1地区(港北大曽根南台地区)は、昭和30年代に宅地開発された戸建住宅を中心とした低層住宅地で、これまで保たれてきた良好な住環境を維持・保全するため、地区計画策定に向けた活動を7年以上もの長きにわたって継続した結果、平成25年に策定されたものである。

なお、26 年度末現在、地区計画は 106 地区で決定されているが、このうち 24 地区は地域発意型である。

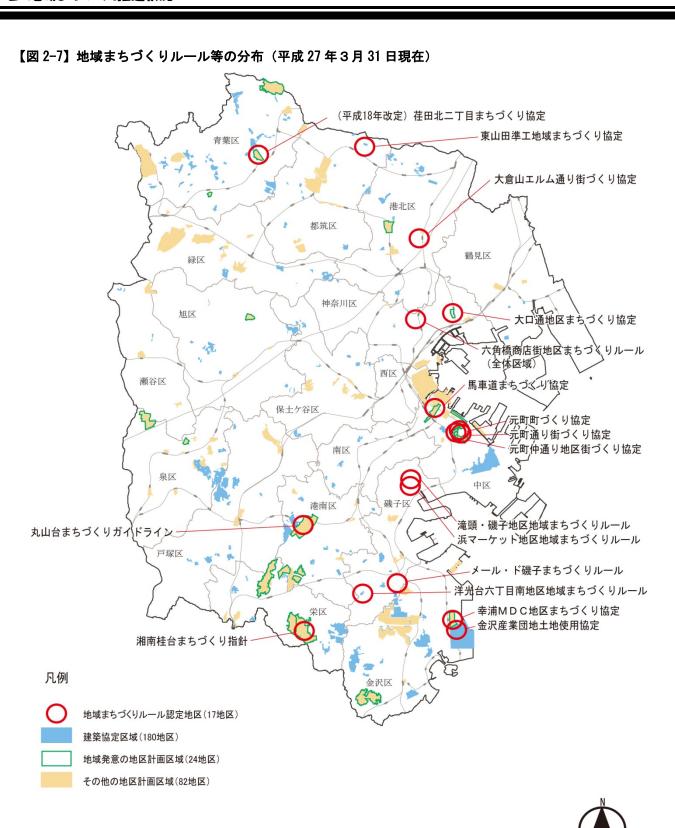
(エ) 地域まちづくりルールと地区計画の併用 データブック P. 109、110 (表 5-1)

平成 26 年度末時点で認定された地域まちづくりルールの数は 17 件、地域発意型の地区計画は 24 件で、このうち地域まちづくりルールを併用している地区計画は 8 件となっている。また、地域発意型の地区計画には、認定を受けていないがまちづくり協定等を定めているものが 10 件あり、あわせると 24 件中 18 件が地元主体のルールを定めていることになる。

併用する目的としては、まちづくり協定を長年運用してきた地区が担保性を高めるため一部の制限を地区計画でも定めるケース、建築協定から地区計画に移行した地区が地区計画では定められない制限をまちづくり協定等として定めるケースが多くなっている。併用により担保性と幅広い制限内容、地域による運用という一つの手法では実現できない効果をあげている。また、ルールがない地区で地区計画の策定を目指している場合、まず地域まちづくりルールの策定を目指すことにより、段階的に円滑な合意形成が図られている。

ブック

1 概



全体 概況

データ

ブック

顕

エ ヨコハマ市民まち普請事業

(ア) 平成 25、26 年度の整備状況 データブック P. 155~161 (表 7-1-4)

平成 25、26 年度に整備された件数は、計 6 件である。内訳は、25 年度は「瀧乃川源流の湧!優!悠!防災井戸作り(防災井戸、池の再整備)」、「夢・街のナビゲート大倉山コンシェルジュパーク(地域交流施設)」、「中川駅前中央遊歩道のルネッサンスプロジェクト(遊歩道等の緑化)」の3件、26 年度は「町の防災拠点づくり(自治会館への防災備蓄庫整備)」、「女性の笑顔で人と人をつなぐ地域応援プロジェクト(地域交流施設)」、「戸塚に新しい親子の居場所「ひろばカフェ」をつくろう(コミュニティカフェ)」の3件であった。応募と同様に拠点系の整備が多い。

【表 2-9】平成 25、26 年度 整備概要

区名	整備提案名	整備グループ名	整備概要
平成 2	5 年度整備		
神奈川	瀧乃川源流の湧!優!悠! 防災井戸作り	瀧乃川保存を考える 会	日頃から「片倉うさぎ山公園」の清掃活動などの活動に取り 組む近隣住民が、災害などの非常時には水の確保が重要だと考 え、源流域の特性を生かして井戸掘り等を提案した。 地域の子どもたちも参加し、手作業で井戸を掘削し生活用水 用の井戸を整備し、公園内の池の整備を行った。公園は地域住 民の憩いの場、安心の場となっている。
港北		H-3> -> -\	商店街の事務所を地域交流施設「大倉山おへそ」として整備 した。魅力的な空間にするために、整備グループと地域住民が 協力して小箱ショップの棚や作業しやすい机、インターネット が利用できる室内など、温かな雰囲気の拠点となっている。 地元の人も気軽に立ち寄り、貸スペースの利用者が運営にボ ランティアで参加するなど、支える人の輪も広がっている。
都筑	中川駅前中央遊歩道の ルネッサンスプロジェクト	特定非営利活動法人 ぐるっと緑道	横浜市営地下鉄ブルーライン中川駅前の商店街地区は人通りが少なく、賑わいに課題があった。そこで、歩道橋の階段に地域の中学生が花や木のイラストを描き、人の流れを誘導。遊歩道に花壇・プランターを整備し、花木と緑によるまちづくりに取り組んだ。 店舗前の花壇には店舗が散水するなどの仕組みをつくり、地域の人が継続的に参加して、まちづくりに取り組んでいる。
平成 20	6 年度整備		
神奈川	町の防災拠点づくり	松ケ丘自治会	地形上の面から災害時の避難に課題のある地域で、自治会館を一時的に避難できる場所として活用しようと考えた。 防災用品は揃えてきていたが収納する場を確保する必要があり、自治会館を改修して防災備蓄用倉庫を整備した。 倉庫内には非常食、寝具類、子育てサークル用のマットや紙オムツ、カーペット等を丁寧に収納している。
西	女性の笑顔で人と人をつな ぐ地域応援プロジェクト	特定非営利活動法人 ディアナ横濱	空き店舗を主に女性を対象として「美」をテーマにしたサロンに整備した。地域の高齢化の状況もあり、家庭に閉じこもりがちになってしまう女性のニーズに応える活動を行うことで人との接点となる機会づくりに取り組んでいる。 女性が元気になることで、家庭や地域も活性化され、過ごしやすい、暮らしやすいまちがつくられている。

データ ブック

5 ルール 6

資料

(つづき)

区名	整備提案名	整備グループ名	整備概要
戸塚	戸塚に新しい親子の居場所 「ひろばカフェ」をつくろ う	特定非営利活動法人 こまちプラス	出産後の孤独な子育て環境を改善しようと活動していたグループが、主な対象を親子とするコミュニティカフェとだれもが利用できるレンタルフリースペースを整備した。 「親同士の交流の場がほしい」という子育て中の母親、「子育てを応援したい」というシニア、「商店街に賑わいを取り戻したい」という地域の人々の交流の場となっている。

整備助成金の活用状況を使途別に見ると、支援目的が施設整備に係る助成であるため、工事費の割合が高くなっている。その1割は、整備グループが材料を購入し、地域住民が参加する手づくり工事の材料費となっている。これらの経験を多くの市民が経験することで、整備された施設に愛着が湧き、いつまでも大切に活用されることにつながっている。

【表 2-10-1】平成 25、26 年度 整備助成金の活用状況 (1)

整備助成金額等		
交付総額(千円)		21,020
	計	6
交付数(件)	H25	3
	H26	3
最高額(千円)		5,000
最低額(千円)		600

【表 2-10-2】平成 25、26 年度 整備助成金の活用状況 (2)

経費項目	平均額(円)	割合 (%)
設計費	100,000	2.9
工事費	3, 307, 431	94. 4
うち、材料購入分	332, 043	10.0
委託工事分	2, 975, 388	90.0
工事監理費	84, 200	2.4
活動費	11, 762	0.3
合 計	3, 503, 393	

ブック

(3)プラン推進・ルール運用の状況

策定された地域まちづくりプランの推進や「まちのルール」の運用の状況、また、それらを通してのまちづくりの進展や広がりの状況や、地域まちづくりの継続的な支援の状況は次のとおりである。

<u>ア 地域まちづくりプランの推進</u> データブック P. 104~106、128 (表 4-1-1、6-7-1)

各地区とも、地域まちづくりプランに基づき、様々な取組を進めている。防災まちづくりを進める地区では、狭あい道路の拡幅整備や防災マップの作成、地域内の空き家などの確認や設置した井戸ポンプなどを活用した防災訓練などの活動を進めた。通過交通の問題に取り組む新桜ケ丘二丁目地区では、事業助成の活用以外に交通安全パトロール等の活動や、交通規制について警察との協議を進めた。

平成 25、26 年度においてプラン実現のために地域まちづくり事業助成を活用した地区は5地区 (延べ8地区) となっている。防災まちづくりを進める地区では、防災設備(防災備蓄庫、防災井戸ポンプ、雨水タンク、かまどベンチなど)の整備や避難路の案内看板設置を行った。安全安心のみちづくりを目指す新桜ケ丘二丁目地区では、交通看板の設置を行った。

プランの推進における課題について、地域まちづくり組織を対象としたアンケート結果を見ると、「自立した活動が出来ているが活動メンバーが増えない」、「まちづくりの情報・専門的な知識が不足している」、「財政状況が良くない」などが挙げられる。

イ 地域まちづくりルールの運用 データブック P. 108~110 (表 5-1)

地域まちづくりルールに関する建築等行為者と組織との協議件数及び本市への届出件数の動向を見ると、平成25、26年度は増加傾向にある。これは、市の行政地図情報システム(i-マッピー)などのホームページに地域まちづくりルールが掲載されている効果や、横浜市開発調整条例に協議を位置付けたこと、社会経済状況として一般的に不動産に関する動きが増えていることなどが考えられる。

また、地域では、ルール内容の周知のために看板の設置や地域住民に配布するルールガイドブックの作成・配布などの運用が円滑に進む取組があり、これらに対して地域まちづくり支援制度の活動助成金が活用された。

「元町自治運営会」、「協同組合 元町エスエス会」及び「商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート」は、一部の地域が重なっていること、それぞれが持つ3つの既存のルールに類似性や関連性があることから、ルールを守りやすくかつ運用しやすくするための見直しを行った(変更認定は27年度)。

ウ 建築協定の運用

各運営委員会による建築協定の運用にあたっては、地域の運用主体である建築協定運営委員会等が相互に連絡を取り合い、情報交換、普及啓発等を行うために昭和 59 年に横浜市建築協定連絡協議会を設立した。この連絡協議会では、毎年度、初心者研修、制度や運用に関する勉強会の開催や、「建築協定だより」やマニュアルによる情報提供など、建築協定の運用をより円滑に進めるための普及を行っている。

全体概況

→報告書

見解書見び

データ ブック 1 概

要

2 グループ 3 組 織 4 プラン

ルール 6 支援制度 7 まち**普**請

5

10

12 の 取 組 局 エ ヨコハマ市民まち普請事業の整備後の取組

(ア)整備主体への顕彰

平成 25 年度に「特定非営利活動法人ぐるっと緑道」によって整備された「中川ルネッサンスプロジェクト」の取組は、環境省の「『みどり香るまちづくり』企画コンテスト」環境大臣賞(平成 26 年 1 月)、「横浜環境活動賞」実践賞(平成 27 年 6 月)を受賞した。

(イ) 地域まちづくりプラン策定への発展

平成26年度に「松ケ丘自治会」によって、自治会館内へ防災備蓄倉庫を整備した取組は、まちづくりの視点を加えた上で自治会区域の防災性のさらなる向上を目指す活動の契機となり、自治会を母体として「松ケ丘防災に強い町をつくる会」が組織され、「松ヶ丘まちづくりプラン」の策定を目指す活動に発展した。



「まち普請事業」で整備した防災備蓄庫の様子

(ウ) 企業連携の取組

まち普請事業は、地域まちづくり活動を発展させていく際の施設整備に係る助成事業として重要な役割を果たしている。その一方で、一層の事業認知度の向上を図り地域まちづくりの機運を向上していくことが求められている。また、施設を活用してまちづくり活動に取り組む市民には、整備終了後のまちづくり活動を継続していく際の資金を安定的に調達することが課題の一つになっている。

そこで、本市政策局共創推進課のテーマ型共創フロント事業を活用し、当事業の認知度や魅力の向上に資する提案を募集したところ、「ヤマト運輸株式会社」、「横浜読売会」、「株式会社ゼンリン」等から応募をいただき、新たな取組に発展した。

「ヤマト運輸株式会社」とは、空き店舗を活用した子育て拠点「こまちカフェ」において、地方メーカーの特産品を取り寄せて試食販売会を開催した。地方のメーカー、輸送事業者、こまちカフェなどの関係者に経済的な価値が生じるこの取組は、整備された他の拠点でも活用できる仕組みとなっている。(平成27年1月)

10

組局

「横浜読売会」には、市内で 40 万部発行されている月刊情報誌「ヨコハマよみうり」に当事業の情報を応募時期の前に 3 か月連続で掲載していただき、事業認知度の向上に御協力いただいた。その効果もあり、応募件数は、平成 25 年度 6 件、26 年度 7 件と増加傾向となっている。(平成 27 年 2 ~ 4 月実施)



「こまちカフェ」で実施した物産展の様子



「ヨコハマよみうり」に掲載された「まち普請」特集記事

(4)地域まちづくりの展開

「六角橋商店街連合会」は、平成 25 年度に認定された地域まちづくりルールに加え、総合的なまちづくりを目指すための地域まちづくりプランの策定に取り組んでいる。

また、地域まちづくりルールを策定した地区からまち普請事業への応募があるなど、これまでになかったまちづくりの展開が見られた。

建築協定は、一般的に締結・更新に係る地域の負担が大きい一方で、効力が及ぶ範囲が協定に合意した敷地のみで定められる項目も限定されているため、更新時期を機に地域まちづくりルールや地区計画への移行を目指す地区が出てきている。

まち普請事業を活用して整備された施設を活用し、各地区で様々なまちづくり活動が展開されている。本市としては、こうした取組を支援し、市民が主体となった活動が一層発展していくことを推進するため、整備主体の活動に資する企業との連携をマッチングするなど新たな価値の創出に取り組んでいく。

課題の一つとなっている、地域まちづくり支援事業の成果の客観的な評価手法の検討については、 その指標を策定することを目的として、地域まちづくり推進委員会の卯月委員長をはじめとする外 部有識者による研究会が立ち上げられ、本市も協力している。現在、まち普請事業がモデル事業と して、研究が進められている。

3 広報、普及、啓発活動及び顕彰事業

全体概況

Ⅰ報告書

見解書

データ ブック 1 概

專

2 グループ 3 組 織 4 プラン

5 ルール 6 支援制度 7 まち普請

10

委員会

地域まちづくり制度の広報、普及及び啓発活動として、メールマガジンや各制度を紹介した市民向けのパンフレット等を発行し配布している。

(1)広報、普及及び啓発活動 データブック P. 170~172 (表 9-1-1、9-1-2)

ア ヨコハマ 人・まち (広報誌、メールマガジン)

市民との協働によるまちづくりを推進するため、地域のまちづくりの事例を中心に、市民や企業の関わり方などを紹介するのもので、毎年度3回程度発行している。特に、人の関わりが伝わるような構成となるよう心がけ、読み手の共感が得られるよう努めている。

平成25年度の特集内容は「六角橋商店街のまちづくりルール」、「ほどがや人・まち・文化振興会の取組」、「ヨコハマ市民まち普請事業 鼎談会」、26年度は「学生がかかわるまちづくり」、「横浜・人・まち・デザイン賞の効果」、「市民と企業の連携によるまちづくり」となっている。

メールマガジンについては、まち普請事業のコンテストの開催など、地域まちづくり課からの情報だけでなく、まちづくり支援団体、市民活動団体からの情報なども随時、機を捉えて情報発信を行った。

イ ヨコハマ市民まち普請事業

平成 26 年度はインターネットによる広報の一環として、You Tube でコンテストや整備の状況、 広報番組ハマナビでは、コンテストの模様や整備箇所の様子などを発信した。SNS(ソーシャル・ ネットワーキング・サービス)Facebook では、まち普請事業の協働事務局の運営によってコンテス トの模様をリアルタイムで発信したほか、整備箇所の様子や事業効果なども紹介した。

ウ まちづくりコーディネーター等向けの広報等

中間支援を担うコーディネーター等に地域への支援にあたって参考となる情報を、タイムリーにお届けできるよう、平成27年1月からまちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体資格構成員のうち希望者を対象としたメールマガジンの配信を始めた。これまで、認定案件のある地域まちづくり推進委員会の開催のご案内や議事内容の報告などを配信した。このことにより、認定案件の審議状況の傍聴者が出てきた。

エ 他局との連携による啓発

市民局及び市民活動支援センターによる共催でスタートした「つながりのまちづくりフォーラム」は、地域の様々な主体や関係者がつながることで、地域の課題を解決した事例を紹介することにより、地域活動の普及・啓発を行うイベントである。平成25年度開催時にはヨコハマ市民まち普請事業の事例が紹介されるなど、広くまちづくりを対象としていることから、26年度からは都市整備局も共催に加わった。(健康福祉局も同時に共催に追加された。)

26 年度開催時には、地域と地元企業の連携事例として、地域まちづくり支援制度を活用した地域 交通サポート事業による四季美台のバス開通の取組と、地域福祉保健計画の実現のために地域と区 役所の地区担当者及びまち普請事業が連携した事例として、見守りの拠点を整備した瀬谷区阿久和 地区の「みまもりの家」の整備の取組を紹介した。

ブック

オ 住民合意形成ガイドラインの改訂

まちのルールづくりについては、特に法令に基づく建築協定と地区計画の検討にあたっては専門的な知識やノウハウが必要になるため、制度を理解してもらうためのパンフレットだけでなく、市民向けのマニュアル等を発行している。平成 26 年度に「住民合意形成ガイドライン」の改訂を行った。これは、主に地区計画を地域発意でまとめていく際を想定して、合意の形成手法や手順などについて分かり易く記載したもので、17 年度に発行された。今回は、この 10 年間、まちづくりの支援を行う中で明らかになってきた合意形成の成功のポイントや陥りやすい失敗の原因など、様々な事例を踏まえてより分かりやすく使いやすいガイドラインになるよう改訂している。また、入手方法について見直し、これまでどおりの有償販売のほか、ホームページへの掲載も開始し、いつでも必要な部分をダウンロードして使えるようにした。

(2)顕彰事業

ア 横浜・人・まち・デザイン賞 | データブック P. 163~167 (表 8-1-2、表 8-1-3) |

地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、平成 11 年度から隔年で「横浜・人・まち・デザイン賞(地域まちづくり部門、まちなみ景観部門)」を3回実施した。その後、両部門の根拠となる条例の策定に伴い募集を休止していたが、条例の制定・関連要綱の施行を受け、20年度に再開し、26年度で第7回を迎えた。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と、魅力ある都市空間の形成に寄与している、まちなみ、建築物などを対象とする「まちなみ景観部門」の2部門で構成されている。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて表彰対象を決定している。なお、地域まちづくり部門では、第4回(21年度表彰)から顕彰対象の活動を支援した個人または団体も表彰することとした。

第7回の「地域まちづくり部門」の応募の内訳では、環境保全活動、地域活性化・地域交流に関する活動、伝統行事・歴史の継承活動が案件数で上位となっている。環境保全活動、地域活性化・地域交流に関する活動は、前2回も案件数の上位を占めており、傾向に特段の変化は見られない一方で、伝統行事・歴史の継承活動は前2回では1~2件程度の応募数であった。

「まちなみ景観部門」では、「地域まちづくり部門」との重複応募が4件あり、両部門のダブル 受賞には至らなかったものの、ハードとソフトの両面がそろうことで横浜の魅力を高めている。

(ア)表彰効果

平成23年度に表彰した団体にアンケート調査を行ったところ、表彰効果として、「活動意欲が向上した」、「自治体からの表彰により団体の信頼性が向上した」、「ミニコミ誌へ掲載され認知度が向上した」、「地域まちづくりに取り組む人が増加した」などの見解が示された。

表彰効果については、26年11月発行の広報誌「ヨコハマー人・まち」でも特集した。

5

10

委員会

(イ) 平成25年度表彰

第6回横浜・人・まち・デザイン賞では「地域まちづくり部門」本賞7団体、支援賞4団体、「まちなみ景観部門」7件を表彰した。

(ウ) 平成 26 年度選考 (27 年度表彰)

第7回横浜・人・まち・デザイン賞では「地域まちづくり部門」36件(43通)、「まちなみ景観部門」110件(140通)応募があった。「地域まちづくり部門」本賞6団体、支援賞3団体・1個人「まちなみ景観部門」7件を選考した。

イ 国土交通大臣賞表彰 データブック P. 169 (表 8-3)

国土交通省では、昭和58年から毎年6月を「まちづくり月間」と定め、様々な行事を実施しており、魅力あるまちづくりに功績のあった個人または団体に対し、国土交通大臣が表彰状を贈呈している。

本市では、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、「まちづくり功労者表彰」の候補者として 推薦することができる(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第7条)としている。

平成25、26年度はそれぞれ2件ずつ表彰を受け、これまでに計62団体が受賞した。

国土交通大臣表彰は、全国的には区画整理事業や再開発事業といったハード面の整備に伴って活動した団体が表彰される傾向が見られる。しかし、本市では横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦していることから、ハード面のみだけではなく、ルールづくり、福祉、ソーシャルビジネスなどのソフト面でのまちづくり活動も表彰対象に選考される結果となっている。

(ア) 平成 25 年度表彰団体と表彰理由

「鴨居原市民の森愛護会 (緑区)」は、多くの市民の協力を得て、粗大ゴミが散乱していた森を清掃活動により美しい森に再生した。

「戸塚西口共同ビル管理組合(戸塚区)」は、昭和30年代から続く戸塚駅西口のまちづくりを受け継ぎ、隣接エリアと連携してまちづくりを推進した。

(イ) 平成 26 年度表彰団体と表彰理由

「寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会(鶴見区)」は、福祉の視点で暮らしやすいまちを 実現した。

「長津田駅北側まちづくり協議会 (緑区)」は、長年にわたり再開発事業を支援し、推進に 寄与した。

データ ブック

4 他区局による地域まちづくりと関連する取組(参考)

市民のライフスタイルなど、社会情勢の変化に伴い、地域まちづくりの課題やニーズも多様化・複合化してきている。今後も引き続き地域まちづくりを推進していくためには、現行の制度をこれまでどおり運用するだけでは十分でなく、また都市整備局の中だけではなく、行政内部において都市整備の分野(ハード)に限らず、他分野(ソフト)が融合した局横断的な連携が必要不可欠である。そのため、他区局による地域まちづくりの取組の現状の把握が必要である。

(1)区による取組(独自の支援制度、地域運営補助金) データブック P. 131~134 (表 6-9)、P. 232 (表 12-2)

平成16年4月に18区の区政推進課企画調整係に「まちのルールづくり相談コーナー」が設置され、建築協定や地区計画に関する相談等が身近な場所で対応できるようになった。(そのうち青葉区には19年5月に「まちのルールづくり相談センター」が設置された。)

各区では、局との連携も図りながら、「まちのルールづくり」に関する支援等を行うとともに、地域の状況やニーズに応じた独自の支援事業を行っている。

また、地域運営補助金により、身近な地域の一定範囲において、新たに自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援している。

(2) 地域福祉保健計画(健康福祉局、区) データブック P. 238、239 (表 12-3-1)

各区では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、地域福祉保健計画を策定・推進している。身近なエリアで地域住民が取組を進めるため、連合自治会町内会単位で地区別計画を策定するにあたっては、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの職員による「地区別支援チーム」による支援を行っている。

(3)地域緑のまちづくり事業(環境創造局) データブック P. 240~242 (表 12-3-2)

地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市民との協働により緑化を進めるものであり、平成 21 年度から実施されている。26 年度は市民主体で取り組みやすいように仕組みを見直し、「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の皆様からの提案を募集し、一次二次の選考を通過した団体に助成金(最高 500 万円×3年間)を交付している。また、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくし、緑地の維持管理や研修会・広報等、整備以外の活動主体でも対象にするなど、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できるようになった。

(4)地域交通サポート事業(道路局) データブック P. 242 (表 12-3-3)

地域主体で交通手段を検討するグループに対して、市職員や専門家を派遣し、アンケートの集計・ 分析のほか、地域の実情に合わせた運行手段等の運行計画を策定し、事業の採算性が見込める場合に は、運賃をとっての運行事業者による実証運行まで支援している。また、交通問題解決に向けた検討 やアンケート調査実施などの活動に必要な経費の一部の助成やコーディネーターの派遣等を行って いる(地域まちづくり活動助成事業、地域まちづくり相談事業)。

支援にあたっては、「地域まちづくりグループ」に登録することが条件となっている。

12 の他 取 組 局

(5) 団地再生支援事業等(建築局) データブック P. 243 (表 12-3-4)

建築局では、平成 24 年度に実施した大規模団地の総合的な再生に向けた調査結果(市内の大規模団地の課題や現状、再生手法等)を踏まえ、25 年度から住民発意のマンション・団地再生を支援する取組を進めている。

団地再生支援事業は、団地に居住する住民が中心となって、団地の課題や再生に向けた将来像を共有していくことを目的に、「住民発意の団地再生」を支援する事業である。支援にあたっては、集合住宅団地から取組提案を募集し、取組内容や規模、課題等を踏まえ選定している。選定された団地へは、コーディネーターを派遣し、団地の課題整理や助言、将来像を共有するための団地再生マスタープランの策定等の支援を行っている。25・26年度は、各年度2団体を選定して支援を行った。

27年1月には、こうした取り組みを踏まえ、マンション・団地再生コーディネート支援事業を創設した。これは、建物の将来検討やコミュニティの形成の検討、拠点整備等、ソフト・ハードを問わずマンション・団地の将来像を居住者が共有し検討を進めるきっかけづくりを目的に、コーディネーターによる支援を行うものであり、分譲マンション・団地であれば規模等を問わず支援が受けられる。

(6) 持続可能な住宅地モデルプロジェクト(建築局) データブック P. 244、245 (表 12-3-5)

地域、民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者・子育て支援、住宅地再生など地域課題解決モデルを生み出し、環境未来都市にふさわしい持続可能な魅力あるまちづくりを推進するものである。本プロジェクトは、平成23年度の環境未来都市選定にあたっての提案に盛り込まれ、24年度に策定した横浜市環境未来都市計画に位置付けられてスタートした。現在、たまプラーザ駅北側地区(青葉区)、洋光台周辺地区(磯子区)、相鉄いずみ野線沿線地域(旭区、泉区)において、鉄道事業者や都市再生機構と連携し、子育て支援、多世代交流、地域エネルギー等の課題解決に向けた取組を進めるほか、住民参加型のモデル事業を実施している。また、十日市場町周辺地域(緑区)では、市有地を活用し、多様な機能とエリアマネジメントの仕組みを備えた新たな住宅地モデルプロジェクトを実現するための事業者の募集を26年度に行った。

広い市域を持つ横浜は、地域ごとに特性が異なり、一律的な手法では課題解決を図ることは現実的ではないことから地域特性を踏まえたモデル的な取組を進めており、その内容を検証した上で、他の地域に展開できる要素を抽出し、地域課題の解決を図る「横浜型モデル」を作り出していくこととしている。

データ

ブック

10

(1)地域まちづくり推進条例制定以前の取組

「地域まちづくり推進条例」、「地域まちづくり支援制度」、「ヨコハマ市民まち普請事業」は平成17年に制定・創設された。これらの10年間を振り返るにあたって、平成17年までの横浜市における市民との協働によるまちづくりを整理することにする。

横浜市の地域まちづくりの取組は、都市デザイン室にて始まった。昭和 50 年代から区の魅力づくりに取り組む中で、まちづくりにおける市民活動の重要性を認識し、平成の時代になってからは、市民まちづくり担当を設置し、全国的にも珍しい市民のまちづくり活動の支援を3年間にわたって試行的に行った(地域まちづくり推進事業)。その後も、平成3年及び10年の2回にわたる都市デザインフォーラムを軸に、地縁型団体からテーマ型団体まで多様な市民を対象としたまちづくりフォーラムなど様々な取組を展開した。

中でも最も活動実績の多い建築協定について振り返ると、昭和 32 年に全国で2番目の建築協定が中区の福富町で締結されたことに端を発する。その後は郊外の戸建住宅地を中心に、市街地の急激な拡大に比例して地区数が増加し、昭和の終わりころには200 を超える地区で建築協定が締結され、地元でその運用が行われるようになった。

平成の時代になってからは、建築協定だけでなく、地域発意で地区計画を検討する地区が増加し、 平成 14 年にはルールづくり全般の相談に対応する「まちのルールづくり相談センター」を設置することとなった。

都心周辺部の防災上課題のある木造住宅密集市街地においては、昭和の時代から密集住宅市街地整備促進事業が推進されてきたが、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけに「災害につよいまちづくり」に向けた検討が進められ、15年度には「いえ・みちまち改善事業」(平成26年度に「まちの不燃化推進事業」に移行)という、市民と協働で防災まちづくりを進めていく新しい事業が創設され、防災まちづくりに取り組む地区が増えていくことになった。

平成8年度からは、各区役所と市民局、都市計画局、建築局の3局による「パートナーシップ推進モデル事業」(10年まで)が開始され、ソフトからハードまで、様々な市民協働の取組が推進された。

このように、17年以前は、防災、住環境などの各部門が、自らの対象とするテーマを中心に取組を推進してきた。こうした取組により、市民主体の活動が活発になる中で、各部門の枠に収まらないような新しいニーズが生まれ、既存の体制や仕組みでは受け止められなくなりつつあった。

(2)地域まちづくり推進条例の制定と組織体制の見直し

横浜市では、平成 16 年に、市民との協働のまちづくりを推進する制度づくりに着手するとともに、各部門の組織の大規模な再編を検討することとした。その結果、誕生した制度が「横浜市地域まちづくり推進条例」であり、組織が地域整備課及び地域整備支援課(現在の地域まちづくり課の前身)である。両課は、条例に加えて「まちのルールづくり」や「いえ・みち まち改善事業」を所管することになった。また、16 年度には、前年度の職員提案に基づき、市民のハード整備を支援する事業の検討が進められており、「ヨコハマ市民まち普請事業」と名付けられた新しい制度は、17 年度から地域整備支援課が所管することとなった。

組織体制としては、16年度には各区役所に「まちのルールづくり相談コーナー」が設置されており、これらにより、市民のまちづくり活動を総合的に支援する体制と仕組みが整ったといえる。

全体概況

I 報告

見解書及び

データ ブック 1 概 要

2

グループ 3組織 4プラン 5ル

ルール 6 支援制度 7 まち普請 8 顕 彰

9

広報10

(3)地域まちづくり推進条例制定後の変化

平成 17 年 10 月に地域まちづくり推進条例が施行してから 10 年が経過したが、条例を活用した地域まちづくりが市内各地で着実に進んでいる。市街地の整備、木造住宅密集市街地の改善、住環境等の保全だけでなく、地域コミュニティの活性化などソフト分野も含めたまちづくりに大きく寄与しており、25 年度の評価書では、「地域まちづくりへの市民への関わりは、確実に広がりと深まりを見せてきた」と評価頂いた。

地域まちづくり団体の数としては、条例制定以降、年々増加しており、現在、地域まちづくりグループ、地域まちづくり組織、建築協定運営委員会の合計は300近くになっている。支援の対象地区の活動テーマについては、コーディネーター等の単発派遣の派遣地区数(17年度~27年度)でみると、建築協定等のルールが約29%で最も多く、防災まちづくり(まちの不燃化推進事業)が約21%、再開発・区画整理が約15%、駅周辺のまちづくりが約11%、地域まちづくりプランが約6%、地域交通サポート事業が約3%であり、これら以外のその他が約15%となっている。また、条例制定前に比べて件数は大幅に増加している。(16年度は20地区で、うちルール以外は2地区。26年度は30地区で、うちルール以外は2地区。26年度は30地区で、うちルール以外は24地区)さらに、条例に基づく地域まちづくりプランは13地区であり、当初の数年間の多くは防災まちづくり計画をテーマとしていたが、現在は、歴史を生かしたまちづくり、安全安心なみちづくり、地区の将来を見据えた総合的なまちづくりなど防災以外のテーマのものが4地区になっている。また、後述のヨコハマ市民まち普請事業による500万円の整備助成、地域まちづくり支援制度に基づく事業費助成による整備は、着実に件数を伸ばしている。このように、市民主体による地域まちづくり活動は大幅に増加するとともに、その内容も多彩に

このように、市民主体による地域まちづくり活動は大幅に増加するとともに、その内容も多彩になっており、条例制定以前に比べて、より幅広い市民のまちづくりのニーズに応えられるようになってきたといえる。また、意欲的な市民にとっては、身近な施設の整備を自ら行うことが当たり前のこととなりつつある。

(4)ヨコハマ市民まち普請事業

平成 26 年度までの 10 年間で 116 件の応募があり、26 年度までに 38 件の整備が完了した。25 年度の評価書では「身近な環境整備を行うことで、ハード面の成果と、コミュニティ醸成等のソフト面の相乗効果をもたらす事業」と評価頂いた。

整備場所(公有地・民有地)、整備内容・テーマは多種多様であるが、近年は、空き家・空き店舗等を活用した交流・見守り等の活動拠点を提案するケースが多くなってきている。

ア 施設整備後の状況

廃止された施設は、平成 18 年度整備の「横浜寿町ホステルビレッジ街化事業(中区)」、20 年度整備の「地域に愛される浜マーケットを次世代に残していこう!(磯子区)」の2か所で、いずれも処分制限期間を満了した後に廃止された。廃止理由は、それぞれ所期目的の達成、近隣土地所有者と合意した設置期間の満了となっている。

データ

報

10

イ 地域福祉保健計画等他分野との連携

横浜市では、平成 26 年 12 月に「中期 4 か年計画 2014-2017」を策定したが、その中で基本政策の「施策 18 参加と協働による地域自治の支援」において、市民局、健康福祉局等の地域支援施策ともにまち普請事業を中核事業の一つとして位置付けるとともに、その提案件数を施策の指標に掲げている。施策 18 のコラムには、当事業により 24 年度に整備された「阿久和北部見守り合い拠点・大きな傘『みまもり広場』(瀬谷区)」が掲載されているが、これは「瀬谷区地域福祉保健計画阿久和北部地区別計画」において、地区内の公園に地域の活動交流の場となる拠点施設をつくると位置付け、当事業を活用して施設整備を実現したものである。

地域福祉保健計画に位置付けられた取組で当事業を活用した例は、現状では「みまもり広場」の一例のみだが、区役所の地域福祉部門(福祉保健課)や生涯学習部門(地域振興課)などと関係する市民活動団体が、当事業に応募したり、または、当事業で整備された施設を拠点に活動したりする事例は年々増えてきている。当事業により整備された拠点が地域のつながりづくりや活性化に果たす役割は非常に大きく、こうした他分野と連携した取組がさらに増えていくことが期待される。このため、関係区局の職員や中間支援組織の職員に対する当事業の紹介・説明に積極的に取り組んできており、成果をあげてきている。最近では、26年度整備の松ケ丘自治会「町の防災拠点づくり」が、区役所職員の紹介によるものである。

ウ事業効果

平成 17 年度の事業化から 10 年を経て、「ヨコハマ市民まち普請事業」の地域への効果として、 次の二点を挙げることができる。

まず、横浜市民は、主体的に地域の課題解決や魅力向上に取り組む力=「市民力」が高く、まち 普請事業のような、市民に一定の力が求められるプログラムを活用し尽くすことができる。また、このプログラムを経験することで、まちづくりをリードしていく人材が顕在化し、各地でのまちづくりをリードしている。そのリーダーたちに共通する点として、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識があり、「仲間と共にまちづくりに取り組むことは特別なことではない。」と考えている点を挙げることができる。「まちづくりはひとづくり」と言われることがあるが、まち普請事業を通じ、各地でその効果が現れている。

次に、小さな施設(ハード)整備が、市民生活に変化をもたらし、まちに変化を与えている。まち普請事業では、単に地域課題の解決を図る施設が整備されるだけでなく、その制度設計による効果として、地域コミュニティの活性化に大きな効果が現れている。これはコンテストで選考されることを目指す過程、選考後に市民自らが汗をかきながら施設整備に取り組む過程、整備後に施設を活用・運営していく過程で多くの人の関わりがあり、合意形成を図りながらでないと次のステップに進むことが難しいという制度設計の効果であると考えることができる。まちなかの小さなハードが、人の営みや関係をつくり、その効果が地域に広がりを見せている。

まち普請事業を知らなかった、市役所や区役所へ相談に行ったが、まち普請事業を教えられなかった、といった市民ニーズとのアンマッチを解消し、誰もがまち普請事業にチャレンジすることができる状況にしていくため、今後も一層の事業認知度向上を図り、応募を気軽にできるような仕組みづくりに取り組んでいこうと考えている。

全体概況

1報告

見解書見び

データ ブック

概

要 2 グループ 3 組 織 4 プラン

5

ルール 6 支援制度 7 まち普請 8 顕 彰 9 広

委員会 11名区推進状況 12 他区局

報

10

資料

(5) 顕彰事業

横浜市では、地域まちづくり推進条例制定以前の昭和60年度から、「横浜・人・まち・デザイン賞 (地域まちづくり部門)」(平成10年度までは「まちづくり功労者賞」)と「まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰」への推薦により、顕彰事業に取り組んできた。いずれも、選考時点までの取組を顕彰して表彰する制度であるが、この表彰の機会を通じて一層活動を発展させていく動機となっていることがアンケート等によって明らかになっている。また、「横浜・人・まち・デザイン賞」は応募の要件が緩やかであるため、「地域まちづくり支援制度」の支援を受けていないソフト分野も含めた大変幅広い活動が受賞しており、地域まちづくりのすそ野を広げることに大きく貢献しているといえる。

時代のニーズによって、まちづくり活動の種類や内容に変化はあるが、家庭や職場等での生活を送ることに加え、まちづくりに取り組まれている市民の皆様に心からの敬意を改めて示させていただくとともに、本市や国からの表彰をまちづくり活動の取組の糧としていただければと考えている。横浜のまちづくりは、活発な「市民力」なくして進めることはできない。今後も、この市民力を顕彰することで、これまでの功績を称え、感謝の念を表していきたいと考えている。

(6) 各部門の地域支援施策の充実

最後に、条例制定後の各部門の地域支援施策の状況について振り返る。

ア 身近な地域・元気づくりモデル事業

条例制定の翌年、平成 18 年に策定された「横浜市中期計画 平成 18 年度~22 年度」では、「横浜の大都市経営」のあり方として「大都市自治の拡充」と「協働による地域運営」が示され、その後者に関連してリーディングプロジェクトの一つとして「地域元気プロジェクト」が位置付けられ、その主要事業として「身近な地域・元気づくりモデル事業」がスタートした。この事業により、自治会町内会や市民活動団体などの様々な主体が身近な地域の課題解決に取り組めるよう、区局が連携して総合的な支援を行った。この事業は、前述の「パートナーシップ推進モデル事業」と同じ3局(都市経営局、市民活力推進局、都市整備局)を中心に検討が開始されたが、最終的には健康福祉局、経済観光局、まちづくり調整局を加えた6局の事業となった。このモデル事業は4年間で終了したが、41地区における様々な取組は、各部門で地域支援施策を強化していく大きなきっかけになった。

イ 地域福祉保健計画

「身近な地域・元気づくりモデル事業」は分野横断的な取組ではあるが、地域における日常的な課題は少子高齢化の問題が必須であることから福祉の課題が多く取り上げられたが、ちょうど時期を同じくして地域福祉保健計画策定の取組が動き出していた。平成 16 年に健康福祉局によって第1期横浜市地域福祉計画が策定され、17・18 年には第1期区計画が策定された。

地域福祉保健計画は区計画のほか、地区別計画も策定している。各区役所が区社会福祉協議会や地域ケアプラザと連携し、概ね連合自治会町内会単位で、自治会町内会や地区社会福祉協議会と連携し、地域の福祉・保健活動の取組計画をまとめており、中には地域づくりやまちづくりに関する取組も盛り込んでいるものもある。区役所では、都市計画に関する基本方針を示す都市計画マスタープラン区プランも策定しており、広義のまちづくりにもつながる計画として、両計画の整合を図

データ

专

8

りながら取組を進めている。

地域福祉を地域で支える体制としては、少し遡るが平成3年から、おおむね中学校区に1か所、「地域ケアプラザ」の整備が始まった。前述の地域福祉保健計画の地区別計画の策定や実践の場面においては、特に、地域ケアプラザに配置された地域活動交流コーディネーターの役割は大きく、地域交流スペースを用いた場の提供、自主事業の実施という枠にとどまらず、地域まちづくりに一歩踏み出した存在となっている。

このように、身近な地域の拠点において、地域の課題解決に向けて取り組む体制が整えられたことは、この 10 年間の大きな変化のきっかけとなった。

ウ 各区局の取組

このような状況の中で、各区局でも地域主体の課題解決の取組を支援する動きが出てきている。 都筑区では、地域住民の活動の場を提供する地区センターを地域と連携する「地域活動拠点」と 位置付けて機能強化を図る動きも出てきている。

平成 19 年度に開始した道路局による「地域交通サポート事業」は、交通不便地域の地域交通の 導入に向けた検討の手段として、有効なツールであり、多くの成功事例を上げている。

21 年度に開始した環境創造局の「地域緑のまちづくり事業」では、地域の団体からの緑化計画に基づき、地域が行うまちの緑化と維持管理活動を市が助成金により支援することで地域コミュニティによる緑化活動を推進しており、「ヨコハマ市民まち普請事業」と同様に成果を上げつつある。

このように、この 10 年間の地域まちづくりの歩みは、そのジャンルの「多様化」とよりきめの 細やかな「詳細化」の方向に進展している。この期間は多様な地域課題が浮き彫りにされる中、多様な市民参加によって解決を図る方向性が、まさに、「(地域) まちづくり」という言葉によって示された 10 年間であったとも言えよう。

そして、こうした各部門における地域支援施策の充実等により、「都市整備局の内側だけで地域 活動をまちづくりとして切り出すことが困難になってきている状況が見受けられる」(平成 25 年度 評価書)ようになってきており、区役所、関係局による、より一層の連携に向けた取組が求められている。

[参考]「まちづくりフォーラム」 開催結果概要

全体 概況

I 報告

見解書及び

データ ブック

1 概

要

2 グループ 3 組 織

4

プラン

5 ルール 6 支援制度 7 まち普請 8 顕

広報 10委員会 11各区推進状

沒

の取組

彰

9

資料

横浜市のまちづくりを支援する地域まちづくり推進条例が制定され10年を迎え、今までの地域まちづくりの取組を振り返ると共に今後の地域まちづくりのあり方、方向性を考える「まちづくりフォーラム」(地域まちづくり評価書等検討部会の公開部会)を開催した。

プログラムは、卯月部会長の基調講演で始まり、次に分科会として「福祉・防災」、「コミュニティビジネス・企業連携」、「環境・緑・ゴミ」をテーマにまちづくり実践者からの活動紹介を受け、参加者と共にまちづくりの課題を議論した。

次にワークショップとして「人」「情報」「マッチング」「場」「マネー」の5つのテーマについて、分 科会で聞いた話を基に参加者でテーブルごとに話し合い、キーワードをまとめた。

最後の地域まちづくり評価書等検討部会の委員によるパネルディスカッションでは、ワークショップで出されたキーワードや意見を踏まえ、地域まちづくりを推進するためのポイントなどについて議論した後、卯月部会長が今後の横浜市の地域まちづくりのあり方についての提言を行った。

【日時】平成 27 年 11 月 14 日 (土) 13:00-16:20 【会場】横浜市市民活動支援センター(中区桜木町) 【来場者数】80 人

【パネリスト】部会長:卯月 盛夫(早稲田大学教授)、名和田 是彦(法政大学教授)

奥村 玄 (株式会社 GEN プランニング)、河上 牧子 (明治大学都市ガバナンス研究所客員研究員)

進行:室田 昌子(東京都市大学教授)









【パネルディスカッションの様子】

パネルディスカッションでの議論(概要)

1 まちづくり活動の課題へのアプローチや解決のアイデア(ワークショップにおける各テーブル意見の要約を紹介)

① 人

- ・無理なく関われて楽しそうなプログラム、力を貸してもらえる沢山のチャンネルが大事。
- ・全体を動かし人と人をつなぐ人が必要。全体を見渡し、その気にさせる工夫を盛り込み、声をかける。

2 情報

- ・情報が多すぎて伝わりきらない。双方向性を欠いていて参画につながらない。
- ・つながるチャンネルを多くて伝わりきらない。アンテナを個々に立てて情報をキャッチする。

③ マッチング

- ・「ニーズ」「興味」「要望」「できる」を緩く楽しく束ねる。
- ・マッチングの場づくり、主体間の隙間を埋める中間支援、橋渡しをするコーディネーターが必要。

4 場

- ・地域のニーズが空間をつくる、空間がニーズをつくる、人を育てる。顔が見える関係になる。
- 「場」を継続的に確保するのが難しい問題。収益等をどう確保するかが重要。

⑤ お金(活動資金)

- ・「活動資金」「自己資金」「収益事業」「メセナ」。あの手この手、知恵を出し、活動資金を稼ぐ。
- ・社会的にコミュニティビジネスを継続的に支援する仕組みが必要

2 地域まちづくりを進めていくためには活動の「継続性」、「自立性」がポイント

奥村委員 「マネー」についてふれる。「横須賀追浜ワイン」は、自分たちでワイン を醸造している。地元の会議に集まり、お土産に用い、それが収益になり、活動資金 になっていると聞く。 鹿児島の町内会がサツマイモを3反くらい育てて100万円以上 の収益につながっている。そのように、皆で汗を流しながら、サイドビジネスで資金 を稼ぐという方法もある。



「人」というテーマについてふれる。ある地域では2年間は必ず継続して役員をやる、その間に後 継者を見つけるという、バトンタッチの仕組みを工夫している。また、子どもたちを活動に巻き込む ことも大切である。子どもの時に大人に交じって楽しかった思い出は、大人になっても覚えていてや りたくなると思う。子どもの時からまちづくりの活動の中心にいて、楽しい思いをたくさんすると良

名和田委員 現在、地域福祉保健計画の委員も務めているが、その会合ではないかと いうくらい地域そのものの話がされていた。地域そのものを考えて、都市整備の視点 でやっているのが素晴らしい。私も「場」の力というものを感じる。最近のヨコハマ 市民まち普請事業(以下「まち普請」)は拠点系の整備提案が多いが、以前、提案団体 が相談スペースにこだわっていた拠点系の整備提案があった。審査側は特定の人だけ



の空間にならないか懸念していたが、コンテストを通過して整備されてから見に行ったら、しっかり 開放されたカフェになっていた。「場」、空間の力だと感じた。拠点には空間の力があって、そこで色々 なアイデアが出て、活動が広がっていく。そのために「まち普請」があるのではないかとも思う。

この場に、地域福祉保健計画の所管、地区センター、コミュニティハウス、区民活動支援センター 等の方々がもっと参加していただければ良かった。

河上委員 9月26日に「まち普請」の一次コンテストを通過した4つの提案団体と横浜市内の企業と のマッチング会があった。とても画期的なことだと思う。集まった企業は19社あり、 各企業自分たちができること、地域活動への関心事項等についてプレゼンを行ったが、 地元の企業がどのように地域に興味があるのかが分かって良かった。企業側から「市 民や地域のために何かやりたいが何をしていいのか分からない、どこで話せばいいの か分からなかったが、この日は生の声を聞けてすごく良かった。」というコメントが あった。提案団体は「困っていることについて具体的な相談ができた。」「自分たちの地元の企業と相

談できて良かった。」と話しており、市民・企業双方にとって非常に貴重な機会だったと思う。



今日のワークショップで感じたのは、地域や都市の課題のスケール感のマッチングが難しいという ことだ。個人の住宅や空き家の問題を地域にどう結びつけるか、交通弱者の問題、都市構造の大き過 ぎる課題を地域にどう結びつけるか、そのあたりは都市整備の課題だと思う。

「継続性」と「自立性」は重要なキーワードだ。それは5つのテーマである「人」、「情 報」、「マッチング」、「場」、「マネー」と全部つながっている。横浜市は、「コミュニティビジネス」で はなく「市民事業」と言ったらどうかと思うが、ここにいる「市民事業」を立ち上げた人たちが継続 性、自立性に不安を持っているという状況が確認できるのであれば、横浜市の市民事業を支援するた めのプラットフォーム、支援組織とか、あるいは金融機関と連携して融資をするような新しい仕組み をつくったら良い。政策局、市民局、健康福祉局、区役所も一緒になって、そういう市民事業を継続 的に立ち上げたり、金融機関を紹介したりするプラットフォームなどを提案したいと思う。

2

グループ

3

7

まち普請

8

顕

料

況

室田委員 継続性と自立性の重要性に着目するべきであり、そのためには空間や場の力が重要である。

空間ができ、顔が見えてお互いに知り合えると、そこでの会話やつながりから新たな ニーズが生み出される。また、使いこなそうと努力する中で人材が育ったり、新しい ネットワークができたりする。



空間を使い続けるように工夫することは、活動の継続性につながることであり、このような工夫と広がりが継続性と自立性を生み出す重要な力となる。従って、空間や場はとても重要である。

また、活動には資金が必要であるが、顔の見える関係の中で話し合うことにより解決策が見えることもあり、そうなるとパワーにつながっていくと言える。

資金については、日本はまだまだコミュニティファンドが少ない。競争的資金を獲得することは活動の励みであり、活動の発展につながる。従って、多様な競争的資金づくりを促していくこと、及びそれらを住民が適宜選択して自分たちの活動の発展に役立てられるように気軽に検索できるシステム作りを行うことは長期的な課題である。

3 卯月部会長の提言

この 10 年を迎えた大きな節目に、我々関わった者と市民の皆さんは行政に向けて何を発信するのか、そこに興味がある。今日を迎えるにあたって、まち普請の最初の企画を考えた市の職員の当時のメモを読んだ。そこには、行政が市民に代わっていつの間にか整備した施設と違って、自分達の力で苦労してつくった施設には愛着がわき、施設の良好な維持管理につながると考え、この提案をしたと書いてある。恐らくこの思いは 10 年たって皆さんに伝わったが、施設の継続的な維持管理までは、彼は考えていなかった。だから 10 年経ったこの時



に、38もの市民が愛する豊かな空間ができたわけだから、10年先、20年先にこれを生かしていくための方策を考えていきたい。ここで発想の転換を横浜市はしなくてはいけない。それは都市整備局だけの仕事ではない。つくるのは都市整備局だが、市民のコミュニティ意識を高めたりするのは違う局というように、どの局の仕事だか分からないような地域の課題を発掘し、解決する、それが横浜市らしい市民事業だと思う。この機に、横浜市らしい市民事業を我々がきちんと定義して、横浜らしいコミュニティモデルの方向を明確に打ち出し、行政支援の仕方、金融機関への声の掛け方、行政支援だけでなく社会的な全体支援のモデルをつくるべきだ。

もうひとつの発想の転換は、「コミュニティ経済」という問題だ。まち普請で整備したあるカフェでは、時給 500 円を払うのが限度だと言っている。また、別なカフェでは、かつてスターバックスで働いていた人が、収入は減ったが、地域の人たちとの会話が楽しいし、自由なので働き続けたい、と言っていた。その言葉が、ここにいる皆さんの言葉だと思う。コミュニティ経済、ボランティア経済、私は「友愛のある経済」という言葉をあえて使う。普通であれば時給 1,300 円を稼げる仕事をしているのかもしれない。しかし地域のために働いている。喜んでもらえれば時給は、少し安くてもいい。差額は自分の生きがいであり、また、感謝の気持ちをお金ではない形でいただいている。「友愛のある経済」が横浜市の市民事業の中で徐々に育っているのではないか。

これから 10 年間の横浜市のコミュニティのモデル、「友愛のある経済」のモデルを、他市に先駆けて明確に打ち出していくべきではないか。これを市議会にも市長にも市民からの発信、発想として訴えていくことを申し上げて最後のまとめとしたい。

10

「参考」 ヨコハマ市民まち普請事業 石川賞受賞!!

「ヨコハマ市民まち普請事業」が日本都市計画学会賞の平成26年度「石川賞」を受賞し、27年5月22日に東京大学弥生講堂で行われた日本都市計画学会賞表彰式に、都市整備局長が出席し、表彰状を受け取った。「石川賞」は都市計画に関する独創的または啓発的な業績により、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をした個人または団体を対象としている賞である。

【授賞理由】(日本都市計画学会資料より)

本事業は、地域の身近な公共空間や私有地を市民自らが整備、運営、維持管理する提案を募集し、その整備費を助成する、横浜市独自の制度である。横浜市の長年にわたる都市デザイン活動の一環として進められた「市民まちづくり」の取り組みの流れを汲むもので、市職員の事業提案から生まれた。本事業は、市民が地域に、より愛着を持てるまちづくりを目指しており、市民の創意工夫が十分に発揮できるよう、整備場所、整備のテーマ・内容などを全く限定しない、自由度の高い制度設計となっている。2005年に創設され、2014年までに38カ所の整備事例の実績があり、現在でも、毎年、予定件数の倍以上の提案の応募がある市民ニーズの高い事業である。

2回の公開コンテストを経て選考された提案に対して、最大 500 万円の整備費を助成するものであるが、コンテスト通過をめざした活動自体が地域コミュニティづくりを推進し、ソフト面も含めた魅力向上に資する整備内容になった時に、コンテストの通過が望める仕掛けになっている。整備後は、住民自らが整備したことで生まれる愛情や愛着心により、心のこもった運営や維持管理がなされていく。こうして、物的な再生だけでなく人と人の繋がりの再生も育み、住民の主体的な取組が広がっていくとともに、事業コストの縮減、参加型社会の実現が図られるコストパフォーマンスの高い公共事業でもある。

以上のように本事業は市民主体の都市計画を体現するものとして大きな成果を挙げ、今後の新たな 公共事業のあり方を示唆する独創的・画期的なものであると高く評価できることから、日本都市計画 学会石川賞の授賞に値すると判断した。

【林 文子 横浜市長 コメント】

このたび、「ヨコハマ市民まち普請事業」が「日本都市計画学会 石川賞」に選ばれましたことを、大変光栄に思っています。

この事業は、平成 17 年度の創設以来、まちづくりの専門家など関係者の協力を得ながら、市民が主体となった身近な地域のハード整備、コミュニティづくりを後押ししてきました。かねてから、市民や企業の皆様と一体となり、横浜らしさや地域の特性を活かした都市デザインを展開してきた「横浜のまちづくり」の精神を継承し、象徴する事業でもあります。

今後も一層の「協働」を推進し、他に類を見ない横浜ならではのまちづくりを進めてまいります。



表彰を受ける平原 敏英 都市整備局長



表彰状とメダル



コンテストの様子

平成 27 年度

II 地域まちづくり推進状況についての
評価書及び見解書
【全体概況】

1

目 次

Π	評価書及び見解書		47
	地域まちづくり検討段階における支援について	<u>.</u>	
		【現状についての評価】・・・・・・・47	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・・49	
	地域まちづくりの実績について		
		【現状についての評価】・・・・・・52	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・54	
	運用・活用状況について		
		【現状についての評価】・・・・・・59	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・60	
	広報、普及、啓発活動及び顕彰事業について		
		【現状についての評価】・・・・・・・62	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・62	
	他区局による地域まちづくりの連携について		
		【現状についての評価】・・・・・・・64	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・65	
	10 年間の振り返り		
		【現状についての評価】・・・・・・・69	
		【改善すべきと考える内容】・・・・・・72	

地域まちづくり推進状況についての評価書及び見解書

横浜市地域まちづくり推進条例及び同規則は、隔年ごとに直近2年間の地域まちづくりに対する施策の推進状況を明らかにした報告書を市が作成し、これに対し、外部委員による地域まちづくり推進委員会が評価を行い、更にこれに対する見解を市が示すことを定めています。

推進委員会からは、今後予測される社会状況の変化を鑑み、横浜市民及び横浜市に期待すること及び制度上の課題が示された上で、評価されました。

評価を踏まえ、地域まちづくりを更に推進するために、評価に対する本市の見解をここに示します。 なお、評価書及び見解書は次のとおりの検討を経て作成しました。

平成27年6月15日 第33回地域まちづくり推進委員会で報告書の説明

平成27年8月5日 第1回地域まちづくり評価書等検討部会で目次案と概要の説明

平成27年9月18日 第2回地域まちづくり評価書等検討部会で評価書案の検討

平成27年10月5日 第34回地域まちづくり推進委員会で報告書の説明

平成27年11月14日 第3回地域まちづくり評価書等検討部会として、

「まちづくりフォーラム」内でパネルディスカッション等を実施

平成28年2月25日 第35回地域まちづくり推進委員会で報告書案及び評価書案の検討・決定

項目	評価書まとめ	市の見解
地	【制度の改正について】 ・建築協定等の見直し作業を効率化するよう、 地権者情報提供の手続きを簡素化し提供を迅速化したことは評価できる。 【出前塾について】	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
地域まちづくり検討段階における支援について【現状についての評価】	・出前塾において、近年のまちづくり課題検討エリアの拡大に対応する取組や、建築協定更新時における、地域の変化(人口減少・高齢化)に合わせた用途・建築制限の見直し等の説明を行っていることは、適切。今後、益々対応が重要になってくるので、今後も、組織的に重点化して取り組んでほしい。	の建築協定更新においては、人口減少・ 少子高齢化などの変化に対応したまちづ くりが進められるよう、町内会等との連 携や支援の進め方の見直しも含めて検討

データ

域

まちづくり検討段階における支援につい

現

光状に

ついての

評

価

10委員会

【地域への支援について】

・福祉などソフト分野を含めた幅広い分野に対応できるコーディネーターの派遣を行っていることは、時勢に適っており、評価できる。地域まちづくりの活動内容の幅を広げることにつながっている。ただし、多様な専門分野の専門家を派遣する場合、特にその専門性のレベルや資質をどのように評価し派遣するかが重要になる。コーディネーターの適性をどのように判断しているか、また地元側の評価が気になる点である。

・派遣するコーディネーターは、登録簿から地元が選定していますが、地域の実状に応じて、地域福祉保健計画策定など福祉分野の実績のある人材を推薦しています。

コーディネーターの地元側の評価は、 アンケートによって把握していますが、 前回(2年前)よりも満足度が下がって います。

来年度は4年に一度のコーディネーター登録の更新手続きを行いますので、ソフト分野も含めた経験等の把握に努めるとともに、研修の充実を図っていきます。

【支援の実績について】

- ・地域まちづくり活動助成が増加しているということで、活動初期はとりわけ地域でのPRとコミュニケーションや議論が重要と思われるが、それに対応した助成を行い実績が伸びていることは評価できる。
- ・地域交通サポート事業での利用が増えるな ど、今の地域情勢に合わせた制度利用・地域支 援が行われている。

・今後とも支援制度の積極的な広報周知に努めるとともに、関係局と連携して、 適切に地域まちづくり活動を、支援して いきます。

【出前塾について】

- ・地域の課題を顕在化するための初動期の支援 として「出前塾」があるが、町内会、自治会、 商店会、PTA等現場に近いところへの市民局、 健康福祉局、都市整備局の合同の「御用聞き」 ができないか。
- ・(データブック P. 141) に見られるような、出前塾の満足度が、一概に高いととはいえない (「未回答」の意図をどう考えるか) 現状をみると、工夫が必要なのかどうか (データ取扱い上の問題にも見えるが)。特に、プラン系で、やや評価が低い傾向があるのには、何か理由があるのかどうか、検討が必要ではないか。
- ・区役所の福祉保健課、地域振興課や地 区担当等とのより一層の連携を図り、 様々な機会を捉えて地域にアプローチす ることにより、様々な地域課題の把握に 努めていきます。
- ・出前塾の満足度が高くないのは、最初 の相談段階であるため、支援制度の対象 とならない活動もあるためだと思われま す。地域にニーズに応じて、他の支援メ ニューを紹介するなどの工夫をしていき ます。

【グループ登録について】

地

域まちづくり検

討段

(階における支援につ

1

改

差すべ

きと考える内容

- ・地域まちづくりグループの登録数は現在、減少傾向にあるが、その理由を分析し、支援のあり方への反映を検討しているかが気になる。例えば、相談件数の変化と相談分野・内容の変化、相談にきたものの登録申請をしなかった団体の理由などを把握することはしているかどうか。
- ・登録数の減少は、建築協定運営委員会が支援制度の適用を受ける際の登録を不要にしたことが主な理由だと思われます。登録申請をしない理由は支援制度を受けないためだと思われますが、その理由は把握していません。いずれにしても、地域まちづくり支援制度のより一層の周知に努めていきます。

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

- ・こども参加プロジェクトは、行政が仕掛ける ものもあっても良いが、基本的にはこどもが申 請し、こどもが審査する高知方式を採用した い。こどもが身近な学校や遊び場、通学路につ いて小さな提案をして、自ら実行する習慣を付 けて欲しい。「こどもヨコハマ市民まち普請事 業」は、区単位でもよいが、まずは地域まちづ くり課で良い先例を作りたい。
- ・地域まちづくりへのこどもの参加を促進するための取組については、まち普請 事業に限定しないで検討していきたいと 考えます。

域

まちづくり検

候討段階

おけ

る支援に

0

11

改善すべ

きと考

つえる内

報

10委員会

・ヨコハマ市民まち普請事業について、審査に当たっているときは、この数年間、コミュニティ・カフェなどの交流拠点整備に提案が大きく偏ったように感じていたが、あとで精査してみると、それぞれの拠点はそれぞれの個性を持っており、地域における独自な意義を持っている。P. 28 でこまちカフェの独自な取組が紹介されているのは、その一環として好ましい事例の取り上げ方である。また、拠点整備でない提案もこのところ増えつつあるように思われ、さらに市民の創意工夫が多様な姿で現れてきている兆しを大事にし、支援を進めてほしい。独自な意義を持っている。

・整備する場所や内容について制約がないことがまち普請事業の大きな特長だと 考えています。今後とも、時代のニーズ を捉えた市民ならではの創意工夫を大切 にしていきます。

・ヨコハマ市民まち普請事業の事前登録制度や 応募相談は、基本的に単年度でコンテストを通 過しなければならない本事業にあって、コンテ ストの以前に、十分な準備をするのに有効な仕 組である。しかし現状は、事業応募決定から、 一次コンテストを迎えるまでに、時間が十分で はなかった、準備が足りなかった、と考える団 体は多い。事前登録制度や応募相談の機会を、 有効に利用してもらえるための工夫が必要で はないか。 ・一次コンテストの審査基準は①創意工夫、②意欲、③公共性ですので、応募からコンテストまでの2か月程度の期間で準備を行うことは十分可能だと考えていますが、応募の内容やグループの状況によっては早い段階からの準備が効果的な場合もあると思われます。このため、事前登録制度や通年の相談体制の効果的な広報を図っていきます。

【支援の体制について】

・ヨコハマ市民まち普請事業型の地域まちづくりが、多種多様な地域の課題解決策として有効に機能し始めている現状や、地域まちづくりを通して、時勢を反映した都市課題(空き家・空き地の利用、農地の有効利用、地域での自然エネルギー発電、交通不便の解消、地域防災力強化、都市構造や規制などによる生活不便の補完など)に取り組もうと挑戦する市民らの姿をみると、各区の地区担当制による現在の地域支援の体制は、今後一層重要になると考える。これからの横浜の都市づくり全体において、地域まちづくり政策の位置付け重点化や、体制強化に期待する。

・地域まちづくりを地域支援の重要な施策と位置付け、関係局や各区の地区担当等との連携体制をより一層強化することにより、様々な地域の課題に取り組む市民を的確に支援していきます。

資料

【初動期のまちづくり支援について】

・初動期の支援として、まちづくりを行う地域 からの相談に幅広く対応し、相談内容に応じた 事業検討へと展開し、適切な支援を行ってい る。

現在の窓口での相談業務を、地域課題へアプローチする起点として重視し継続しつつも、相談窓口に寄せられない地域課題へのアプローチ方法も検討することが望ましい。

・特に、明白な地域課題を抱えながら、地域に は課題に向き合う環境が整っていない場合、積 極的に支援の手を差し伸べるための仕組みを 検討してほしい。

域

まちづくり

検討

段階

に

おける支援につ

V

改

善すべ

きと考

える内で

- ・地域が課題を明確には認識していないものの、今後、課題が顕在化する可能性が高い場合は、予防的な視点からまちづくりを始めることが重要である。まちづくり初動期支援として、地域に今後の課題を予測してもらい、事前に取組を始めるための機会を提供するような支援方法を検討してほしい。
- ・まちづくり初動期の課題や相談内容によっては、住民や市民がまちづくりに不慣れな場合、 具体的なまちづくり事業や活動に結びつける ことが難しく、公的支援や専門家による柔軟な 支援やアドバイスが有益なことが多い。初動期 の支援業務の充実化を期待する。

・地域課題へのアプローチについては、 行政の窓口に寄せられない地域課題についても、中間支援組織などと連携して把握に努めるとともに、各種統計データなどから把握する方法についても検討していきます。

- ・明白な地域課題を抱えている地域に対しては、地域課題の実態や活動の担い手の有無などを的確に把握し、有効な支援策を検討していく必要があると考えています。
- ・人口減少、少子高齢化が進行している 地区などで、予防的な視点から、地域の 将来や今後の課題を考えてもらうような 働きかけは有効だと考えており、支援方 法について今後検討していきます。

・まちづくり初動期の課題は、具体的な 事業や活動がイメージしにくいことが原 因の一つであると思われます。活動につ いては「地域まちづくり白書」等の広報 資料がありますが、まちづくり事業につ いてはありません。このため、初動期の 効果的な支援策を検討するともに、新た な市民向け広報資料などを検討していき ます。

【空き家・空き店舗活用について】

・空き家や空き店舗が活用されることは、まちづくりの観点からも良いことだと思うが、 一方で法令に合わない等、問題があるものも 多く、課題となっている。

空き家を活用する際には、活用できるものと、できないものを分けて考えることが重要で、法令に適合した、優れた物件を残していくべきと考える。

・ヨコハマ市民まち普請事業では、空き 家・空き店舗を活用する提案の場合は、 法令に適合しているか、耐震上の問題が ないか等、整備後の活用の観点から安全 性を確認しています。今後も、まちの活 性化や地域まちづくり活動の拠点が、安 全に活用されるよう支援していきます。 地

域

まちづくり

Ó

実績に

15

、現状につ

1

ての

評

価

10委員

【地域まちづくり組織について】

・地域まちづくり組織は順調に新しい団体が認定されおり、従来主流の防災に加え、道路交通面の安心に取り組む組織や、準工業地帯での住環境維持を目的とした団体など、地域ごとのテーマに合わせた団体が育っている。

・新たなテーマの団体が育ってきた背景 を的確に捉えて、テーマにあった支援の あり方を検討し、今後も様々なまちづく りの支援を展開していきます。

【地域まちづくりプランについて】

- ・地域の実情に応じて、総合的な内容を備えた プランから、安全な道づくり、防災対策を軸に 据えたまちづくり、歴史的景観を基盤としたま ちづくりなど、極めて多様なテーマの取組を支 援していることは、特筆に値することと改めて 感じる。制度としての成熟の方向として、今後 も多様な可能性を広げることに期待したい。
- ・地域まちづくりプランについては、事業助成 やその他地域での取組活動、住宅市街地総合整 備事業等の公共事業との組み合わせによって、 プランが実現化している。
- ・地域まちづくりプランは、地域主体によって、 住民アンケートや現地調査・視察、ワークショ ップや広報を行い、各地域が独自の地域背景や 特徴、課題を丁寧に捉え、各プランへと結実し ている。プランづくりへの支援が十分に機能し ていることが伺える。

- ・新たなテーマの団体が育ってきた背景 を的確に捉えて、テーマにあった支援の あり方を検討し、今後も様々なまちづく りの支援を展開していきます。
- ・地域まちづくりプランの特長を生かし、 地域の実情に応じたまちづくりを進める ツールとして、プランの策定及び実現を 支援していきます。

【地域まちづくりルールについて】

・26 年度策定のルールの内容が、準工業地域におけるトラブル防止のルール作り、高齢化に伴う戸建て住宅地の敷地細分化などの防止、建築基準法第 43 条第一項ただし書き道路指定によるアーケードの維持など、一般的には実現が難しいと思われるルールづくりやユニークな事例が含まれ、先進的なまちづくりが進められていると評価する。これまでにも多様で先進的なルールづくりがなされており評価できるが、これまでの実績についてその効果を検証することが望ましい。

・本市においては、条例制定以前から都 心部の商店街、工業団地、そして郊外の 住宅地等で「まちづくり協定」等の名称 で自主ルールの策定が進められてきたと いう歴史があります。地域の賑わいづく り、操業環境、住環境等の保全などの効 果とともに、地域コミュニティの強化も 図られてきたと考えています。個別地区 の効果の検証については、更新や変更の 時期をとらえて検討していきます。

【建築協定について】

地

域まちづくりの

実績につ

1

現状に

0

11

て

0

評価

- ・建築協定の維持に関する反対を含む多様な意 見が住民から出される現在、失効がゼロという 実績は評価できる。
- ・建築協定は、全ての地区で更新され、地権者 の、良好な住環境の維持保全に対する意識がう かがえる。
- ・建築協定は、横浜市における建築物の ルールづくりの原点であり、良好な住環 境等の維持保全に係る意識の醸成に繋が っています。

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

- ・まち普請事業は、その開始において地域まちづくり推進条例の仕組みの一部ではなかったということもあってか、地域まちづくり組織などがその活動の一環として取り組むとか、提案グループが地域まちづくり組織に発展していくといった道筋は、もちろんいくつかあったけれども、それほど多くなく、また審査のプロセスでもあまり意識されなかった。おそらく地域まちづくり課はそうした関連を意識してフォローしておられたと思う。こうしたことを審査員も共有していくといいのではないか。今回の報告書でも最近のそうした事例として松ケ丘自治会の事例が取り上げられているのは好ましい。
- ・まち普請事業は、二次コンテストの審査基準に「地域まちづくりへの発展」が入っているように、当初から点の取組を面に広げていくことを想定していました。こうした観点からは、10年目にして松ケ丘自治会のような取組が出てきたことは特筆に値すると考えています。また、条例の認定ではなくても、一定の広がりのある地域まちづくりに発展している事例は多数あります。引き続き、「地域まちづくりへの発展」の視点を部会委員の皆様ともしっかり共有しながら、提案グループを支援していきます。

データ

域まちづくり

の実

入績に

うい

改

善すべきと考える内容

5

10委員会

【地域まちづくりプランについて】

・プランについては実行状況や予定通り実行で きない事業等を把握しその要因などを検証す ることが望ましい

・有効期間満了に伴う更新時などに組織 の活動実績及び計画を確認していますの で、その際に、出前塾等により、これま での取組の検証や今後の活動の進め方の 検討に関する支援を行っていきます。

・プランについては、昔から住宅再開発というか、狭小過密な住宅の密集する地域を住み続けられる形で不燃化・中層化していくような事業を住民自身が事業に大きく関わるようにして進めていく(神戸市真野地区で若干行われたような)ことが必要だと思っており、そうした方向でプラン制度の運用を住民に呼びかけていくこと、「いえ・みちまち改善事業」のような防災的な街区だけではなく、空き家を切り口に普通の住宅団地や高層集合住宅団地の建て替えなどにもプラン制度を生かしていくことが重要だとは思っている。

・密集住宅市街地だけでなく、郊外の戸 建て住宅地や集合住宅団地の再生に向け て方針やビジョンを策定することは有効 だと考えています。プランの策定の進め 方や策定主体等、様々なケースが想定さ れますので、地域の実情にあったプラン 制度のあり方について検討を進めていき ます。

・防災以外のプランについては、試行錯誤の段階であり、計画を策定する際に、最低検討すべき事項を決めておくことが必要と考える。実現段階に入って計画が円滑に進められるために必要な事項を決めておくことが望ましい。ただし、必要項目でなかなか決まらない項目がある場合は、そのために策定できないということでは本末転倒になるので、自由度を持たせておくことは必要である。個性を生かすこと、円滑に進めるために必要なことを検討しておくことが重要であると思う。

・基本的には、現状の課題、まちづくりの目標・方針、活動計画や行動計画を含む内容を文章と方針図で分かりやすく示す必要があることを、策定を支援する中で地元にしっかりと伝えていきます。なお、決めるべき事項等を文章で示すことについては、市民ならではの総意工夫を損なう恐れがあるので、慎重に検討していきます。

8顕彰

【ルール全般について】

・180 地区もの建築協定があり、地域まちづくりルールが 17 地区など、素晴らしい成果をおさめてきたことをまずは評価したいが、その内容や運用が、現在の地域の環境保全や向上に十分な役割を果たしているかどうかという点については、検証が必要である。社会の変化や地域の置かれた状況によって、見直しが必要な場合もあり、適切な見直しをしていかないと、形骸化したり、場合によっては却って環境悪化やコミュニティ内での対立を招く場合もある。建築協定、まちづくり協定等の多様なルールがあるので、適切に選択しつつ地域が遵守できるようなルールづくりや見直しが重要である。

・少子・高齢化の進展などに伴う地域ニーズの変化に対応したまちづくりが進められるように、手法の変更も含めたルールの見直しを引き続き支援していきます。また、地域への効果的な働きかけ方についても検討していきます。

【建築協定について】

地

域まちづくりの

実績につ

V

改善すべ

きと考える内容!

・建築協定は、各地区において年1回の総会や 区への連絡が実施されているが、社会の変化や 所有者の交代により、更新の度に脱退が増加す ることで穴抜けとなり、実効性が徐々に脆弱化 していることが指摘されている。今後は、建築 協定と共に地域まちづくりルールを併用する ことも進めていく必要があると考える。 ・建築協定の更新の際には、地域まちづくりルールの併用や移行の検討を含め、 地域の状況に応じて支援していきます。 地

改

善す

×

きと考

える内

域まちづくり

0

実績につ

10委員

・建築協定は、全ての地区で更新され、住環境の現状維持に寄与している。一方で、更新時には、安直に更新手続きを進めるのではなく、住環境の現状や将来に向けての課題について、議論が深められ、見直しを含めた検討が重要である。更新有無の実績のみならず、更新内容や議論の方法についての精査も益々必要である。更に、協定内容の見直しが不十分な場合、十分な議論や見直しが可能となるような支援や手続きの変更等の検討が必要である。

・時代にあった用途制限変更などの協定見直しは、ひいては地域としての評価を高め、資産価値の維持・回復につながる可能性があり、建築協定主体である地権者と、地域全体の効用の双方を高めることにつながると考える。良質な個人資産の維持や集団規定による良好な街並みの維持と、まち全体の機能更新の両輪を目指す必要がある。

・昨今の地域事情を鑑みれば、とりわけ郊外部 の第一種低層住居専用地域等において、住民が 高齢化し、または、幼少期のこどもを抱える子 育て世代など、日頃の生活圏が狭まりがちな住 民らにとっても、住みやすい住環境への改善 (近隣で利用できる日用品取扱いの店舗設置 など)につながるよう、協定内容の変更や運用 見直しが必要である。

・建築協定について、協定締結時(10~20年前) とは異なる昨今の地域事情に合わせた制限内 容の見直しと変更が必要だが、変更には、土地 所有者の全員合意を求める要件が障壁となっ ている現状が指摘されている。したがって、現 時点での地域実情に適うニーズを満たし、安全 で快適なまちの実現を目指して、より柔軟な協 定内容の変更や、協定運営を可能とするような 仕組みの改善が必要である。具体的には、地区 まちづくりの方向性との整合をはかった上で、 協定内容変更における地権者全員合意要件の 緩和や手続きの簡素化などである。 ・建築協定の更新の際には、少子・高齢 化の進展などに伴う地域ニーズの変化に 対応した建築協定の見直しが実現できる よう、引き続き支援していきます。また、 地域への効果的な働きかけ方についても 検討していきます。

・これまでも制度改正について国に要望してきた結果、隣接地などの法改正が行われてきましたが、全員合意は制度の根幹に関わるため困難と思われます。地域まちづくりルールへの移行など、地域の実情に応じた手法の選択を働きかけていきます。

概況

ブック

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

・まち普請事業について、事業の地域への効果についての検証をすることが望ましい。

・まち普請事業の効果検証にあたっては、 整備成果報告やアンケートを実施するな どで確認しています。今後も事業効果の 検証方法を研究し、成果の把握に努めて いきます。

・ヨコハマ市民まち普請事業において、部会委員会に対して申請の背景となる地域情報の提供をもっと丁寧に行う必要があると考える。参加者がプレゼンテーションの中で解説するべき事柄とも言えるが、該当区の職員から事前に審査員に対して客観的な地域情報を提供するような連携体制が行政内に整うと良いと考える。例えば、審査員が地域住民と行政との協働の実態や、まち普請事業以外の地域活動も知っておくことで、まちづくり全体への波及効果がさらに広がると期待する。

地域まちづくりの実績につい

7

【改善すべ

きと考える内容]

・部会に対する客観的な地域情報の提供 方法については、今後さらに検討してい きます。 地

改

(善すべ

きと考

つえる内

容

域まちづくり

0

実績につ

W

報

10委員会

が整備提案を見送る場合、ソフト活動上の課題、地域への説明の不十分さなど、ハード整備以外のことが課題となる場合がある。地域まちづくりを進めるには、単年度内で活動を十分に推進できない実情があることは十分に理解できる。事前相談の段階から、まちづくりの進展を持続的にフォローする取組が必要。同様に、一次コンテスト通過後に、二次コンテスト辞退、といったケースも散見される。この場合も、ただ単に辞退というのではなくて、時間をかけながら、まちづくりとして進展するよう、二次辞退のケースを拾うような、継続的なフォローが必要。

・ヨコハマ市民まち普請事業では、事前相談者

・さらに、近年では、地域でのまちづくり熟度 も高まり、提案内容も公益性の高いものが多い 一方で、コンテストでの採択件数の制限から、 地域まちづくりの機運を逸するような場合が見 られる。「市民の意欲に一層応えることのでき る」施策として、まち普請事業内のみで提案内 容の実現を図るのではなく、まち普請事業を窓 口として、それ以外の事業とのマッチングによ って、辞退案件や不採択案件の提案の実現度を 高めるような工夫が必要である。

・例えば、コンテスト不採択という衝撃を地域 に与える前に、まち普請事業として応募のあっ た提案でも、時間をかけて地域まちづくりプラ ンへと誘導し、提案の一部を地域まちづくり事 業助成で実現する、不燃化事業へと誘導すると いった地域の提案が確実に結実するような、柔 軟で戦略的な事業連携が必要である。その際に は、今年度の「松ケ丘自治会」での成果が参考 となる。

・まち普請事業で落選したグループへのアドバイスやフォローは重要であり、落選した結果、 意欲が薄れたり活動が停滞化すると問題であ る。次につながり、発展できるように支援をす ることが望まれる。 ・相談者、不選考となったグループ、辞退したグループへのフォローは、まちづくりに取り組む市民の意欲を沈滞化させないという視点から、大変重要であると制度創設時から認識しています。これまでも、「まち普請事業」以外の支援制度等を紹介するなどのフォローをしてきましたが、グループの実情に配慮しながらまちづくりの意欲が向上するように支援していきます。

58

請

【支援制度のアンケート結果について】

・まちづくりグループや組織にアンケート調査をし、変化を比較している点は評価できる。なお、前回に比較して支援制度に関する満足度が下がっているが理由を把握した方が良い。また、このようなアンケート調査で満足度を聞く場合、「どちらとも言えない」から「不満」を選択した回答には理由が聞いた方がよいと思う。

・現在も理由を書く欄を設けていますが、 より的確に回答していただけるように、 設問の表現や記入欄など、アンケート用 紙の工夫をします。

【支援の制度の周知について】

運用

活用状況に

0

(V

状に

0

7

 \mathcal{O}

評

価

・まちづくりに関わる多様な支援制度について、他局や区独自の制度も含めてとりまとめられており、わかりやすいと評価したい。利用したい住民が情報を入手できることが重要であり、まちづくりが多様化しているので、横浜市に限らず、国の制度、民間の制度等をとりまとめてデータ化するとわかりやすく、意欲のある団体がより活性化できると思われる。

・横浜市の助成金に係る制度については、 市民局でとりまとめた冊子を作成し、市 民対象に配布しています。国や民間の支 援制度はソフト分野も含めると膨大な数 があり、その内容を毎年度把握して市民 が申請可能なものを抽出し、データを更 新することは大変困難です。地域のニー ズに応じて必要があれば本市以外の制度 も調査し、ふさわしいものがあれば紹介 するのが現実的だと思います。

【ヨコハマ市民まち普請事業企業連携の取組について】

・地域まちづくりの資金・資源調達の新たな取組として、企業との連携による地域まちづくり支援が始まったことは、大きな進展である。10周年に際し、施設整備の後の持続的な活動運営が重要なテーマとなる段階において、意欲的で効率性の高い取組で、今後の発展に大いに期待したい。

・地域貢献意欲の高い企業が、市民と共にまちづくりに取り組むことで、これまで以上に社会や地域のニーズに応えた活動が実現し、相互信頼に基づく CSV (共有価値の創造) へ発展していくことが期待できます。

今後とも様々な方法で、市民・企業・ 行政の協働によるまちづくりを推進して いきます。 データ ブック

改

発善すべ

きと考える内

容

運

用

活

崩

状況につ

V

報

10委員会

【地域まちづくりプランについて】

・地域まちづくりプランの運用・実現段階について、特に防災以外の場合は計画内容が多岐にわたる。多様な計画の実現方策についての情報提供やアドバイスが重要であり、進捗が遅れている場合は、その要因を把握することも重要である。作成した計画が、円滑に実現できるような仕組みづくり、例えば地域まちづくり課が窓口になって他局や他部の紹介を行うなど、トータルに進めていける体制が重要と思われる。

・各プランでは、主要目標・課題を掲げながら、 副次的課題への取組についてもまとめている ケースが多い。その場合、副次的課題の解決に 向けた取組も、順次具現化することが重要であ る。具体的な事業の検討や支援が必要である。 ・プランの中でも次のように緊急性と実現性に よって推進の方法は3つの場合に分けられる。 ①緊急性の高い課題、ハードルが低く実現しや すい課題、波及効果の高い取組など、優先順位 を付けて、より迅速に事業化し課題解決に結び つけることが重要である。

②緊急性が高いがハードルも高く、地域の力や 従来の事業助成では、抜本的な解決が見込まれ ない場合、行政による関係者意見調整や事業化 を図るなど、行政の強力な支援に基づく事業推 進が望まれる。

③緊急性は高くはないが、地域にとって根幹的な課題となっているテーマについては、行政や専門家による中長期的な支援が可能となる枠組みを用意し、将来的な課題解決に向けたアクションプランを検討することが重要である。

・プランによっては、専門家や地域まちづくり 課のみならず、関連部局や区役所、その他公共 公益団体らとの連携が必要なことがある。地域 を主体としつつ、課題解決に向けて、関係者ら が連携する支援体制を築くことが必要である。 ・プラン策定の支援にあたっては、策定 後の実現に向けた事業や活動を想定しな がら進めています。地域課題の内容や地 域の状況によっては御提案のような体 制、推進方法等も有効だと思われますの で、今後、実績を積み重ねる中で検討し ていきます。

彰

・各地のまちづくりプランでは、各地の特徴や背景に基づき、少子高齢化や建築物等の老朽化、気象や災害様相の変化、空き家・空き地問題、都市農地の維持管理、交通利便性の変化、人口構成変化に伴うまちの景観・にぎわいの創出や維持など、今日的な都市課題が多く顕在化されている。これら多種多様な課題に各地が地域主体で取り組みつつも、市民の暮らしの根幹となるまちの課題を、横浜市全体で解決すべく、効率的な支援策の充実化や事業の重点化、体制と予算の確保が不可欠である。

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

改

善すべ

きと考える内

容

運

用

活用状況につい

・まち普請事業を継続していくためにも、成果の数値化が求められている。直接的な数値化以外にも、数理的な手法が色々とあり、数理的手法を含めた幅広い研究が必要ではないか。

・事業効果を定量的に測定することについては、有識者で構成する研究会に参加して研究しています。

当事業の意義と効果が定性、定量の両面から見えるようにしていくことで、助成(投資)効果の高い事業であることを明らかにし、財政基盤を強化していきたいと考えています。

・整備された事業についての管理状態や利用実態を把握し、問題が生じていないかを把握する ことが重要である。 ・平成23年に地域のコミュニティの広がりや施設の維持管理についてのアンケートを実施しました。今後も定期的にアンケートを実施します。

データ

報

普

及

啓発

活

動

及び

顕

彰事

業に

0

1

改

善すべ

きと考

える内

容

える。

10委員

【広報、普及啓発活動について】

現状について・ 積 た

の評価

- ・広報、普及啓発活動については、従来から、 積極的な取組を展開しており、今後も継続され たい。
- ・今後も、より効果的な方法を検討し、 広報、普及啓発活動を行っていきます。

【表彰について】

- ・表彰された団体や活動は、その後、どのようになっているか。継続されているか、さらに発展しているかについて把握しているかどうか。また、表彰された空間は、その後、きちんと管理され利用されているかについて、把握しているかどうか。
- ・表彰後の団体の活動状況については、 平成25年度に第5回横浜・人・まち・デザイン賞表彰(平成23年)分を対象にアンケートを実施して確認しています。今後も、表彰から2か年度程度経過した時点を目途にアンケートを行い、表彰効果の確認と合わせて活動の状況を把握していきます。
- ・横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」で、不選考となったことで、まちづくり活動の意欲が減退してしまうことを防ぐような取組が必要。例えば、対象となる活動を紹介するパネル展などを実施し、市民へ紹介するなどしてはどうか。
- ・顕彰事業の目的の一つは、市民のまちづくりに対する意欲を高めていただくことですので、選考されなかった方への対応は重要だと考えています。
- このため、ご提案の方法も含めて対応策 を検討し、可能なものは速やかに実施し ていきます。

【広報、普及啓発活動について】

- ・広報、普及啓発活動について、表彰以外の一 般的な広報については、メディアツールへの依 存度が高いことから、祭りなども含めたイベン ト開催時を利用するなど、単発であっても、直 接顔の見える形での周知活動を行い、日頃、地 域まちづくりと接点の少ない市民へのアプロ ーチにも努力を求めたい。(メディアツールは、 関心の高い層には極めて有効だが、無・低関心 層へのアプローチでは、直接体験が有効な場合 も多いため)。その結果、無関心層が、直接ま ちづくりの人材として活躍するといった直接 効果は低いかもしれないが、市民全体へ地域ま ちづくりの効果や理解を浸透させることにつ ながるのではないか。また、多くのマジョリテ ィが、地域まちづくりの先駆事例や実践例を知 ることは、安全で魅力あるまちを実感し、まち への評価や愛着を高めるきっかけになると考
- ・より多くの市民の皆様にまちづくりへ の理解を深めていただけるよう、他区局 と連携した広報なども含めて、効果的な 方策を検討していきます。

・まちづくりが活発に進められている地域は自発的に様々な支援制度を活用している、特定のテーマだけ突出して盛んであるという地域はほとんどない、という傾向にある。全体の底上げを意識し、各区において地区担当制を導入してきたことは今後の展開に大きな期待が持てる。また、防災まちづくりの推進が望ましい地域には、より積極的に制度の導入を働きかけるなど、戦略的な広報を工夫する必要があると考える。

・防災まちづくりについては、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対象地域に含まれる全ての自治会・町内会を対象に、防災まちづくりの制度の周知等を進めてきました。今後も引き続き、他局との連携なども行いながら積極的に広報を進めていきます。

彰

広

5

区

局

による地域まちづくり

Ó

連携に

0

11

7

現

光状に

0

V

7

 \mathcal{O}

評

価

報

10

の 取 組 局 【区局連携について】

- ・横浜市の各局における連携の取組が充実して きた現状は、大いに評価できる。さらに各区と 連携した「地域と向き合う」体制との連携によ って、地域コミュニティ施策としての充実度は 益々高まると期待したい。
- ・地域コミュニティを推進するための施 策について、関係区局とのより一層の連 携に努めます。
- ・都市整備上の課題を鑑みれば、ヨコハマ市民 まち普請事業において、先駆事例が蓄積され始 めているが、空き家問題や団地再生へのアプロ ーチ強化が重要である。今後は、建築局との連 携強化によって、これらの課題に地域まちづく りとしての取組を拡大できるような枠組みを 検討してほしい。
- ・まち普請事業による空き店舗、空き家 を活用した活動拠点整備や地区計画、建 築協定、地域まちづくりプラン・ルール などの策定・見直しに対する支援により、 建築局との連携を進めながら、空き家や 団地再生等に対する地域まちづくりとし ての取組を進めていきます。
- ・地域まちづくりの中で、公有財産が有効活用できれば、地域が主体となった取組の幅を広げることにつながる。時限的ではあっても、可能な範囲で市民利用の自由度を高めるような取組が必要で、財政局との連携も検討してほし
- ・公的未利用地における地域まちづくり の検討は可能ですので、まちづくり活動 の区域に含まれる場合は、関係局との連 携を含めて検討していきます。

【地域福祉保健計画について】

- ・横浜市の地域まちづくりが、他の局や区の施 策との関連を意識し、実際にもこれらの組織と 連携しながら取り組まれてきたことは、伝統的 に横浜市行政のスタイルの大きな特色を再び 発揮したものである。今後もこうした組織文化 を保持してほしい。ヨコハマ市民まち普請事業 でも局際的連携が開始されていることが述べ られているのは頼もしい、特に、健康福祉局の 地域福祉保健計画における「地区別計画」の仕 組みは、地域ニーズ発掘の場であり、まち普請 事業の提案に至る種が潜在しているのではな いか。
- ・御指摘のとおり、地域福祉保健計画の 地区別計画策定は地域ニーズ掘り起しの 有効な場だと考えています。このため、 地域福祉保健計画に基づくハードのまち づくり活動を支援するなど、健康福祉局 や区福祉保健課と連携した取組を引き続 き検討していきます。

報

10

資料

【団地再生について】

現状につ

1

ての

評

価

区

局による地

域

るまちづ

くり

0

連携に

0

11

て

【改善す

べきと考える内

容

・昭和50年代以降、市内全域で住宅地の開発 が進んだ。短期間に移住者が集中する住宅団 地において、近年、人口の減少や高齢化が急 激に進んでいる。高齢者世帯や一人暮らし世 帯の中には、買物をはじめとする毎日の生活 に支障が出たり、地域全体の自治機能の低下 にも直面しつつある。空き家の増加は防犯・ 防災上も問題となっている。コミュニティの 側面、空間の側面において、多様な課題が明 らかになってきた。なりゆきに任せておくわ けにはいかない。若い世代が暮らしやすい環 境を整えたり、共同で暮らすスタイルの導入、 団地全体のダウンサイジングなど、いくつも の方策を重ねながら住みたい人が住み続けら れる地域づくりを進めていく必要がある。そ のため、地域まちづくりの取組も一定の役割 を果たす必要があると考える事が求められ る。

・集合住宅団地再生に向けた地域まちづくりの取組としては、団地の将来ビジョンを地域まちづくりプランとして定める、空き店舗等を活用した拠点整備をヨコハマ市民まち普請事業により支援する、団地建替え等を地区計画により誘導することなどが考えられます。こうした地域まちづくりの様々な手法やノウハウを活用して、団地再生にも積極的に取り組んでいきます。

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

まちづくりに画期的な飛躍をもたらしたま ち普請事業をひな形として、同程度の助成規 模の支援事業が創設されている。「地域みどり のまちづくり」やまち普請事業の「区版」で ある。公開審査を2回経て助成を受けるまち 普請に比して、専門家の丁寧な支援を得なが ら内部審査でまち普請事業のほぼ3倍の規模 の助成を受けることができる「地域みどりの まちづくり」、簡便な手続きと審査でまち普請 事業とほぼ同額の助成をうけることができる 「区版」などである。事業の目的によって審 査方法が異なることは当然だと考えるが、複 数の助成事業を体験した区民からは、まち普 請事業のハードルがいかに高かったか(それ が誇りにつながっているようにも感じた)と いう感想を得た。局間での協議・調整を経て のことだと推察するが、市民感覚も参考にし ながら助成のバランスをとることも重要と考

・まち普請事業では、提案グループの皆様に、1年に渡るコンテストの期間に、計画の具体化、仲間づくり、地域住民との合意形成、管理者協議等の調整などを乗り越えていただくことで、地域のまちづくりをリードする知識と技術を身につけていただくことになりますが、負担感の軽減にも配慮しながら事業を実施するように努めます。

える。

他区局による地域まち

つづくり

0

連携に

つい

改

善

すべ

きと考える内

容

ブック

報 10委員会

【地域福祉保健計画について】

・地域福祉保健計画は、全市と各区で体系的に計画づくりが進められている。第3期計画では地域ごとの特色を反映した計画づくりが進行中である。また地域福祉保健計画は全地域にわたりローラーでカバーするという特徴を備えている。地域の詳細な情報が集まる事業であり、ここから地域まちづくりへとと関する可能性があると考える。地域のみなされていると、ヨコハマ市民まち普請事業に手を挙げるとか、プランづくりに結びつきそうな内容をお聞きすることもある。H25版報告書において職員がワンストップとして活躍した例が述べられていますが、それをレアケースにとどめず標準化していくような人材育成が重要と考える。

・地域福祉保健計画の地区別計画策定や そのプロセスには、地域まちづくりのき っかけとなるような情報や地域ニーズ があると思われます。実際の地域まちづ くりへの展開を実現するための方策に ついて、ソフトも含めた様々な分野の横 つなぎができるような人材育成も含め て、関係区局と検討していきます。

・地域福祉の観点から、高齢者ケアと地域ま ちづくりの融合による施策は進んでいるが、 同様に子育て支援や女性の社会進出支援など の施策や担当課との連携強化も検討してほし い。これも、ヨコハマ市民まち普請事業にお いて、先駆事例の蓄積がある。子育て環境の 充実や、女性が安心して社会で活躍するため には、地域社会での多種多様な支えや、多様 なライフスタイル・ワークスタイルの実現を 可能とする取組が有効であり、まち普請事業 の事例が具体的で有効な示唆を与えている。 地域まちづくり施策によっても、これら政策 目標の達成に資することを示している。

・これまでも子育て支援や女性の地域貢献などの提案がされて実現しています。 まち普請事業の、ソフトも含めた多分野にかかる様々な地域活動を支援するという特長を生かして、様々な地域課題に応える地域まちづくりを推進していきます。

【防災講座との連携について】

・「町の防災組織」は市内に約2,700あり、危機管理室では5か年をかけてその大半に防災講座を受講するよう呼びかけている。近年、市民の防災意識は非常に高く、講座はいつも待ち状態ということです。内容についてはソフトが主体だが、地域まちづくりへとつなげていく重要な機会と考える。地域住民に他局の取組を総合的に案内する場として活用していくことが望ましい。

・地域における自主的な防災の取組は地域まちづくりに発展する可能性が高いと考えています。このため、関係部署と調整し、検討していきます。

【地域づくり大学校との連携について】

他区局による地域まちづくり

0

連携に

0

いて

改

善すべ

きと考える内容

・地域づくり大学校では、主に自治会の役員を対象として多様なテーマでまちづくりの講座が持たれている。そこで紹介された先進事例に学び、自分の地域でも実施してみるというケースが見られる。

地域まちづくり事業の中ではヨコハマ市民 まち普請事業が紹介されているが主要な内容 は福祉とコミュニティづくり、防災活動など ソフトが大半である。不燃化や建替えなど規 模の大きいハード事業は経済的な負担が大き いこともあるが、近い将来確実に起きるであ ろう震災に備えて、地域まちづくりに関する 情報提供は不可欠と考える。 ・地域づくり大学校との連携については、是非進めていきたいと考えています。地域まちづくりを含むテーマを取り上げるなど、実質的な連携が進められるよう、市民局等との調整を進めていきます

他区局による地域まちづくりの

連

渡に

0

V

改善す

×

きと考える内容]

10委員会

【多様なニーズに対応する体制について】

・見守り、子育て、防災など多様な相談が増

える傾向があるということであるが、現在、

地域の問題や活動が多様化している。多様化 する問題は互いに関係しあっており、例えば、 高齢化が進展すれば、コミュニティバスサー ビスのニーズの向上、近隣商店街の衰退、防 犯や防災へのニーズ向上、高齢者見守りの必 要性等の課題につながり、さらに空き家化・ 空き地化が進展すれば、それは地区計画や建 築協定に大きな影響を与えることになる。同 様に、子育てのしやすい環境づくりなど地区 の多様な問題への対応や魅力づくりをしてい かないと、やがて地域としてはランクダウン する可能性があり、それは地域のハード環境 に大きな影響を与えることになる。まちづく りは総合的かつ相互関係性が強いので、限定 的な制度では使いにくいと考えられる。市民 ニーズの多様化などにどの程度、どのように

対応するのかを改めて検討し、他制度との分

かりやすい連携や、他局との連携の体制のあ

り方を検討することが望まれる。

・多様化するニーズや将来予想される課題への対応策については、平成 26 年度に地域まちづくり推進委員会の御意見を伺いながら検討してきましたが、引き続き関係局や区役所の地域振興課、福祉保健課と連携のあり方を検討していきます。

概況

現

状に

0

1

ての

評

価

【体制について】

- ・区役所における「まちのルールづくり相談 コーナー」は、建築課廃止後長らく待たれて いた区役所における本格的なハード整備関連 の区民に身近な部署であり、土木事務所の区 役所への編入とともに、大変有意義な組織改 正であった。
- ・今後も、「まちのルールづくり相談コ ーナー」(まちづくり調整担当)とより 一層の連携を図りながら、様々な分野の 部署とも連携して、地域まちづくりを推 進してまいります。

【支援の領域について】

- ・支援制度は、市民の目線に立ってきめ細か く充実されてきたと考える。「地域」のとらえ 方について、20年ほど前は地縁型とテーマ型 とに整理され、10年ほど前には、地域の多様 な活動団体を横断的に総合化する地域運営協 議会のあり方を模索し、近年は地縁組織を基 盤としながらテーマ性に富んだ活動も柔軟に 位置づける、そのような変化ととらえること が可能であろう。
- ・テーマや主体に応じて多種多様な支援手法 が幅広く設けられてきたことは、本市の大き な特徴であると考える。

・今後も地域のニーズに応じて柔軟に支 援していきます。

ブック

概 要 2 グ ル 3 組 織 プラン 5 ル ル

> 6 支援 度 ま 請 8 顕 彰 広

11各区推進状況

報 10

12 の取組 局

> 資 料

現

状に

つい

ての

評価

10

年間

 \mathcal{O}

振

返

彰

【条例全体の10年間の運用について】

・横浜市のまちづくり条例で住民が主体的に計画する内容は、「地域まちづくり組織」「地域まちづくりルール」「地域まちづくりプラン」である。この3つによる構成は、10年間運用してみて、大変よくできていると思う。また順次策定する自由が認められているのも好ましい。

全体的なソフトな決まり事であるルールと具体的で即地的なハードなプランの組み合わせは、市民にも大変わかりやすいし、地区計画に入れられない内容をカバーするためにも有効である。

また、専門家との長い検討をふまえて、最終的には地域の総意を確認するプロセスも大変良くできている。もちろん自治会や町内会、商店会等の既存組織に加入していない関係者の参加や了解が得られにくい実態はあるものの、多くのケースでその努力は見られる。

さらに、協議会役員が「地域まちづくり推進 委員会」に直接出席し説明すると共に、委員と 質疑応答することは、市民にとっては結構緊張 することであると思われるが、同時に市民にと ってまちづくりの重要性や責任を認識したり、 委員から貴重なアドバイスを受ける機会として も、重要な役割を担っていると思われる。ただ 欲をいえば、地域まちづくり委員会の委員は全 員でなくても、申請される地域の現場を少しで も事前に見ることができたら、より素晴らしい 運用となるであろう。

・景観整備を進めてきた商店街が、20年を経て、さらに地域まちづくりルールを導入するなど、実績のある地域に対してさらなる推進力を期待できることは、本制度の意義の重要性を再認識した次第である。

・審議案件については、より良い審議をしていただけるよう、1か月前に案件の概要資料をお送りすることにしたほか、今期から、期の1回目の推進委員会では、直近の事例について現地視察を採り入れることにしました。審議案件については、委員会での市職員の説明の中で地域の状況やニーズのよりわかりやすい説明に努めるとともに、現地の事前視察についても、今後検討していきます。

・効果的な制度活用がされた事例の検証 を行いながら、今後も地域のニーズに応 じて柔軟に支援できるよう施策の充実 を進めていきます。

【ヨコハマ市民まち普請事業について】

- ・まち普請事業の10年間の実践例を振り返ると、 行政では介入しづらいエリアや領域の地域課題に 対しても、地域発意によって、柔軟にアプローチ して改善につながった事例が多い。このような、 本来、行政主導ではできない課題に対しても、自 由度の高い地域まちづくりとして取り組むこと で、社会課題の解決を図る仕組みとなっており、 今後ますます事業需要度は増すと思われる。
- ・今年度、まち普請事業が、日本都市計画学会賞「石川賞」を受賞したことは、大変名誉なことであり、市民や地域まちづくり関係者、地域まちづくり課のこれまでの努力と着実に実績を上げてきたことが、大きく支持され、さらに今後の新しい公共事業のあり方のモデルとして、高い評価をうけた。
- ・このたびの「石川賞」受賞を記念して指摘された、横浜市の地域「伴走力」の強化に期待する。

・横浜市民の皆様が「市民力」を発揮 して地域の課題解決や魅力向上に取り 組む際の施設(ハード)整備に係る中 核的な助成事業として、一層の発展に 取り組みます。

今後も、市民の皆様に寄り添う「伴 走者」としての意義を確認した上で、 協働してまちづくりに取り組む姿勢 を、地域まちづくりや地域支援全体に 広げていきます。

【専門家について】

現

状に

0

い

7

 \mathcal{O}

評

価

10

年

間

0

振

ŋ

返

・本市では、川づくりや地域づくりに関する研究 会や NPO などが比較的速い段階で設立され、現在 でもその潮流が受け継がれている。そこでは、官 民の垣根を越えて交流・学習・実践が重ねられ、 その結果、地域まちづくりにおけるコーディネー ターを多数輩出してきた。コミュニティデザイン を基盤として、プランづくりやヨコハマ市民まち 普請事業のようなハード系の街づくりから、地域 福祉や防災対策などのソフトに至るまで、幅広い スキルを有する専門家集団が組織的に取り組む体 制を整えてきたことは、本市の大きな特徴と言え よう。今後、各団体の活動を継続に発展させるた め、若手の育成は重要な課題と考える。新たな人 材の加入を積極的に進めている団体、市内外の大 学生との協力を継続的に進めている団体も見られ ることは、今後の展開に期待が持てる。

・若手の育成は重要な課題ですが、地域からの要望によりベテランのコーディネーターが担当することが多い状況です。若手の活用が進められるよう、さらなる育成や活用方法の検討に努めます。

改

善

す

きと考える内

容

10

間

振

返

10委員

【今後の地域まちづくりについて】

・10 年経過した現在、次の 10 年も同じ展開で良い とは思えないので、条例の枠組みを大きく変える 必要も感じている

そのひとつは「都市内分権」である。横浜市は人口 370 万人という大都市であるので、行政と市民のコミュニケーションが密であるとは言えないし、絶対的な人口規模の限界がある。そこで、市民の主体的な活動を促進するためには、市役所から区役所への権限委譲、さらには地域組織への権限委譲が必要ある。現在のように市役所に集権した状況では、市民活動の展開に限界がある。地域まちづくりを次の10年より進化させるために、都市内分権を提案したい

・これまでも、まちのルールづくり相談コーナーの設置、土木事務所の編入、地域力担当の設置など区の機能強化を進めてきたところです。今後は、区役所が地域協働を総合的に支援できるよう機能強化を進めることとしており、この枠組みの中で様々な分野と連携しながら地域まちづくりを推進していきます。

・区役所への分権委譲と共に、区ごとに「地域まちづくりセンター」を設置したらどうだろうか。 ヨコハマ市民まち普請事業はこのまま全市的なレベルで最大 500 万円という枠を残しながら、より敷居の低い 100 万円程度のまちづくり支援事業を区単位で展開することを検討して欲しい。たぶん各区役所の個性が出て来るだろうし、競い合いも出てくると思う。地域まちづくりセンターは、その中心的役割を果たすべきである ・現在、一部の区ではハード整備の支援・助成事業が始められています。今後も、区役所の主体性を生かしながら、まち普請事業で得られたノウハウの情報提供を図り、区の取組を支援していきます。

- ・今後地域まちづくりを推進していくためには、「知恵」(専門家派遣)でも「資金」でもなく、市民の「仲間」づくりが要ではないかと思う。言い方を変えれば、町内会・自治会を含めて後継者不足、担い手不足、人材不足である。どのように「学習した市民」を育てるかが、次の10年に求められる。今まで以上に多くの手法が必要である。分権組織を作って、各世代ごとに公募委員を選ぶとか、こども参加プロジェクトを増やして親世代を巻き込むとか、都市整備領域としても相当な工夫が必要である。
- ・これまでの地域まちづくり活動に対する支援を通じて、地域まちづくりを推進していくためには、グループの活動が活発に行われていることが大切だと認識しています。このため、関係局や区役所、中間支援組織等と連携して、地域の担い手の発掘・育成に努めるとともに、活動の活発化のための効果的な支援策について検討していきます。
- ・事業の内容によっては永遠に自立の難しいものもあるが、工夫によっては自立できるものもあるかもしれない。その見極めがなされていないので、団体の活動を継続するためにどのように支援をしていくべきか検討する必要がある。
- ・団体の日常的な活動継続のための財政的な支援は困難ですが、これまでの様々な実績を踏まえ、自立的な活動を継続するための有効な支援策について検討を進めます。

請

顕

・行政、あるいは社会的にコミュニティビジネス を支援する仕組みが欲しい。

- ・まちづくり活動を継続するためにも、 コミュニティビジネスは重要ですの で、まち普請事業によって整備された 活動拠点に対する企業マッチング等に よる支援で得られたノウハウ等を生か して検討していきます。
- ・将来の担い手を増やすためにも、子供の時から まちづくりの活動の中心にいて楽しい思いや努力 してたくさん褒められる思いをしてもらえるよう な仕組みが必要である。
- ・地域まちづくりへの子供の参加を促進するための取組や、総合学習への協力など具体策について検討していきます。

【ヨコハマ市民まち普請事業】

改

す

×

きと

考

つえる内

容

10

年

蕳

 \mathcal{O}

振

ŋ

返

- ・まち普請事業を活用して、10年の間に38もの豊かな空間、市民が愛する空間ができたが、これを一層生かしていくための方策を考える必要がある。
- 一つ目は、市民が地域で事業を行っていることを、横浜らしいコミュニティモデルの一つとして、「市民事業」と定義して、行政だけでなく社会全体が支援するモデルをつくっていくこと。
- 二つ目は、市民事業によるコミュニティ経済の問題を提起したい。市民事業での役務には、一般の企業活動と同等の対価が支払われることが困難な状況がある。これは、これまでの研究で確認したことだが、その状況であっても市民事業が継続されているのは、対価との差を補う、あるいは上回る要因として、従事者が言う「感謝し、感謝される気持ち」を受け取り、生きがいを感じることが市民事業では育っている。これを、横浜市としての、コミュニティモデルや友愛のある経済モデルとして明確に打ち出し、発信していくことを提言したい。

・まち普請事業などを通して、市民がハード整備を行ったり、コミュニテリカフェなどの活動拠点を運営したりますることが十分に可能であり、地域とっちがコミュニティ活性化ったが分とった。こうとがつることが分とさいるがあることが分とさいくがあると考えていますので、御提案の「市民が大変有効でしていると考えていますので、御提案の「市民事業」についてもその中で検討していきます。

改

すべ

きと考える内

容

10

年

間

0

振

り返

10委員会

・これまでの地域まちづくり支援は、意欲のある地域を中心に住民主体の活動を育成するという方法で実施し、成果をおさめてきたことは高く評価できる。意欲的な地域は、まちづくり支援に限らず、福祉や環境など各部局の支援を得て発展したように見えるので、まず、意欲的な地域がどの程度、各部局の支援を受けてきたかをどこかで包括的にまとめる必要があると思われる。

・一方で、そのような支援を全く受けていない地域のなかで、支援が必要な地域があると考えられ、 今後は、そのような実態を把握する必要があると思われる。高齢化率、生活保護受給の状況、犯罪率、子供の貧困状況、教育状況、空き家状況など利用できる指標をできるだけ活用して、問題地区として深刻化しそうな地域を把握する必要がある。

・地域を縦割りで見るだけではなく、各地域を地域ごとに総合的・包括的に見れるような体制づくりが必要である。

・関係局と連携し、地域の実態を把握 するための指標のあり方やこれまでの 支援の状況を総合的・包括的に把握す る方法などについて検討していきま す。

【中間支援組織との連携について】

地域交流を促進し、地域課題を掘り起こし、これに取り組もうとするコミュニティ・レベルの動きは、横浜市では主として地域福祉保健計画、特にその地区別計画において本格化していったが、こうした地域力の発展は、市民活動支援センターや地域ケアプラザなど中間支援機能の発展と並行して進んできたのであり、このことに地域まちづくりも呼応して働きかけを行っていくべきである。

・御指摘のとおり、横浜のコミュニティの発展には市民活動支援センターや 地域ケアプラザなどの中間支援組織の 力が大きかったと考えています。今後 の地域まちづくりの展開にあたって は、こうした中間支援組織との連携を 強め、効果的な施策の展開を進めてい きたいと考えています。 平成27年度 地域まちづくり推進状況報告書 【データブック】 概要

報

目 次

【データブック】	
1 地域まちづくり推進条例・体制の概要	78
1-1 地域まちづくり推進条例の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78	
1-2 制度改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80	
1-3 地域まちづくり推進体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82	
1-4 制度の対象としている主な事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85	
2 地域まちづくりグループの活動状況	88
2-1 地域まちづくりグループの登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 88	
2-2 地域まちづくりグループの活動地域分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 地域まちづくり組織の活動状況	100
3-1 地域まちづくり組織の認定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100	
3-2 地域まちづくり組織の活動地域分布図	
4 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況	103
4-1 地域まちづくりプランの策定状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 103	
4-2 上位計画の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107	
5 地域まちづくりルール等の策定・運用状況	108
5-1 地域まちづくりルールの策定・運用状況・・・・・・・・・・・・・・ 108	
5-2 建築協定	
5-3 地区計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113	
5-4 街づくり協議地区(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・114	
6 地域まちづくり支援制度の実績	116
6-1 地域まちづくり支援制度の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・116	
6-2 まちづくりコーディネーターの登録状況・・・・・・・・・・・・・・ 118	
6-3 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績	
6-4 まちづくりコーディネーター等の単発派遣・・・・・・・・・・・・ 124	
6-5 まちづくりコーディネーター等の年間委託・・・・・・・・・・・・ 126	
6-6 地域まちづくり活動助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6-7 地域まちづくり事業助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6-8 地域まちづくり支援制度の支援経費実績 130	
6-9 区による地域まちづくりの支援状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 131	
6-10 地域まちづくりグループ等の活動状況アンケート調査結果・・・・・・・・ 135	
6-11 地域まちづくり組織の活動状況アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・ 147	

データ ブック

広報

資
料

7 ヨコハマ市民まち普請事業の状況	154
7-1 ヨコハマ市民まち普請事業の実施状況・・・・・・・・・・・ 154	
7-2 ヨコハマ市民まち普請事業の応募地区・整備地区の分布・・・・・・ 162	
8 顕彰事業の状況	163
8-1 横浜・人・まち・デザイン賞	
8-2 第5回横浜・人・まち・デザイン賞アンケート調査結果 168	
8-3 まちづくり月間 国土交通大臣表彰・・・・・・・・・・・ 169	
9 広報、普及啓発活動	170
9-1 メールマガジン、発行物、ホームページ等・・・・・・・・・ 170	
9-2 区による広報活動・・・・・・・・・・・・・・・ 173	
10 地域まちづくり推進委員会の開催状況	175
10-1 委員会構成(第5期、平成25年4月~平成27年3月) · · · · · · · · 175	
10-2 開催状況と審議内容・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177	
11 各区の地域まちづくりの推進状況	189
12 他区局による地域まちづくりと関連する取組(参考)	229
12-1 区による独自の支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12-2 地域運営補助金・・・・・・232	
12-3 区局によるその他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238	
資料 1 地域まちづくりの活動状況にかかるアンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	246
資料2 横浜・人・まち・デザイン賞受賞に関するアンケート	251
資料3 平成25年度評価書に対する見解書とその後の対応状況·····	252

2 グル・

1-1 地域まちづくり推進条例の特徴

地地域まちづくり推進条例の大きな特徴は、次の3点となっている。

- ①市民等と横浜市の役割を位置づけ
- ②地域まちづくり活動の主体の登録・認定を条例で保障
- ③市民等が策定するプラン・ルールの認定と運用を条例で保障

【図 1-1-1】 地域まちづくり推進条例上の市民等と横浜市の役割

市民等の役割

地域まちづくりの主体として、 地域まちづくりを推進する。

横浜市の役割

地域まちづくり推進のため、 必要な支援を行う。

【表 1-1】 地域まちづくり推准条例の特徴的な制度

特徴的な制度	内容					
地域まちづくりグループの登録	地域まちづくりに関する活動を行う団体を結成し登録できる。					
	5人以上の市民等の団体で登録できる。					
	有効期間は2年度間で、延長可能。					
	※詳細については下記ホームページを参照					
	http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/gr-tourokuteju					
	n.pdf					
地域まちづくり組織の認定	身近なまちづくりに取り組み、地域住民等の多数の支持を得た団体を、地域ま					
	ちづくり組織として市長が認定する。有効期間は3年度間で延長可能。					
	認定には、地域まちづくり推進委員会へ意見を聞くことが必要。					
地域まちづくりプランの認定	地域まちづくり組織が、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解					
	決に向けた取組をとりまとめ、地域住民等の多数の支持を受けた計画について					
	市長が認定する。					
	有効期間は6年度間で延長可能。					
地域まちづくりルールの認定	地域まちづくり組織が、地域まちづくりに関して守るべきことを定め、地域住					
	民等の多数の支持を受けたルールについて市長が認定する。有効期間は6年度					
	間で延長可能。					

- 注)「地域まちづくり推進条例ができるまで」については以下ホームページを参照 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/07-dekirumade.html
- 注)「地域まちづくり推進状況のあらまし」については以下ホームページを参照 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/06-aramashi.html

データ ブック

5

ル

6

広

報

10

【図 1-1-2】 条例の概要

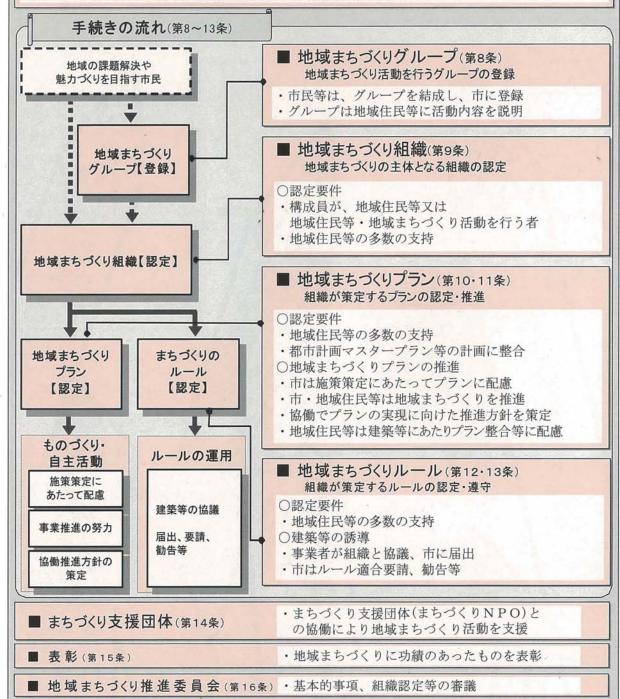
■ 雑則 (第17·18条)

平成17年10月1日

附則(施行期日)

横浜市地域まちづくり推進条例の概要

- 総則(第1~7条) 目的、定義(第2条)、基本理念、市民等・市の責務、情報共有等(第6条)、市の支援施策 〇目的(第1条) ・市民等と市が協働して行うまちづくりによる安全で快適な魅力あるまちの実現 ・市民等は身近な地域のまちづくりに参画する権利と責務を有する。
- ○責務(第4・5条) ・市民等は地域まちづくりの主体として、地域まちづくりを推進するよう努める。
- 〇支援施策(第7条) ・情報提供、相談・助言等、学習・交流機会の提供、専門家派遣等技術的支援
 - ・まちづくり活動、地域まちづくり事業等への財政的支援



・推進状況について報告書を作成・公表

データ

委員会

8

1-2 制度改正の概要

地域まちづくり支援制度要綱及び関連要領(以下、「要綱等」)については、活動支援のニーズを踏ま えた支援の拡充や、手続きの簡素化・適正化のために、現場のニーズを踏まえてきめ細かい改正を進め ている。

平成 25、26 年度には、支援を希望する地域の状況を踏まえて、効率的な支援が行えるよう、手続きの簡素化を含めた要綱等の一部改正を行った。主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 地域まちづくり支援制度要綱(平成26年9月改正)
 - ・消費税の増税の伴い、コーディネーター等の派遣に要する費用の見直しをした。(第4条)
- (2) 地権者情報提供の要領(要綱第24条)(平成26年1月施行)
 - ・地権者情報提供について、地権者の世代交代や相続に伴う分筆が増えるなど、情報量が増えたり更新がこまめに必要になってきている状況があり、申請から提供までに時間と手間を要する状況が増えてきた。そのため、申請から情報提供までの時間を短縮化させることと、手続きを簡素化させるため、地域まちづくり活動支援事業実施要領から独立させ、事務手続きの要領を新設した。
- (3) 地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領(平成26年1月改正)
 - ・地域まちづくりプラン策定後の掲示板等は、より助成率の高い事業費助成にて助成するよう制度を 整理した。(第3条)
 - ・申請に必要な土地使用承諾書について、手続きの適正化及び効率化を図るため、本市の所有地の場合に限り、事前協議の上で、交付決定後の提出に代えることができることを新設(第5条)
 - ・変更の申請について新設した。(第7条)
- (4) まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領(要綱第19条)(平成26年3月改正)
 - 「いえ・みち まち改善事業」から「まちの不燃化推進事業」への移行に伴い、文言の整理をした。
- (5) 横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領(平成26年1月改正)
- ・対象経費に調査・測量費を新設した(設計費を含む場合のみ)。また、内部規定にしていた 10 割助成の要件を追加した。(第3条)
- ・手続きのより適正化等を図るため、見積書は2者以上からとること、100万円以上は市内業者優先であることを追記した。(第4条)
- ・申請に必要な土地使用承諾書において、本市の所有地の場合に限り、事前協議の上で、交付決定後 の提出に替えることができることを新設した。(第4条)
- ・掲示板を設置した際に、掲示板設置完了報告書の提出を新設した。(第7条)
- ・財産処分制限期間の年限を明記した。(第12条)
- (6) 横浜市まちづくりコーディネーター等の登録に関する要綱(平成26年7月改正)
 - ・コーディネーター等の選定委員会開催を7月及び12月とし、その受付を選定員会の2か月前までとした。(第6条)

(7) ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱 (平成25年4月改正)

・要綱に「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づくことを明記した。

全 概 況

Ⅰ報告書

見解書及び

データ ブック

概

要 2 グループ 3

3 組織 4 プラン

ン 5 ルール 6 支援制度 7

7 まち普請 8 顕彰

9 広報 10 素

委員会 11各区推進状況

 12 の 収 取 組 局

資料

要

2

ル

彰

1-3 地域まちづくりの推進体制の状況

1-3-1 地域まちづくりの推進体制の変遷

地域まちづくりの推進体制は、地域まちづくり推進条例の制定・施行及び運用の状況にあわせ、拡充されてきた。地域まちづくり推進体制の変遷は、表 1-3-1 のとおりである。

【主な経緯】

- (1) 平成17年4月に大規模な機構改革が行われ、旧都市計画局と旧建築局の再編により、都市整備局と旧まちづくり調整局が発足した。地域まちづくりの推進体制としては、都市整備局地域整備支援課が条例・規則及びこれに基づく支援制度を所管し、地域整備課(都心部については都市再生推進課・みなとみらい21推進課)が条例等の運用と市街地開発事業等の推進を所管する体制でスタートした。
- (2) 平成 19 年 4 月に、都市整備局内の機構改革が行われて地域まちづくり課が発足し、市街地開発事業を分離するとともに、地域まちづくり関連制度の所管と運用を一体的な体制で行うこととした。この結果、条例の所管・運用に加え、地区計画・建築協定、街づくり協議地区、都市計画マスタープラン区プラン・地区プラン、都市計画提案制度等の運用や、協働の防災まちづくりを進めている「いえ・みちまち改善事業」をあわせて所管することとなった(都心部については従前通り)。また、新たに、景観法に基づく景観計画や景観協定等の運用も所管することとなった。
- (3) 区の機能強化は、横浜市の基本施策として平成14年度策定の中期政策プラン、18年度策定の中期計画等で位置付けられ、現在では、都市計画マスタープラン区プラン・地区プランを所管するとともにまちのルールづくり等の活動支援を局と連携して推進するようになっている。

【表 1-3-1】地域まちづくりの推進体制の変遷(まちのルールづくり相談センター設置以降)

年度	内容
H14 年度	○まちのルールづくり相談センターを旧建築局に設置
H15 年度	○区役所区政推進課に担当係長(政策担当)を設置
H16 年度	○旧都市計画局に「地域まちづくり推進担当」を設置 ○旧建築局で住環境整備課と地区計画等担当が統合 ○まちのルールづくり相談コーナーを各区役所に設置 職員(技術)1名を配置
H17 年度※	○都市整備局が発足地域整備支援課、地域整備課、都市再生推進課、みなとみらい 21 推進課を設置○土木事務所を区役所に編入○区政推進課担当係長をまちづくり調整担当係長とする(土木事務所兼務)
H19 年度	○都市整備局再編 地域まちづくり課を設置 ○青葉区にまちのルールづくり相談センターを設置 課長1名、職員1名を増員(課長1,係長1、職員1を都市整備局地域まちづくり課に兼務)
H20 年度	○5区に地域元気推進員を配置
H21 年度	○13 区に地域力推進担当が設置(地域元気推進員をあらたに5区に配置、計10区)

データ

ル

6

広

報10

年度	内容
H22 年度	○18 区に地域力推進担当を設置
H25 年度	○段階的に進められていた地区担当制が18区すべてに導入
H26 年度	○都市整備局再編 防災まちづくり推進課を設置 ・「いえ・みち まち改善事業」が「まちの不燃化推進事業」に移行し、防災まちづくり推進課が所管課となる

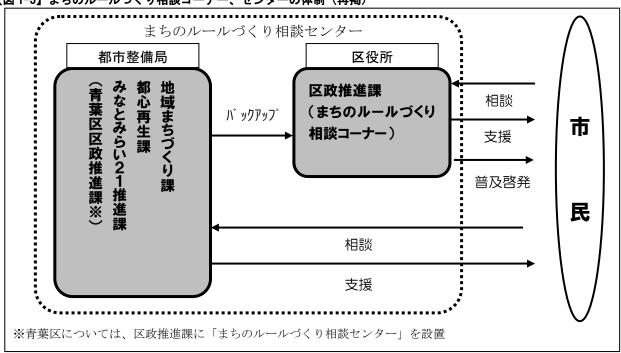
※平成17年度に地域まちづくり推進条例施行

1-3-2 まちのルールづくり相談コーナー、センターについて

まちのルールづくり相談センターは、地域が主体的につくるルールづくりの支援や、案内を行う、市 民や事業者向けの窓口である。主に扱っている制度は、建築協定、地区計画である。

都市整備局地域まちづくり課、都心再生課、みなとみらい 21 推進課と区役所のまちのルールづくり相談コーナーで構成されており、これらの役割分担は、市民のまちのルールづくりなどに関する相談業務、市民のまちのルールづくりの取組への支援業務、市民に地区計画、建築協定等、地域まちづくりについての普及・啓発業務などである。

【図 1-3】まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制(再掲)



【表 1-3-2】各課の役割分担(再掲)

	課名・担当名	内 容					
I	都心再生課	関内、関外、元町等 横浜駅都心、新横浜都心、ヨコハマポートサイド地区、桜木町駅周辺 に関すること					
ア	みなとみらい 21 推進課	みなとみらい 21 地区 に関すること					
ア 担 当	地域まちづくり課						
	支援・誘導担当	17 区(青葉区以外)に関すること					
	青葉区区政推進課	青葉区 に関すること					
担制当度	地域まちづくり課の各制度担当	各制度 (建築協定・地区計画・地域まちづくり推進条例) の取りまと					
ヨ 度		めや普及啓発に関すること					

注) それぞれルールづくり以外の業務も行っている

1-4 制度の対象としている主な事業

地域まちづくり支援制度は、他の様々なまちづくり関連事業において、市民が主体となってまちづくりに取り組む際に活用されている。制度を活用している主なまちづくり事業は、表 1-4-1 のとおりである。

【表 1-4-1】地域まちづくり支援制度の対象としている主な事業等(再掲)

事業等名称 (所管課)	主な内容
① まちのルール・プランづくり	建築協定、地区計画、地域まちづくりルール・プラン等のまちのルールや
(都市整備局地域まちづくり課、都市整	プランについて、地域が主体となってルール・プランづくりに取り組んで
備局都心再生課、都市整備局みなとみら	いる。
い 21 推進課、都市整備局防災まちづくり	
推進課、青葉区区政推進課)	
②都市計画提案制度	住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能と
(都市整備局地域まちづくり課、都市整	するための制度で、土地所有者、まちづくりNPO等が、一定の条件を満
備局都心再生課、都市整備局みなとみら	たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができるという制度。
い21 推進課、青葉区区政推進課)	
③市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区等において、細分化され
(都市整備局市街地整備調整課)	た敷地の統合、建築物の不燃化、公園広場・街路等の整備等を行うことに
	より、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
④土地区画整理事業	街の健全な発展を目指して面的整備を総合的に行うことを目的として、道
(都市整備局市街地整備調整課)	路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利
	用の増進を図る事業。
⑤まちの不燃化推進事業	平成 26 年 3 月に策定した「地震防災戦略における地震火災対策方針」に
(都市整備局防災まちづくり推進課)	基づき、「いえ・みち まち改善事業(旧事業)」を拡充し、延焼の危険性
	が高い地域において、建物の不燃化などにより、「燃えにくいまち・燃え
	広がらないまち」の実現を図る事業。
⑥ヨコハマ市民まち普請事業	地域の特性を生かした身近な生活環境の整備を、自ら主体となって発意し
(都市整備局地域まちづくり課)	実施することを目的として、市民から身近なまちのハード整備に関する提
	案を募集し、最高 500 万円の整備助成金を交付するなど市民が主体となっ
	た整備の支援を行う事業。応募前の活動は支援制度の対象となる。
⑦地域交通サポート事業	既存バス路線がない地域などで、小型バスなど生活に密着した交通手段の
(道路局企画課)	導入に向けた地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行にいたる
	までの事業の立ち上げに対して支援を行う事業。

ル 6

【図 1-4】要綱・要領の体系

横浜市地域まちづくり推進条例

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則

横浜市地域まちづくり推進条例運用基準

市の支援施策 (第7条)

横浜市地域まちづくり打	É進条例運用基準	
要綱要領の名称		最近 改正
	市民等が自ら行う地域まちづくりに対し、市が支援 するために必要な事項を定めている。この要綱に基 H2 づき以下の要領を定めている。	26. 9
横浜市地域まちづくり 支援制度要綱	横浜市地域まちづくり支援制度要綱適	用基準
	地域まちづくり支援制度要綱適用事前 設置基準	調整会
単 発 ボ ※ ボ 第派遣要領 で で で で で で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	7- ・まちづくりコーディネーター等の単発派遣に関す ₁₁₄	27. 4
年 間 委 託 (関係 (実施 実施 実施 実解 (実網 40 条、 条の 2)	「「地域よりつくり活動文援事業」 ・まちづくりコーディネーター等の年間派遣、地権	26. 1
情地 特権 報者 要領(要綱 24		26. 1
地域まちづく 動団体及びま くり支援団体 対する助成金 要領(要綱 15	・地域まちづくり活動助成事業 ・地域まちづくりの活動経費の助成に関する要領で おる。 を付 原則 ト間 20 下川 助成家 4 / 5 通常 5 年	26. 1
活 動 助 成 で対する助成 で付要領 (要綱 17 条	金 ち、市街地開発事業等を積極的に推進することを 目的に設立された団体) (要綱第2条第2項	24. 3
まちの不燃化: 事業活動団体 する助成金交 要領(要綱 19	上対 ・まちの不燃化推進事業の活動に必要な経費の一部 助成に関する要領である。 HZ 条) ・原則、上限 30 万円、助成率 4 / 5	26. 3
事 横浜市地域ま 業 くり事業助成: 助 付要領 成 (要綱 22 条	全交 備費の助成に関する要領である。 ・助成率 9 / 10 以下	26. 1
	✓ 地域まちづくり事業助成金交付要領運	☑用細則 ———
横浜市まちづくりコーディ ター等の登録等に関する要		26. 7
横浜市まちづくりコーィネーター等選定委員 の運営要領(要綱7条	に関する要綱である。 HS に関する要綱である。	24. 7
ヨコハマ市民まち普請事 制度要綱	施するために必要な事項を定めている。 ・二次コンテストに向けた活動助成金として上限 30 万円、整備助成金として上限 500 万円	25. 4
横浜まちづくり顕彰事業 要綱	【横浜・人・まち・デザイン賞】 地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献 が認められるものを顕彰する事業に必要な事項を定 めている。	24. 4

データ

資料

顕彰 9広報

【表 1-4-2】地域まちづくり推進条例及びヨコハマ市民まち普請事業ができた経緯

/ T	地域まちづくりに関する動き							
年	協働推進事業	地域まちづくり推進条例等	ヨコハマ市民まち普請事業					
0		ヨコハマ都市デザインフォーラ、	ム「地域展開型事業」(H3)、					
3		(~H 5 で 23 /	ブループ支援)					
~ 5		「都市計画局都市デザイン室市」	民まちづくり担当」設置(H4)					
		「まちづくりコーディネーター派遣						
7		制度」創設(H7)						
~10	パートナーシップ推進	モデル事業(企画局・市民局・都市計	画局)(H 8 ~10 実施)					
10		第2回ヨコハマ都市	デザインフォーラム					
		[市民まちづくり会議、	. 地域会議等] (H10)					
	「横浜市における市民活動との協							
11	働に関する基本方針(横浜コー							
	ド)」提唱(3月)							
			「アントレプレナーシップ事業」に					
			応募。2回の市長プレゼン等を経て					
15			事業化決定					
			「市民提案・市民主体の身近なまち					
			づくり事業費」16年度予算計上					
		地域まちづくりフォーラム (6~8	「ヨコハマ市民まち普請事業」事業					
1.0	「協働推進の基本指針」策定	月)	化検討(都市計画局企画調査課地域					
16	(7月) (H24.10 改訂)	「横浜市における地域まちづくりの 推進に関する制度のあり方につい	まちづくり推進担当)					
	(n24. 10 tX #1)	て」提言(10月)						
	 	「横浜市地域まちづくり推進条例制	市長記者発表「身近なまちづくりに					
	方に関する提言」(2月)	定」(2月)	最高500万円助成します!」					
17		「横浜市地域まちづくり推進条例」	「ヨコハマ市民まち普請事業」開始					
		施行(10月)	(4月)					
		地域まちづくりルール第1号を認定						
18		(1月)						

全体概況

I 報告書

見解書及び

データ ブック

概

要 2 グループ

3組織 4プラン 5ルー:

2-1 地域まちづくりグループの登録状況

【表 2-1-1】 年度別登録地域まちづくりグループの活動内容(平成 27 年 3 月 31 日現在)

カテゴリー	活動内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	総計
ルールづくりが テーマのグループ	71.45 14.16				3	1	2	1	2			20
(以下ルール系)	2				1			2			5	
	地域まちづくりルール		8	2				1		5		16
事業やプランづくり がテーマのグループ	区画整理		4				1					5
(以下プラン系)	再開発		8		1		4				2	15
	拠点地区(駅周辺等)のまちづくり		2	3	2							7
	地域まちづくりプラン						1		1	6	1	9
	(内 まちの不燃化推進事業の活動)								1	2		3
上記以外の 生活環境改善	地域交通サポート				1			1	4	4	4	14
	その他環境改善・魅力づくり等	3	2	1		3						9
	①小計 (現在活動中のグループ数)	8	29	9	7	5	8	3	9	15	7	100
②これまでに登録を抹	②これまでに登録を抹消した地域まちづくりグループ		26	25	25	11	7	10	3	1	0	127
③当該年度の新規登録	③当該年度の新規登録数(①+②)			34	32	16	15	13	12	16	7	227

【表 2-1-2】地域まちづくりグループ数の推移

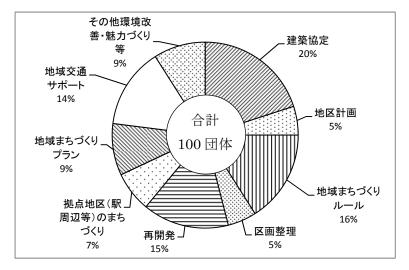
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	年度末									
グループ 登録数	27	82	111	142	146	143	139	128	111	100

【表 2-1-3】区別地域まちづくりグループの登録状況 (平成 27年3月31日現在)

	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ケ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区	総計
グループ 登録数	1	3	3	11	5	4	3	4	5	11	7	6	12	7	7	4	5	2	100

報10

【図 2-1】地域まちづくりグループの活動内容の割合(平成 27 年 3 月 31 日現在)(再掲)



【表 2-1-4】 平成 25、26 年度に新規登録をした地域まちづくりグループの活動内容(平成 27 年 3 月 31 日現在)(再掲)

カテゴリー	活動内容	H25	H26	合計
ルールづくりが	建築協定			
テーマのグループ	地区計画			
(以下ルール系)	地域まちづくりルール	5		5
	区画整理			
事業検討・プランづ	再開発		2	2
くりがテーマのグル	拠点地区(駅周辺等)のまちづくり			
ープ(以下プラン系)	地域まちづくりプラン	7	1	8
	(内 まちの不燃化推進事業の活動)	(2)	(0)	(2)
その他(上記以外の	地域交通サポート	4	4	8
生活環境改善)	その他環境改善・魅力づくり等			
	合計	16	7	23

5 ルール

6

10委員会

【表 2-1-5】登録グループ一覧

120	- · · · <u>- · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	はグループ一覧				
登 録 年 度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録 終了事由
H17	G05001	保土ケ谷まちづくり工房	保土ケ谷区	その他環境改善・魅力 づくり等	H25. 4. 1	延長なし
H17	G05002	滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子区	地域まちづくりプラ ン★	H19. 4. 1	H18. 5. 25 組織認定
H17	G05003	東久保町夢まちづくり協議会	西区	地域まちづくりプラ ン★	H19. 4. 1	H18. 5. 25 組織認定
H17	G05004	滝一研究会	磯子区	その他環境改善・魅力 づくり等		
H17	G05005	グレースタウン湘南六浦台自治会	金沢区	建築協定	H23. 4. 1	延長なし
H17	G05006	鴨居4丁目・建築協定を考える会	緑区	建築協定	H19. 4. 1	延長なし
H17	G05007	小山台まちづくり推進委員会	栄区	地区計画		
H17	G05008	鳥が丘まちづくり委員会	戸塚区	建築協定	H21.4.1	延長なし
H17	G05009	特定非営利活動法人 ドリームの丘	戸塚区	その他環境改善・魅力づくり等	H19. 4. 1	延長なし
H17	G05010	鶴見区市場西中町まちづくり協議会	鶴見区	地域まちづくりプラ ン★	H19. 4. 1	H18.1.13 組織認定
H17	G05011	横浜中華街ルールづくり検討準備会	中区	地区計画	H21. 4. 1	延長なし
H17	G05012	鶴見本町通1丁目A地区防災街区ま ちづくり協議会	鶴見区	地域まちづくりプラ ン★	H25. 4. 1	延長なし
H17	G05013	西武金沢文庫住宅建築協定運営委員会	金沢区	建築協定	H23. 4. 1	延長なし
H17	G05014	つつじが丘第1公園周辺地区住環境 委員会	青葉区	建築協定		
H17	G05015	馬車道地区まちづくり検討委員会	中区	地区計画	H21. 4. 1	H20. 9. 25 組織認定
H17	G05016	(仮称) 長島街なみ協議会	港北区	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	延長なし
H17	G05017	Lプラザ周辺地区のまちづくりを考 える会	中区	建築協定		
H17	G05018	特定非営利活動法人 ぐるっと緑道	都筑区	その他環境改善・魅力づくり等		
H17	G05019	あかね台1丁目まちづくり会	青葉区	建築協定		
H17	G05020	協同組合 伊勢佐木町商店街 まち づくり委員会	中区	地域まちづくりルール	H25. 4. 1	延長なし
H17	G05021	東本郷まちづくり協議会	緑区	その他環境改善・魅力づくり等		
H17	G05022	浦島町まちづくり協議会	神奈川区	地域まちづくりプラ ン★	H23. 4. 1	H21.11.25 組織認定
H17	G05023	吹上東急住宅建築協定運営委員会	戸塚区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H17	G05024	川和町駅周辺まちづくりグループ	都筑区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり	H23. 4. 1	延長なし
H17	G05025	二ツ池プロジェクト	鶴見区	その他環境改善・魅力づくり等	H21. 4. 1	延長なし
H17	G05026	大曽根南台まちのルールづくり委員 会	港北区	地区計画		
H17	G05027	庄戸第一地区建築協定運営委員会・ 庄 戸一丁目、四丁目地区建築協定 運営委員会	栄区	地区計画	H21. 4. 1	延長なし
H18	G06001	中山駅南口A地区市街地再開発準備 組合	緑区	再開発		
H18	G06002	中山駅南口B地区市街地再開発準備 組合	緑区	再開発		
	-					

資料

全 体 概 況

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録終了事由
H18	G06003	東山田駅周辺地区 土地区画整理組 合設立発起人会	都筑区	区画整理	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06004	綱島駅東口周辺再整備連絡協議会	港北区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06005	戸塚駅西口第1地区再開発協議会	戸塚区	再開発	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06006	戸塚駅東口周辺再開発協議会	戸塚区	区画整理		
H18	G06007	すみれが丘まちづくりを考える会	都筑区	地区計画	H24. 4. 1	延長なし
H18	G06008	戸塚駅矢部地区街づくり協議会	戸塚区	区画整理		
H18	G06009	戸塚駅西口第2地区再開発協議会	戸塚区	区画整理		
H18	G06010	大船駅北第二地区市街地再開発準備 組合	栄区	再開発		
H18	G06011	新羽駅周辺街づくり協議会	港北区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H18	G06012	湘南桂台まちづくり委員会	栄区	地区計画	H22. 4. 1	H21.11.25 組織認定
H18	G06013	金沢八景まちづくり協議会	金沢区	区画整理		/J11/19X (PL) / C
H18	G06014	緑区東本郷台建築協定運営委員会	緑区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H18	G06015	本郷台自治会 まちづくり21委員会	栄区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06016	すみよし台C地区住環境委員会	青葉区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06017	鶴ヶ峰駅北口周辺まちづくり連絡協 議会	旭区	再開発	H24. 4. 1	延長なし
H18	G06018	東急若草台分譲地建築協定運営委員会	青葉区	建築協定		
H18	G06019	初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会	中区	地域まちづくりルール		
H18	G06020	瀬谷駅南口A地区再開発協議会	瀬谷区	再開発	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06021	二俣川駅周辺再開発協議会	旭区	再開発		
H18	G06022	二俣川駅南口地区市街地再開発組合	旭区	再開発		
H18	G06023	一本松まちづくり協議会	西区	地域まちづくりプラ ン★	H22. 4. 1	H20.8.5 組織認定
H18	G06024	市ケ尾B地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定		
H18	G06025	コモンシティ日野自治会	港南区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06026	桂台自治会まちづくり部	栄区	地域まちづくりルール		
H18	G06027	長津田駅北側まちづくり協議会	緑区	再開発		
H18	G06028	関内を愛する会	中区	その他環境改善・魅力づくり等	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06029	川向町テクノゾーンまちづくり会	都筑区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H18	G06030	青葉区松風台住宅地区建築協定まち づくりグループ	青葉区	建築協定		
H18	G06031	青葉美しが丘中部地区計画街づくり アセス委員会	青葉区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06032	青葉区桂台住宅地区建築協定運営委 員会	青葉区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06033	篠原の住環境を考える会	港北区	その他環境改善・魅力づくり等	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06034	桂台二丁目中地区建築協定準備委員 会	青葉区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし

登 録 年 度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録終了事由
H18	G06035	横浜駅西口五番街地区市街地再開発 準備組合	西区	再開発		
H18	G06036	横浜滝頭の賑わい開発の会	磯子区	その他環境改善・魅力 づくり等	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06037	三春の丘まちづくり協議会	南区	地域まちづくりプラ ン★	H22. 4. 1	H21. 3. 25 組織認定
H18	G06038	特定非営利活動法人らしく並木	金沢区	その他環境改善・魅力づくり等		
H18	G06039	若草台B地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定		
H18	G06040	大口通商店街協同組合	神奈川区	地域まちづくりルー ル	H20. 4. 1	H20. 1. 15 組織認定
H18	G06041	神大寺一丁目住宅地区建築協定委員 会	神奈川区	建築協定	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06042	横浜駅西口地区市街地再開発準備組合	西区	再開発		
H18	G06043	大協企業団地操業環境保全協議会	保土ケ谷区	地域まちづくりルー ル	H22. 4. 1	延長なし
H18	G06044	"トラム社会"を目指す会	南区	その他環境改善・魅力づくり等		
H18	G06045	金沢文庫パークタウン建築協定運営 委員会	金沢区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06046	住みよいまち・本郷町3丁目地区協 議会	中区	地域まちづくりプラ ン★	H22. 4. 1	H20.12.15 組織認定
H18	G06047	タウンセンター魅力アップ推進グル ープ	都筑区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06048	日限山3・4丁目まちづくり協議会	港南区	地区計画	H24. 4. 27	抹消届
H18	G06049	新横浜駅前(南口)まちづくり会	港北区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H18	G06050	洋光台まちづくり協議会	磯子区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06051	市ヶ尾町D地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H18	G06052	瀬谷向陽台住宅地建築協定運営委員 会	瀬谷区	建築協定		
H18	G06053	川向町まちづくりの会	都筑区	地域まちづくりルー ル		
H18	G06054	市ヶ尾町泉天ヶ谷公園地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H18	G06055	戸塚工業団地建築協定運営委員会	戸塚区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H19	G07001	弘明寺「ひかりが丘」地区建築協定 運営委員会	南区	建築協定		
H19	G07002	富岡西ひかりが丘町内会第2区B地 区建築協定委員会	金沢区	建築協定	H21. 4. 1	延長なし
H19	G07003	芹が谷まちづくりの会	港南区	区画整理	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07004	すすき野地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定	H21. 4. 1	延長なし
H19	G07005	緑園都市コミュニティ協会	泉区	地域まちづくりルール		
H19	G07006	良好な生活環境構築を目指すまちづ くり組織	南区	地域まちづくりルー ル		
H19	G07007	日限山自治会住宅地区建築協定運営 委員会	港南区	建築協定		
H19	G07008	山手まちづくり推進会議	中区	地域まちづくりルー ル	H21. 4. 1	H20.4.4 組織認定

全 体 概 況

料

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録終了事由
H19	G07009	すすき野第二地区建築協定運営委員 会	青葉区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07010	都筑ふれあいの丘まちづくり協議会	都筑区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H19	G07011	領家地区建築協定運営委員会	泉区	建築協定	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07012	能見台一丁目建築協定運営委員会	金沢区	建築協定	H21. 4. 1	延長なし
H19	G07013	石川町まちづくり委員会	中区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H19	G07014	鶴見寺尾地区福祉のまちづくり推進 協議会	鶴見区	その他環境改善・魅力 づくり等	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07015	美しが丘西よもぎ地区まちづくり準 備会	青葉区	その他環境改善・魅力 づくり等	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07016	奈良北地区ミニバス実現の会	青葉区	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07017	紅葉坂周辺環境、景観保全協議会	西区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07018	みすずが丘自治会	青葉区	その他環境改善・魅力づくり等		
H19	G07019	関内駅周辺再生推進協議会	中区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H19	G07020	日野ヶ丘町内会交通問題研究会	港南区	地域交通サポート	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07021	常盤台みどりが丘建築協定委員会	保土ケ谷区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07022	小雀西地区交通対策委員会	戸塚区	地域交通サポート	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07023	六浦西地区プラン協議会	金沢区	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07024	皇谷台建築協定運営委員会	戸塚区	建築協定		
H19	G07025	入江一丁目東部町愛会	神奈川区	その他環境改善・魅力づくり等	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07026	ラムーナ交通サポート検討プロジェ クト	戸塚区	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07027	能見台三丁目建築協定運営委員会	金沢区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07028	岸根篠原東急団地建築協定運営委員 会 協定更新準備部会	港北区	建築協定	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07029	横浜金沢産業連絡協議会地域環境検討会	金沢区	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	H22.3.25 組織認定
H19	G07030	パークヒル上大岡建築協定運営委員 会	港南区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07031	栄犬友会	栄区	その他環境改善・魅力 づくり等	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07032	みたけ台A地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H19	G07033	子安通1丁目地区社会福祉協議会	神奈川区	その他環境改善・魅力 づくり等	H23. 4. 1	延長なし
H19	G07034	六浦地域交通対策連絡会	金沢区	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長なし
H20	G08001	たちばな台一丁目 A地区建築協定 運営委員会検討部会	青葉区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08002	洋光台6丁目南そよかぜクラブ	磯子区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08003	二俣川ニュータウン中央町内会西地 区建築協定委員会	旭区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08004	さわやか港南	港南区	その他環境改善・魅力 づくり等	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08005	菊名・篠原丘陵地シャトルバス実行 委員会	港北区	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08006	玉川学園台交通改善委員会	青葉区	地域交通サポート		

登 録 年 度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録終了事由
H20	G08007	市沢団地住宅地区建築協運営委員会	旭区	建築協定	H22. 4. 1	延長なし
H20	G08008	別所・中里地区シャトルバス本格運 行実行委員会	南区	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08009	みたけ台19番地地区建築協定委員会	青葉区	建築協定		
H20	G08010	南瀬谷交通検討委員会	瀬谷区	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08011	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづ くり協議会	金沢区	地域まちづくりプラ ン★	H22. 11. 26	H22.11.25 組織認定
H20	G08012	東高島駅北地区まちづくり協議会	神奈川区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H20	G08013	旭中央地区コミュニティバス等検討 委員会	旭区	地域交通サポート	H25. 4. 19	抹消届
H20	G08014	戸塚明神台建築協定運営委員会	戸塚区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08015	あざみ野地区 (第三) 建築協定運営 委員会	青葉区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08016	青砥北八朔地区交通協議会	緑区	地域交通サポート	H24.4.1	延長なし
H20	G08017	日野九丁目建築協定運営委員会	港南区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08018	西谷駅周辺住みよいまちづくり連絡 協議会	保土ケ谷区	拠点地区(駅周辺等) のまちづくり		
H20	G08019	上大岡 C 北地区市街地再開発準備組 合	港南区	再開発		
H20	G08020	横浜今宿パナタウン管理組合	旭区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08021	協同組合元町エスエス会	中区	地域まちづくりルー ル	H22. 1. 26	H21.9.4 組織認定
H20	G08022	商店街振興組合元町クラフトマンシ ップ・ストリート	中区	地域まちづくりルー ル	H22. 1. 26	H21.9.4 組織認定
H20	G08023	横浜興和台建築協定運営委員会	旭区	建築協定	H26. 4. 1	延長なし
H20	G08024	協同組合横浜マーチャンダイジング センター MDC地区計画推進特別 委員会	金沢区	地区計画	H22. 4. 1	H22. 3. 25 組織認定
H20	G08025	戸塚鳥が丘住宅地建築協定運営委員 会	戸塚区	建築協定		
H20	G08026	あかね台まちづくり推進の会	青葉区	建築協定		
H20	G08027	元町自治運営会	中区	地域まちづくりルール	H22. 1. 26	H21.9.4 組織認定
H20	G08028	お三の宮通りまちづくり委員会	南区	その他環境改善・魅力 づくり等	H22. 12. 15	H22.11.25 組織認定
H20	G08029	丸山台自治会	港南区	地域まちづくりルー ル	H22. 9. 28	H22. 8. 25 組織認定
H20	G08030	新石川2丁目A地区建築協定運営委 員会	青葉区	建築協定	H24. 4. 27	抹消届
H20	G08031	「富岡第7期第4次建築協定」を考える会	金沢区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H20	G08032	鴨志田町第一地区建築協定運営委員 会	青葉区	建築協定	H22. 4. 1	延長なし
H21	G09001	高島中央公園ガーデニングクラブ	西区	その他環境改善・魅力 づくり等	H23. 4. 1	延長なし
H21	G09002	荏田南近隣センターまちづくりの会	都筑区	地区計画		
H21	G09003	みなとみらい市民街づくり協議会	西区	その他環境改善・魅力 づくり等		
H21	G09004	新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議 会	保土ケ谷区	地域まちづくりプラ ン	H25. 4. 1	延長なし
H21	G09005	野村戸塚本郷台住宅地建築協定運営 委員会	栄区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし

の 他 区組 局

資料

全 体 概 況

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録終了事由
H21	G09006	横浜中華街「街づくり」団体連合協 議会 街づくり協定改訂検討委員会	中区	地域まちづくりルール	Н23. 8. 23	抹消届
H21	G09007	野毛地区街づくり会	中区	その他環境改善・魅力 づくり等		
H21	G09008	山王台交通対策委員会	南区	地域交通サポート	H25. 4. 1	延長なし
H21	G09009	富岡西ひかりが丘町内会第2区B地 区建築協定運営委員会	金沢区	建築協定		
H21	G09010	南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築 協定運営委員会	戸塚区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H21	G09011	金沢八景の自然と史跡を守る会	金沢区	その他環境改善・魅力づくり等		
H21	G09012	日商岩井・東芝・三ツ沢住宅地区建 築協定運営委員会	西区	建築協定	H22. 4. 14	抹消届
H21	G09013	港北ニュータウン薫風台建築協定更 新委員会	都筑区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H21	G09014	新子安まちづくり推進委員会	神奈川区	地域まちづくりプラ ン	H24. 3. 30	H23.11.25 組織認定
H21	G09015	ヒルズ南戸塚建築協定運営委員会	戸塚区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H21	G09016	あかね台1丁目B地区まちづくり会	青葉区	建築協定	H26. 7. 14	抹消届
H22	G10001	米軍根岸住宅地区返還・まちづくり 協議会	磯子区	区画整理	H25. 6. 27	H24.7.25 組織認定
H22	G10002	杉田・新杉田駅間地区街づくり協議 会	磯子区	地区計画	H24. 4. 1	延長なし
H22	G10003	川和町駅周辺 B 地区土地区画整理組合設立準備会	都筑区	区画整理		
H22	G10004	大倉山エルム通り街づくり委員会	港北区	地域まちづくりルー ル	H24. 4. 1	H24. 3. 23 組織認定
H22	G10005	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開 発準備組合	神奈川区	再開発		
H22	G10006	横浜中華街北門通り海河道 きたもん会	中区	地域まちづくりプラ ン		
H22	G10007	鶴ヶ峰駅北口地区再開発協議会	旭区	再開発		
H22	G10008	常盤台 166 番地まちづくりの会	保土ケ谷区	建築協定		
H22	G10009	岡津地区建築協定運営委員会	泉区	建築協定		
H22	G10010	金沢文庫駅東口地区(5・6街区) 市街地再開発準備組合	金沢区	再開発		
H22	G10011	港北ニュータウンタ月野・夕月野南 建築協定準備委員会	都筑区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H22	G10012	掘割川魅力づくり実行委員会	磯子区	その他環境改善・魅力づくり等	H26. 4. 1	延長なし
H22	G10013	横浜西谷住宅地建築協定運営委員会	保土ケ谷区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H22	G10014	さちが丘A地区建築協定更新準備委 員会	旭区	建築協定	H24. 4. 1	延長なし
H22	G10015	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発準 備組合	瀬谷区	再開発		
H23	G11001	西柴団地自治会	金沢区	地域まちづくりルー ル		
H23	G11002	富岡第7期(第3次)建築協定更新 準備委員会	金沢区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11003	桜台住宅地区建築協定運営委員会	青葉区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし

登 録 年 度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録 終了日	グループ登録 終了事由
H23	G11004	メールド磯子・建築協定・地域まち づくりルール等検討委員会	磯子区	建築協定	H25. 6. 28	H25.4.5 組織認定
H23	G11005	西原住宅地区建築協定更新準備委員 会	港北区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11006	あかね台一丁目A 地区建築協定運 営委員会	青葉区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11007	4号線バス問題懇談会	戸塚区	地域交通サポート		
H23	G11008	森戸原住宅地区建築協定運営委員会	港北区	建築協定		
H23	G11009	三井杉田台建築協定運営委員会	磯子区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11010	あざみ野地区(第二)建築協定運営 委員会	青葉区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11011	六角橋商店街連合会	神奈川区	地域まちづくりルー ル	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11012	新本牧地区建築協定運営委員会	中区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H23	G11013	賀寿団地建築協定	戸塚区	建築協定	H25. 4. 1	延長なし
H24	G12001	緑園バス運行推進協議会	泉区	地域交通サポート		
H24	G12002	北方町地区防災まちづくり協議会	中区	地域まちづくりプラ ン★	H26. 5. 22	H26. 4. 4 組織認定
H24	G12003	磯子台団地地域交通協議会	磯子区	地域交通サポート		
H24	G12004	下和泉地区交通対策委員会	泉区	地域交通サポート		
H24	G12005	伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画 等検討委員会	中区	地区計画		
H24	G12006	元町河岸通り会	中区	地域まちづくりプラ ン	H26. 4. 1	延長なし
H24	G12007	領家地区地区計画検討委員会	泉区	地区計画		
H24	G12008	金沢地区防災まちづくり協議会	金沢区	地域まちづくりプラ ン★		
H24	G12009	港南つつじヶ丘自治会まちづくり推 進委員会	港南区	建築協定		
H24	G12010	片吹地区交通対策委員会	金沢区	地域交通サポート		
H24	G12011	あかね台1丁目C地区まちづくり会	青葉区	建築協定		
H24	G12012	東山田準工まもる会	都筑区	その他環境改善・魅力づくり等	H27. 2. 26	H26. 11. 25 組織認定
H25	G13001	下野谷町一・二丁目地区 防災まち づくり勉強会	鶴見区	地域まちづくりプラ ン★		
H25	G13002	仲町台駅前センター街づくり協定運 営委員会	都筑区	地域まちづくりルー ル		
H25	G13003	みんなで街づくりクラブ	緑区	地域まちづくりルー ル		
H25	G13004	コミュニティバス「四季めぐり号」 運行委員会	旭区	地域交通サポート		
H25	G13005	山下地区安全・安心まちづくり協議 会	緑区	地域まちづくりプラ ン	H26. 5. 16	H26.4.4 組織認定
H25	G13006	釜利谷地域交通協議会	金沢区	地域交通サポート		
H25	G13007	洋光台六丁目南地区地域まちづくり ルール検討委員会	磯子区	地域まちづくりルー ル		
H25	G13008	芹が谷団地まちづくり協議会	港南区	地域まちづくりルー ル		
H25	G13009	関内・関外・港町地区都市計画協議 会	中区	地域まちづくりプラ ン		
H25	G13010	武蔵中山台交通対策委員会	緑区	地域交通サポート		
H25	G13011	柏尾富士見台バス検討委員会	戸塚区	地域交通サポート		

全 概 況

データ

度

10

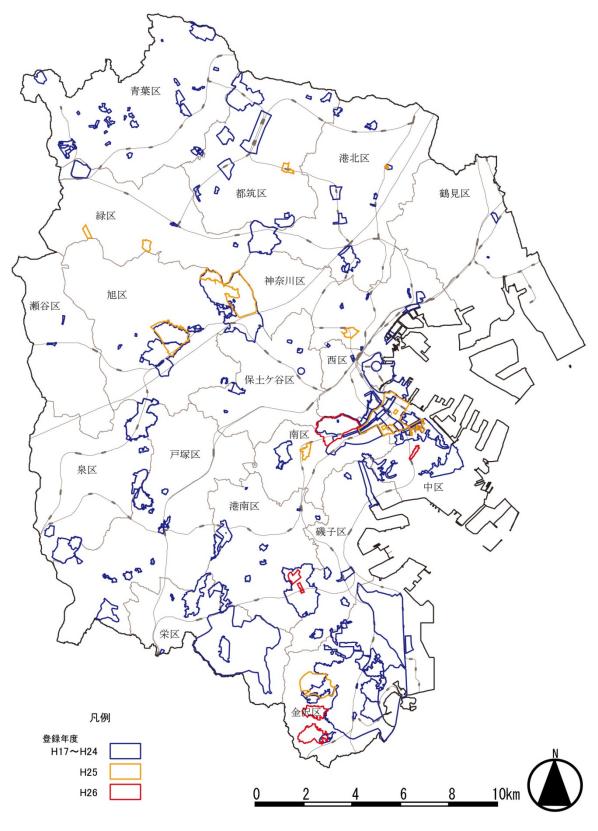
登 録 年 度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	登録終了日	グループ登録終了事由
H25	G13012	元町まちづくり協議会	中区	地域まちづくりルー ル		
H25	G13013	港町地区周辺まちづくり協議会	中区	地域まちづくりプラ ン		
H25	G13014	松ケ丘自治会	神奈川区	地域まちづくりプラ ン		
H25	G13015	井土ケ谷上町第一町内会地区防災ま ちづくり勉強会	南区	地域まちづくりプラ ン★		
H25	G13016	上菅田地区まちづくり協議会	保土ケ谷区	地域まちづくりプラ ン		
H26	G14001	地域バスを走らせる市民の会	南区	地域交通サポート		
H26	G14002	洋光台バスルート検討会	磯子区	地域交通サポート		
H26	G14003	新綱島駅前地区市街地再開発準備組 合	港北区	再開発		
H26	G14004	綱島駅東口駅前地区再開発準備会	港北区	再開発		
H26	G14005	湘南八景自治会交通問題対策委員会	金沢区	地域交通サポート		
H26	G14006	高舟台・ウッドパーク交通協議会	金沢区	地域交通サポート		
H26	G14007	横浜山手やってみよう会	中区	地域まちづくりプラ ン		

- 注)「活動内容」欄の記載について
 - ① ★:「まちの不燃化推進事業」の活動団体。
 - ② その他環境改善・魅力づくり等:その他環境改善等 と表記。
 - ③ 拠点地区(駅周辺等)のまちづくり:駅周辺等のまちづくり と表記。
 - ④ 活動内容は登録目的から判断している。
- 注) 「登録終了日」は登録抹消の手続きを行った年月日を表記している。
- 注) は平成27年3月31日時点で登録が終了している地域まちづくりグループを示す。

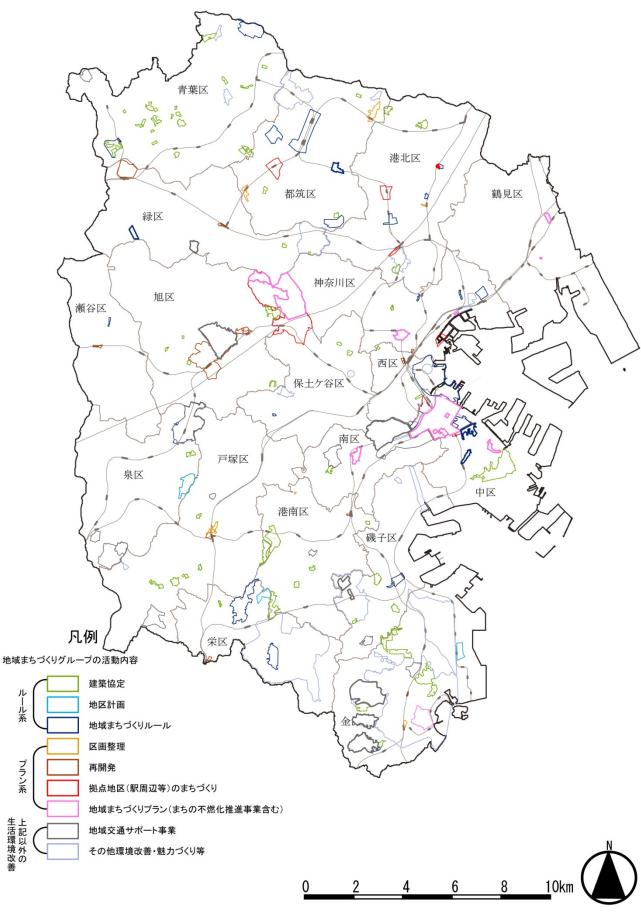
10委員会

2-2 地域まちづくりグループの活動地域分布図

【図 2-2-1】登録年度別グループ活動対象地区図(平成 27 年 3 月 31 日現在)



【図 2-2-2】カテゴリー別グループ活動対象地区図(平成 27 年 3 月 31 日現在)



3 地域まちづくり組織の活動状況

3-1 地域まちづくり組織の認定状況

【表 3-1】地域まちづくり組織一覧(平成 27 年 3 月 31 日現在)

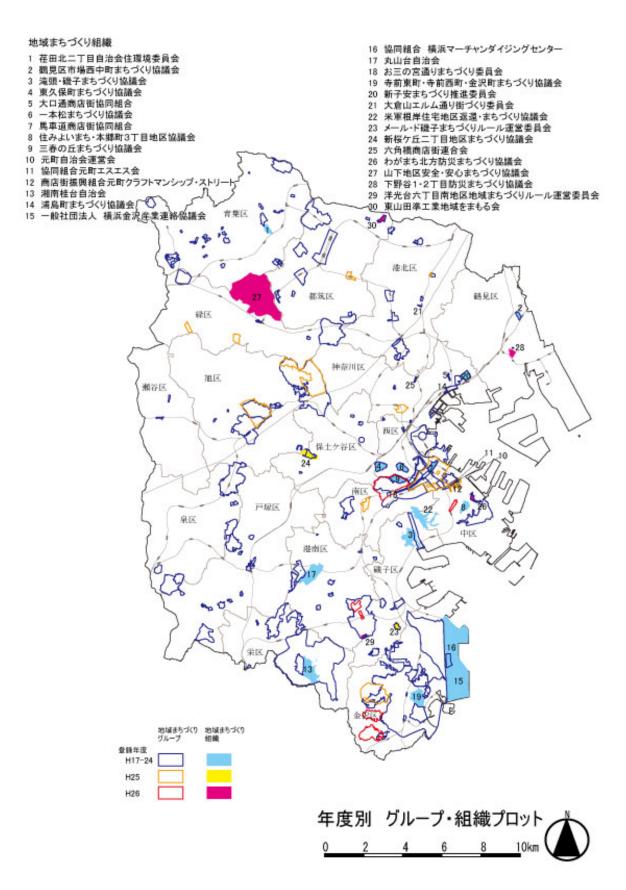
					活動内容	!
年度	番号	組織名称	活動所在地	地域まちづくり	地域まちづくり	推進事業
H17 年度	S05001	荏田北二丁目自治会住環境委員会	青葉区荏田北	0		
1117 平及	S05002	鶴見区市場西中町まちづくり協議会	鶴見区市場西中町		0	0
H18 年度	S06001	滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子区久木町他	0	0	0
	S06002	東久保町夢まちづくり協議会	西区東久保町		0	0
H19 年度	S07001	大口通商店街協同組合	神奈川区大口通	0		
	S08002	一本松まちづくり協議会	西区西戸部町		0	0
H20 年度	S08003	馬車道商店街協同組合	中区常磐町	0		
1120 平反	S08004	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会	中区本郷町		0	0
	S08005	三春の丘まちづくり協議会	南区三春台		0	0
	S09001	元町自治運営会	中区元町	\circ		
	S09002	協同組合 元町エスエス会	中区元町	\circ		
	S09003	商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ ストリート	中区元町	0		
H21 年度	S09004	湘南桂台自治会	栄区桂台南	0		
	S09005	浦島町まちづくり協議会	神奈川区浦島町		0	0
	S09006	一般社団法人 横浜金沢産業連絡協議会	金沢区福浦	0		
	S09007	協同組合 横浜マーチャンダイジングセンタ	金沢区幸浦	0		
	S10001	丸山台自治会	港南区丸山台	0		
1100 左座	S10002	お三の宮通りまちづくり委員会	南区南吉田町		0	
H22 年度	S10003	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議 会	金沢区金沢町		0	0
1100 F F	S11001	新子安まちづくり推進委員会	神奈川区新子安		0	
H23 年度	S11002	大倉山エルム通り街づくり委員会	港北区大倉山	0		
H24 年度	S12001	米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会	磯子区		0	
	S13001	メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会	磯子区杉田	0		
H25 年度	S13002	新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会	保土ケ谷区新桜ケ丘		0	
,	S13003	六角橋商店街連合会	神奈川区六角橋	0		0
	S14001	わがまち北方防災まちづくり協議会	中区北方町		0	0
	S14002	山下地区安全・安心まちづくり協議会	緑区山下地区		0	
•	S14003	下野谷1・2丁目防災まちづくり協議会	鶴見区下野谷町		0	0
H26 年度	S14003	洋光台六丁目南地区地域まちづくりルール運 営委員会	磯子区洋光台	0		
-	S14005	東山田準工地域をまもる会	都筑区東山田	0		

I 報告書 見解書 データ ブック 概 要 2 グループ 3 組 織 プラン 5 ルール 6 支援制度 7 まち普請 8 顕 彰 9 広 報 10 委員会 11各区推進状況 12

12 の他 取組局

資料

【図 3-2-1】登録年度別組織の活動地域分布図 (グループ含む) (平成 27年3月31日現在)



2

グ

ル

織

4

広 報

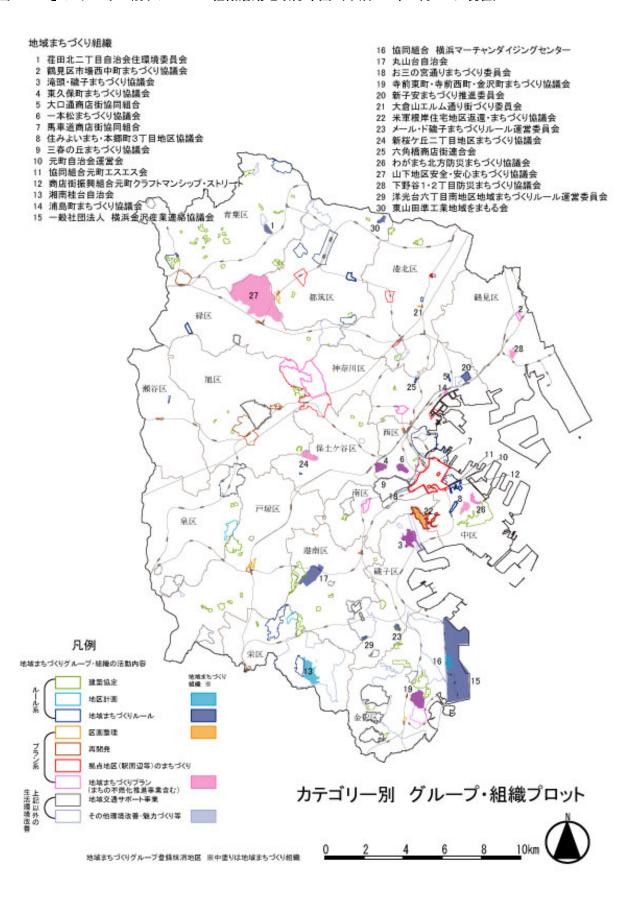
7

及び

2 グル

4

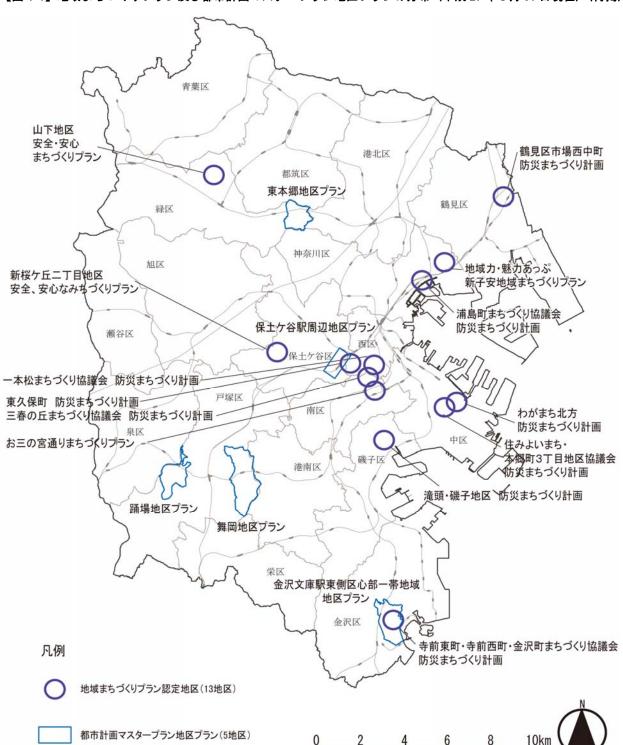
【図 3-2-2】カテゴリー別グループ・組織活動地域分布図(平成 27年3月31日現在)



4 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況

4-1 地域まちづくりプランの策定状況

【図 4-1】地域まちづくりプラン及び都市計画マスタープラン地区プランの分布(平成 27 年 3 月 31 日現在)(再掲)



見解書及び

組織

全 体 概 況

Ⅰ報告書 Ⅱ

見解書

データク ブック 1 概 要 2 グループ

組 織 4 プラン

3

10委員会

【表 4-1-1】地域まちづくりプラン一覧とプラン実現に向けた取組(平成 27 年 3 月 31 日時点)

		地域まちづくりプラン名称/組織名称	所在地	面積	内容						
認		プランの進捗状況	7月1年7世	川作	F 1 仕						
定		フランの進捗状况									
年	番号	1 2 3 4 5 6 7 8									
度		年 年 年 年 年 年 年 年 日 日									
DZ.											
		滝頭・磯子地区 防災まちづくり計画									
		/住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会	磯子区久木町他	33. 5ha	まちの不燃化推進事業						
		(H18) 地域まちづくり事業助成により滝頭・磯子三角広場を整備									
		・H20 年度より住宅市街地総合整備事業を導入									
		・H20~22 年度にまちづくり計画策定担い		より検討実	施						
		・H21~26 年度に狭あい道路拡幅整備									
		・H21、22 年度に防災マップ作成									
	P07001	・H21 年度に浜マーケット地区地域ま	ちづくりルール認定	<u>*</u>							
	F07001	・H23 年度に滝頭・磯子地	地区地域まちづくり/1	レール認定	、地域まちづくり事業助						
		成により雨水貯留タン									
		1 3 4 1 - 2 1	磯子住まい方・暮ら		11 / / -						
			事業助成によりブロ								
	・H26 年度に滝頭・磯子地区防災まちづくり計画プランジャ										
H19											
			∓度に防災ハンドブ								
			 東度に事業助成によ	り掲示板を	:設置(4基)						
		鶴見区市場西中町 防災まちづくり計画	鶴見区	6. 1ha	まちの不燃化推進事業						
		/鶴見区市場西中町まちづくり協議会	市場西中町								
		・H20 年度より住宅市街地総合整備事業を導		-41= 1= 10 ±	Λ⇒1/ 1/2 1/ 2						
		・H21~22 年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21 年度に歩道整備									
	D07000		ぬ (市場西山町きら	きら小周)							
	P07002	・H22 年度に小広場①工事を実施(市場西中町きらきら公園) ・H24 年度に小広場②工事を実施(市場西中町一里塚公園)									
		・H24 年度にマンホールトイレの設置									
				抜け避難が	E設の設置を検討開始						
			50000幅番岸と湿り F度に狭あい道路拡幅								
			F度から防災まちづく		· ····						
<u> </u>		東久保町 防災まちづくり計画		、,可圖の	기도 U 전 I II 기계						
		東久保町 防灰まらづくり計画 /東久保町夢まちづくり協議会	西区東久保町	20. 4ha	まちの不燃化推進事業						
		・H20 年度より住宅市街地総合整備事業を導入	l	<u> </u>	l						
		・H20~21 年度にまちづくり計画策定担い手支援	事業の助成により絵	計実施							
		・H21 年度に公園用地取得	サ 未 ッ め ル (C &) ()	n 1 / n E							
	・H21 年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンクを整備										
		・H21 年度に防災マップ作成	, o. c . , (113,	т, т, ш, г,	, C 11.////						
H20	P08001	・H22 年度に地域まちづくり事業助成	により雨水貯留タン	ク周辺の同	雨水浸透舗装を整備						
		・H22 年度に避難通路の整備									
		・H24 年度に緑地公園工事	4、事業助成により	5災備蓄庫9	整備、井戸ポンプ1号整						
		備を実施									
		・H25 年度に事業助	成により井戸ポンフ	³ 2号整備、	、広域避難場所への案内						
				ポンプ 3 🖁	号整備。活動助成により						
		協議会用掲	示板設置。								
				ポンプ 3 🖁	号整備。活動助成により						

全 体 概 況

9

資料

認定年度	番号			がくりつ		名称/	組織	名称		所在地	面積	内容			
		ノノ 1 年 目	フ り 2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目						
				っづく きづく			5災ま	ちづく	り計画	西区西戸部町	18. 2ha	まちの不燃化推進事業			
H20	P08003	・H20 年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンク、井戸を整備 ・H21 年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H21~22 年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21 年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンク、井戸を整備 ・H22 年度に避難通路の整備 ・H22 年度に避難通路の整備 ・H24 年度に狭あい道路拡幅整備(擁壁後退) ・H24 年度に防災マップ作成 ・H25 年度に活動助成により協議会用掲示板設置 ・H26 年度に防災力向上を目的とした防災イベントを計画、開催													
	P08004 P09001					3 丁目	地区	協議会							
				うくりま いまち・		町3丁	「目地区	玄協議	会	中区本郷町	17. 4ha	まちの不燃化推進事業			
		・H21 年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H21~22 年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H22 年度より公園整備工事を実施中 ・H22~24 年度に公園整備工事実施(本郷町ガス山公園) ・H23 年度に地域まちづくり事業助成により防災備蓄庫、マンホールトイレ、掲示板を整備 ・H25 年度 H20 年度に作成した防災マップを更新 ・H26 年度 狭あい道路拡幅整備工事実施(大沢谷戸北側 220m)													
			島町ま	ちづく	くり協	議会			ソ町凹	神奈川区浦島町	1. 1ha	まちの不燃化推進事業			
		・H22 年度に階段状道路の改善 ・H24 年度に防災避難路マップ作成													
		・H26 年度に活動助成によりまちなか防災表示作成													
H21	P09002	防災	まちづ	ちづく うくり言 まちつ	計画		<u> </u>			南区三春台	22. 8ha	まちの不燃化推進事業			
		・H23 年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H23 年度にいっとき避難場所の設置(いっとき避難場所は、H22 にも新善光寺と協定を結んでいる。)、 事業助成により歩きにくい道の整備(舗装整備)改善 ・H24 年度に狭あい道路拡幅整備工事を実施、事業助成によりかまどベンチを整備 ・H25 年度に道路拡幅整備工事を実施、新たないっとき避難場所の追加指定、防災 マップ・ワークシートの作成 ・H26 年度に狭あい道路拡幅整備工事を実施 ・H26 年度に事業助成によりかまどベンチを整備													
Н22	P10001		三の宮		<u>まちづ</u> に地域	くり妻 なまち~	受員会 づくり					歴史を生かしたまちづく り 票と歴史案内掲示板)を整備 と整備(植栽防護柵、			
					ニュメ				~ 11417			- mass vite - Vites (VATA 16% 1100 Z			

彰

資料

	番号		まちつ	• • •		名称/	組織名	称		所在地	面積	内容			
認定年度		プランの進捗状況													
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目						
H22	P10002	防災	ī東町・ まちつ 前東町	ごくり 計	一画					金沢区金沢町	47. 6ha	まちの不燃化推進事業			
		・H23 年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H24 年度に防災マップ作成、狭あい道路拡幅整備工事を実施 ・H24 年度に金沢八幡公園の防火水槽の整備 ・H25 年度に「金沢八幡公園」整備工事を実施、狭あい道路拡幅整備工事を実施 ・H25 年度に事業助成により防災備蓄庫を整備													
			・H26 年度に金沢町防火水整備、狭あい道路拡幅整備工事を実施 ・H26 年度に事業助成により緊急避難路整備												
	P11001		え力・魅 子安ま					っづくり) プラン	神奈川区 新子安	14. 1ha	総合			
Н23		・プラン認定後、まちづくり対象区域における建築行為等について協議開始 ・H24 年度に日産グランド跡地開発に関する協議(継続) ・H25 年度より地域交流イベント「ヨコハマミライフェスティバル」開催													
H25	P13001	新桜ケ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン/新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会								保土ケ谷区 新桜ケ丘 二丁目	27. 2ha	安全、安心なみちづくり			
		・H25 交通ルールをアピールするための看板設置													
	P14001		まち北 がまち			1.		会		中区北方町	7. 8ha	まちの不燃化推進事業			
		・H26 年度に防災マップ作成(その1)、事業助成によりいっとき避難場所設置													
H26	P14002	· /山	下地区:	安全・	安心	まちづ	くり協	議会		緑区北八朔町	360ha	地区内や地区外とのつ ながりを大切にしたま ちづくり			
			26 年度 える会			の既存ん	バス路	線の延	伸実現、	空き地を活用した	:地域菜園の	の開設、小山町の課題を			

【表 4-1-2】地域まちづくりプランの対象区域面積の状況

面積	5 ha 未満	5 ha 以上 10ha 未満	10ha 以上 15ha 未満	15ha 以上 20ha 未満	20ha 以上	
地区数	2	2	1	2	6	

要

グル

Ħ

4-2 上位計画の紹介

地域まちづくりプランを策定するにあたっては、横浜市地域まちづくり推進条例第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、横浜市が策定した横浜市都市計画マスタープラン (都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針)等に整合していることが必要である。

横浜市都市計画マスタープランは、「横浜市基本構想(長期ビジョン)」や上位計画である「都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められ、市域全体のプランである「全体構想」及び地域 別構想の「区プラン」、「地区プラン」で構成されている。

【表 4-2】都市計画マスタープラン一覧

	プラン名					
横浜市	横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)(平成12年1月決定) (平成25年3月5日改定)					
鶴見区	鶴見のまちづくり (平成 14 年 5 月 24 日決定)					
神奈川区	神奈川区まちづくりプラン(平成 15 年 12 月 25 日決定)					
西区	西区まちづくり方針(平成 15 年 2 月 25 日決定)(平成 28 年改定予定)					
中区	中区まちづくり方針(平成 17 年 7 月 25 日決定)					
南区	南区のまちづくり (平成 16 年 4 月 23 日決定)					
港南区	港南区プラン (平成 17 年 7 月 25 日決定)					
保土ケ谷区	保土ケ谷区まちづくり計画(平成 14 年 8 月 23 日決定)					
	保土ケ谷駅周辺地区プラン(平成 12 年 10 月 25 日決定)					
旭区	旭区のまちづくり(平成 16 年 8 月 5 日決定)					
磯子区	磯子区まちづくり方針 (平成 15 年 8 月 25 日決定)					
金沢区	金沢区まちづくり方針 (平成 12 年 12 月 25 日決定)					
	金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン(平成 17 年 2 月 25 日決定)					
港北区	港北区プラン(平成 12 年 1 月 25 日決定)(平成 27 年 3 月 13 日改定)					
緑区	緑区まちづくり計画(平成 14 年 12 月 25 日決定)(平成 26 年 12 月 25 日改定)					
	東本郷地区プラン(平成 17 年 7 月 25 日決定)					
青葉区	青葉区まちづくり指針(平成 14 年 1 月 25 日決定)					
都筑区	都筑区まちづくりプラン(平成 14 年 5 月 24 日決定)(平成 28 年改定予定)					
戸塚区	戸塚のまちづくり (平成 13 年 4 月 25 日決定)					
	舞岡地区プラン(平成 12 年 1 月 25 日決定)					
	踊場地区プラン(平成 12 年 1 月 25 日決定)					
栄区	栄区まちづくり方針(平成 16 年 12 月 24 日決定)					
泉区	泉区プラン(平成 17 年 2 月 25 日決定)(平成 28 年改定予定)					
瀬谷区	瀬谷区プラン(平成 17 年 12 月 22 日決定)(平成 28 年改定予定)					

5 地域まちづくリルール等の策定・運用状況

全 概 況

報告書 Ι 及び

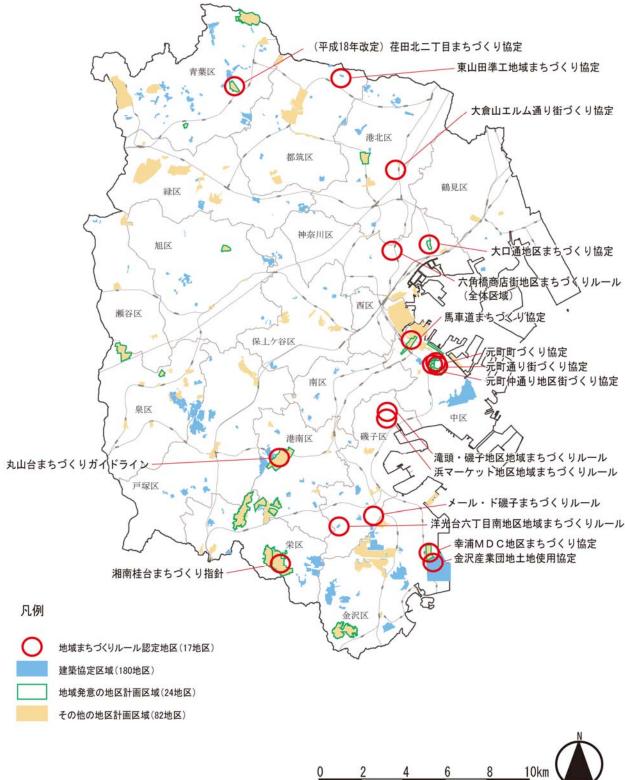
データ ブック 概

> 要 2 グル 3 組 織 4 プラン

5

5-1 地域まちづくりルールの策定・運用状況

【図 5-1】地域まちづくりルール等の分布(平成 27 年 3 月 31 日現在)(再掲)



12 の取組局

> 資 料

【表 5-1】地域まちづくりルールの運用状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)

【表 5-	-1】地域まちづくりルールの 「	の運用状況	兄(平成 27 年	3月31日現在)											全体概況							
	ルールの名称	江動の			(上段)							件数	※ 1	I							
番号	/地域まちづくり 組織の名称	活動の 所在地	認定日	ルールづくりの経緯	<u> </u>			_	市へ						報告書							
	小正小は ◇フィコ 小1・				H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	П							
R05001	(平成 18 年改定) 荏田北二丁目 まちづくり協定	青葉区 荏田北	H18. 1. 13 (変更認定)	建築協定からの移行 地域発意の地区計画	0	4	2	4	4	1	6	1	5	5	- 見解書 及び							
	/ 荏田北二丁目自治会 住環境委員会	2丁目	H19. 4. 13	を策定	0	4	2	4	4	1	6	1	5	5								
R07001	大口通地区 まちづくり協定	神奈川区	H20.1.15 (変更認定)	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画			0	1	3	0	1	4	5	5	データ ブック							
	/大口通商店街協同組合	大口通	H24. 3. 23	を策定			0	1	3	0	1	4	7	3	概							
R08001	馬車道まちづくり協定	中区 常磐町	H20. 9. 25	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画				3	0	0	11	8	10	6	要 2							
	/馬車道商店街協同組合 			を策定				3	1	2	4	6	5	5	グループ							
R09001	元町町づくり協定 /元町自治運営会	中区 元町	Н21. 9. 4	住宅地の自主ルール 地域発意の地区計画 を策定					0	0	5	6	6	10	3 組							
				2717.					0	1	3		4	4	織							
R09002	元町通り街づくり協定 /協同組合 元町エスエス会	中区 元町	H21. 9. 4	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画 を策定 ^{※3}					0	11 4	34 2	22 5	9	14	4 プラン							
	元町仲通り地区			*********					0	0	14	20	27	24	5 ル							
R09003	街づくり協定 /商店街振興組合 元町クラ フトマンシップ・ストリート	中区 元町	H21. 9. 4	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画 を策定*3					0	0	3	3	1	1	ルール							
D00004	浜マーケット地区 地域まちづくりルール	磯子区	H01 0 4	商店街の自主ルール					0	1	0	1	1	1	支援制							
R09004	/滝頭・磯子まちづくり協議 会	久木町	п21. 9. 4	1141. 3. 4	н21. 9. 4	H21. 9. 4	(地区計画検討中)					0	0	1	0	1	1	度 7 ま				
R09005	湘南桂台まちづくり指針	栄区	H21.11.25 (変更認定)	建築協定からの移行地域発意の地区計画					0	22	35	26	30	31	ち普請							
ROSCOO	/湘南桂台自治会	桂台南	H24. 7. 25	を策定					4	20	35	26	25	20	8							
R09006	金沢産業団地土地使用協定 /一般社団法人 横浜金沢	金沢区幸浦、	H22. 3. 25	工業団地の自主ルー					0	12	29	36	10	15	彰 9							
	産業連絡協議会	福浦		ル					0	2	0	11	7	11	広報							
R09007	幸浦MDC地区 まちづくり協定	金沢区	H22. 3. 25 (変更認定)	工業団地の自主ルール					0	0	1	0	7	8	10							
	/協同組合 マーチャンダ イジングセンター	幸浦	H25. 4. 5	地域発意の地区計画 を策定					0	0	1	0	2	2	委員会							
R10001	丸山台まちづくり ガイドライン	港南区	H22. 8. 25	住宅地の自主ルール 地域発意の地区計画						17	37	14	24	14	11各区推進状況							
	/丸山台自治会	丸山台		を策定						14	37	13	21	16								

109

5 地域まちづくりルール等の策定・運用状況

全 体 概 況	
I 報告書	
見解書	
データ ブック	
1 概 要	
2 グループ	
3 組 織	
4 プラン	
5ルール	
6 支援制度	
7 まち普請	
8 顕彰	
9 広 報	
10 委員会	
11各区推進状況	
12 の他 取区 組局	
咨	

資料

	a hadi				(上段)	地垣	はまち	づく	り組織	哉との	の協議	件数	※ 1
番号	ルールの名称 /地域まちづくり	対象 地区	製定日	ルールづくりの経緯	(下段) 市への届出件数※2									
	組織の名称	*GE			Н 17	H 18	Н 19	Н 20	Н 21	H 22	Н 23	H 24	Н 25	Н 26
R11002	滝頭・磯子地区地域 まちづくりルール / 滝頭・磯子	磯子区 久木町	H24. 3. 23	住宅地及び一部商店街 の防災に向けた								32	36	19
	まちづくり協議会	他		自主ルール								25	33	8
R11003	大倉山エルム通り 街づくり協定	港北区	H24. 3. 23	商店街の自主ルール								1	6	4
RIIOOO	/大倉山エルム通り 街づくり委員会	大倉山	112 1. 0. 20	同川 国 Vノ 日 王 バー バー								1	1	0
R13001	メール・ド磯子 まちづくりルール	磯子区	H25. 4. 5	建築協定地区									0	2
K10001	/メール・ド磯子まちづくり ルール運営委員会	杉田	1120. 1. 0	住宅地の自主ルール									2	3
R13002	六角橋商店街地区 まちづくりルール(全体区域)	神奈川区	H25. 4. 5 (変更認定)	商店街の自主ルール									0	1
110002	/ 六角橋商店街連合会	六角橋	H26. 4. 4	III/II M *> II T/*									0	1
R14001	洋光台六丁目南地区 地域まちづくりルール /洋光台六丁目南地区地域 まちづくりルール運営委員	磯子区 洋光台 6丁目	Н26. 11. 25	住宅地の自主ルール										0
	会	211												0
R14002	東山田準工地域まちづくり 協定 /東山田準工地域をまもる	都筑区 東山田	Н26.11.25	工業団地と住宅地共存のための自主ルール										0
	/ 東山田準工地域をよりる 会	4丁目		のための日土ルール										0

^{※1} 上段の「地域まちづくり組織との協議件数」は、地域まちづくりルールが定められた区域で建築等の工事を行うときに、それぞれの区域の地域まちづくり組織と行われた協議の件数を示す。

^{※2} 下段の「市への届出件数」は、地域まちづくり組織との協議の後、横浜市に届出された件数を示す。なお、地域まちづくりルールの建築物等にかかる協議で、ルールに規定されている事項のうち建築等に係る事項に該当したものは市への届出が必要であるが、それ以外の協議については届出が不要なため、必ずしも件数は一致しない。

^{※3} 同一の地区計画である。

報

5-2 建築協定

【表 5-2-1】区別建築協定の策定・運用状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区	建築協定 有効 地区数	運営委員 会がある 地区数	有効地区数の内、 H25 年度内に 新規締結及び更 新した地区数	有効地区数の内、 H26 年度内に 新規締結及び更新 した地区数	活動内容が 建築協定の 地域まちづくり グループ登録数	グループ登録せず 支援制度を受けた 運営委員会数 (平成 25、26 年度)
鶴見区	3	3				
神奈川区	3	3		1		
西区	1	1				
中区	3	3			1	
南区	5	5		1	1	1
港南区	15	14		2	2	3
保土ケ谷区	7	7	1	1	1	2
旭区	10	9				2
磯子区	7*1	7*1	1			3
金沢区	19 ^{**1}	19 ^{**1}		4	1	4
港北区	13*1	13**1			1	
緑区	7*1	7*1	1	1		
青葉区	52	52	3	4	9	5
都筑区	10	10	1	1		1
戸塚区	12	11	1		2	1
栄区	9	7				2
泉区	3	3			1	1
瀬谷区	3	3			1	
全市	180**2	175 ^{**2}	8	15 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	20	25

^{※1} 複数区にまたがっている地区が2地区ある。(金沢区と磯子区、緑区と港北区)

^{※2} 複数区にまたがっている地区は、重複せず数えている。(2地区)

データ ブック

織

報10

【表 5-2-2】平成 25、26 年度に建築協定を新規締結又は更新した地区一覧

区	地区名	認可公告日	区域面積(ha)	新規・更新
神奈川区	六角橋1丁目31、32	H26. 6. 5	0. 25	更新
南区	藤和フレッシュタウン上大岡	H26. 10. 3	1. 20	更新
***	港南富士見台	H26. 5. 15	1. 91	更新
港南区	パークヒル上大岡	H27. 3. 25	1. 10	更新
保土ケ谷	常盤台みどりが丘	H25. 5. 24	2.50	更新
区	東戸塚グリーンタウン	H26. 7. 25	3. 92	更新
磯子区	三井杉田台	H25. 9. 25	5. 08	更新
	柳町	H26. 4. 25	8.14	更新
金沢区	金沢文庫パークタウン	H26. 8. 25	7.87	更新
並八区	ウッドパーク金沢文庫	H26. 11. 14	1. 92	更新
	いずみタウン金沢文庫	H27. 1. 23	1.54	更新
緑区	三保杉澤住宅	H25. 6. 14	1. 13	更新
冰区	竹山第3	H27. 3. 25	0.14	更新
	あかね台一丁目B地区	H25. 4. 25	2. 16	新規
	もえぎ野北地区	Н25. 7. 5	1.57	更新
	旧もえぎ野自治会地区	H26. 3. 14	1.75	更新
青葉区	美しが丘住宅B地区	H26. 5. 2	0.39	更新
	たちばな台地区	H26. 5. 15	0.74	更新
	あかね台一丁目C地区	H26.7.4	1.19	新規
	新石川二丁目C地区	H26. 8. 5	1. 25	更新
都筑区	港北ニュータウンせきれい台	H25. 11. 25	0.80	更新
10 巩 区	港北ニュータウンつづき野	H26. 6. 5	1. 19	更新
戸塚区	皇谷台	H25. 8. 23	1. 34	更新

織

5-3 地区計画

【表 5-3-1】区別地区計画数一覧 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

区	地区計画数	本体が会型の	HOF 年度の	HOC 左座の
<u>A</u>	地区計画数	地域発意型の 地区計画数	H25 年度の 地区計画決定数	H26 年度の 地区計画決定数
鶴見区	2			1
神奈川区	7	1	1	1
西区	2			1
中区	15	6		1
南区	0			
港南区	7	2		
保土ケ谷区	5			
旭区	6	1		
磯子区	4		1	
金沢区	8	2		
港北区	3	2	1	
緑区	8			
青葉区	7	4		
都筑区	7			
戸塚区	5			
栄区	9	4	1	
泉区	13	2		
瀬谷区	4	1		
全市	106 ^{**1}	24*2	4	3*3

- ※1 区域をまたぐ地区が6地区ある。
- ※2 区域をまたぐ地区が1地区ある。※3 区域をまたぐ地区が1地区ある。

【表 5-3-2】平成 25、26 年度に地区計画が決定した地区一覧

決定年度	区 地区名		決定日	区域面積(ha)
	磯子	新杉田駅南地区地区計画	H25. 7. 5	0. 8ha
25 年度	神奈川	東神奈川一丁目地区地区計画	H25. 9. 13	0. 2ha
25 平皮	港北	港北大曽根南台地区地区計画**	H25. 9. 13	2. 1ha
	栄	大船駅北第二地区地区計画	H26. 2. 5	2. 6ha
	神奈川	エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前	H26. 9. 12	1.6ha
26 年度	• 西	・鶴屋町地区地区計画	п20. 9. 12	т. опа
20 平度	中	山手町西部文教地区地区計画	H27. 2. 5	3. 6ha
	鶴見	鶴見一丁目地区地区計画	H27. 2. 5	10. 7ha

※ 地域発意型

グル

3

ルー

委員会

(5) 申請

建築確認申請又は

屋外広告物許可申請時に

街づくり協議書の写しを添付

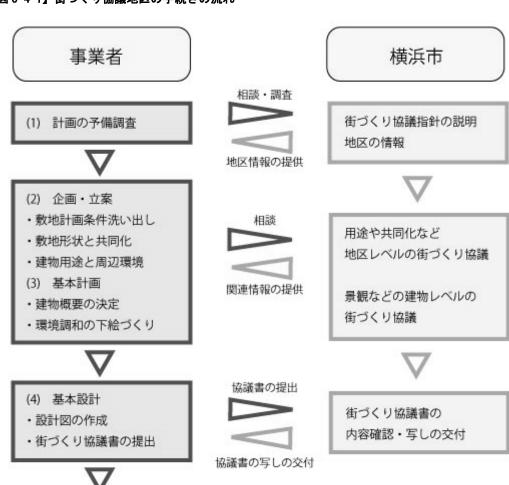
5-4 街づくり協議地区(参考)

街づくり協議地区は、業務、商業等の都市機能の集積を図る地区、適正な土地利用の誘導を図る地区 や良好な街並みの誘導を図る地区など、地区内での建築計画等について街づくりに関する協議が必要な 地区を横浜市が指定した地区である。

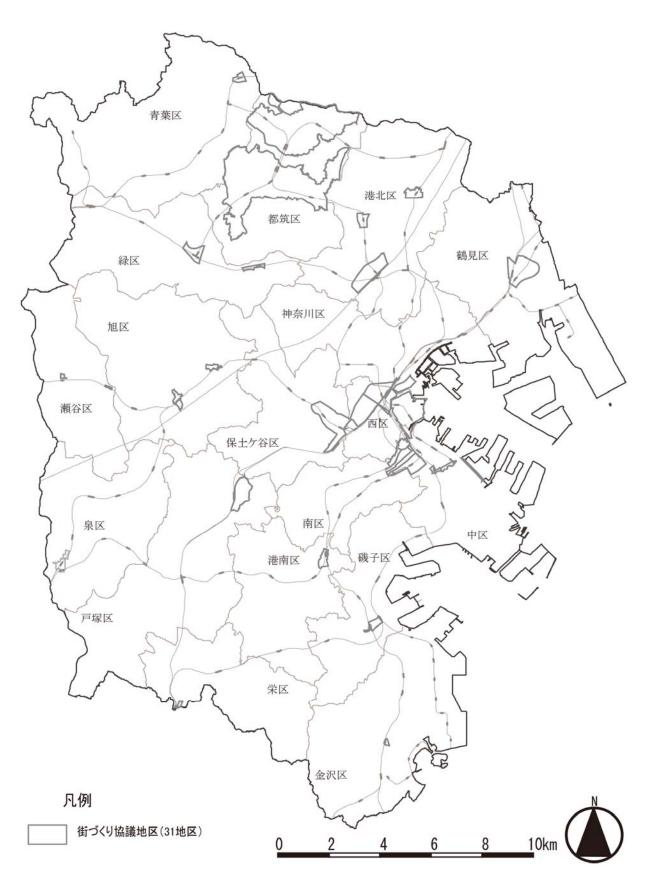
平成 26 年度末現在、31 地区が指定され、地区毎に定められた「街づくり協議指針」に基づき、事業者と市が建築計画等に関する協議を行っている。

なお、31 地区のうち地域まちづくりルールを併用しているまちづくり協議は1地区、認定を受けていないが地元団体がまちづくり協定等を定めているものが12地区ある。

【図 5-4-1】街づくり協議地区の手続きの流れ



【図 5-4-2】街づくり協議地区分布



データ ブック

概

5 ル

10委員会

6 地域まちづくり支援制度の実績

6-1 地域まちづくり支援制度の特徴

【特徴】

横浜市の地域まちづくり支援制度の特徴として、次の点が挙げられる。

- (1) 地域の活動状況に併せて支援施策を、情報提供、相談、専門家派遣、財政的支援などきめ細かく 支援している。
- (2) 認定された地域まちづくりプランに基づき実施する事業に対して助成する制度がある。
- (3) まちづくり支援団体と協約書を締結している。
- (4) まちづくり支援団体に対する支援だけでなく、「まちづくり支援団体と同等に市民等の地域まちづくりを支援することができる市民等の団体」である「準支援団体」に対する支援も行っている。

【状況】

(1) 活動助成金の申請に柔軟性

地域まちづくり活動は、計画的に進めることが望ましいため、活動助成金の申請に変更規定を定めていなかったが、年度途中の活動の前倒しなどにも柔軟に対応できるよう、変更の申請について新設した。

(2) 地権者情報提供の迅速化

建築協定等の策定や見直し作業に必要となる地権者情報提供について、申請から情報提供までの 時間を短縮化させることと、手続きが簡素化できるように制度を改善した。

- (3) 横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領
 - ・整備事業においては、現地の調査や測量を伴うことが多いため、対象経費に整備事業に伴う調査・ 測量費を新設した。
 - ・地域まちづくりプランに基づく事業助成による整備状況について、地域まちづくり推進委員会に おける報告案件とすることにした。
- (4) 横浜市まちづくりコーディネーター等の登録に関する要綱

コーディネーター等の登録時期について、特に定めを設けてこなかったが、より応募時期が分かりやすいよう、登録申請の締切を選定委員会開催 (7月及び12月) の2か月前までと定めた。

報

【表 6-1】 支援制度の内容と根拠要領

【衣 0-1】 又依何及の内谷と依拠安限									
支援制度 <根拠となる要領>	内 容	支援期間	備 考 (助成金の上限、助成率など)						
出前塾	市職員が地域に出向いて、 まちづくり制度などについ て説明を行う。	期間の制限無し	_						
まちづくりコーディネータ 一等の単発派遣 <横浜市まちづくりコーディネーター等派遣要領>	まちづくりコーディネータ 一等が地域まちづくり活動 団体に対し指導助言を行 う。	5年間	横浜市が全額負担 (派遣1回あたり3万900円)						
まちづくりコーディネータ 一等の年間委託 <横浜市地域まちづくり活 動支援事業実施要領>	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対しルール、プランの策定に必要な指導助言や案の作成などを行う。	3年間	<原則> 100万円以下 <地域まちづくり組織の場合> 200万円以下とすることができる 横浜市が全額負担						
地権者情報の提供 <地権者情報提供の要領>	地域まちづくり活動団体に 対し地権者情報の提供を行 う。	期間の制限無し	-						
活動助成 <横浜市地域まちづくり支援制度要綱> <地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領> <まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領>	地域まちづくりの活動に必 要な経費の一部を助成す る。	5年間	<地域まちづくり活動団体> 原則として、30万円以下 助成率4/5以下 くまちづくり支援団体> 50万円以下 助成率3/4以下						
事業助成 <横浜市地域まちづくり事 業助成金交付要領>	地域まちづくりプラン等に 基づき実施する事業整備費 を助成する。	3年間	<プラン認定している場合> 事業助成(原則9/10以内かつ 500万円まで) <プラン認定がない場合> 事業助成(原則9/10以内かつ 150万円まで/ただし、まちの不 燃化推進事業の対象地区では、 250万円まで)						

- 注) 地域まちづくり活動団体:地域まちづくりグループ又は地域まちづくり組織、建築協定運営委員会(要綱第2条(2))
- 注) 助成内容は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱の関連要領による。
- 注) 事業助成は事業助成金交付審査委員会等の審査を経て決定する。

5 ル

報

6-2 まちづくりコーディネーターの登録状況

【表 6-2-1】まちづくりコーディネーターの分野別登録状況(平成 27年3月31日現在)(再掲)

分野	登録者数 (人)	合計
ルールづくりまたはプランづくり等	59	
市街地開発事業等	47	78
防災まちづくり等	47	

- 注) 登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない
- 注) まちづくり支援団体の資格構成員との重複登録者 35 名を含む

【表 6-2-2】まちづくりコーディネーターの派遣状況(平成 25、26 年度実績)

派遣状況	
派遣実績無し	52 人
1 地区派遣	18 人
2地区派遣	5人
3地区派遣	2人
5地区派遣	1人

5

6-3 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績

【表 6-3-1】団体及びその構成員一覧(平成 27年3月31日現在)

<i>5</i> %			資格構成員							
登録	団体名	総		ルールまた	市街地	防災				
番	— —	コーディ		はプラン	再開発事業					
号		ネーター 登録者	ネーター 未登録者	づくり	等	等				
100	NPO法人日本都市計画家協会横浜支部	Ę.)	8	8	8				
100	(全国でまちづくり活動をしている団体の横浜支部)	7	2	O	0	0				
110	NPO法人横浜プランナーズネットワーク	2	5	23	11	23				
110	(市内全域でまちづくり活動を行っている団体)	17	8	20	11					
120	公益社団法人日本技術士会神奈川県支部	1	0	3	6	8				
	(技術士及び技術士補により構成される専門家の団体)	1	9	Ů	Ů					
130	NPO法人横浜市まちづくりセンター	- G	,	8	2	8				
	(横浜市建築事務所協会会員等の有志による団体)	4	5							
140	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター		7		7	7				
	(住まいやまちづくりに関する相談センター)	0	7							
150	NPO法人都市住宅とまちづくり研究会	6	1		5	5				
	(住まいづくりを核としたまちづくりを支援する団体)	6	0							
160	NPO法人都市防災研究会	5	1			5				
	(都市防災関係のまちづくり支援を行っている団体)	1	4							
170	NPO法人市民セクターよこはま		<u> </u>	5						
	(地域づくり実践者のネットワーク)	1	4							
180	NPO法人文化メリットを創る会	6	1	6	5	5				
	(「地域文化」をテーマにまちづくり活動を行っている団体)	0	6							
190	有限責任事業組合 まちテラス	5	1	3	3	3				
	(専門家から構成されるコンサルティング団体)	3	2							
	合計※	87 (/ I	56 (52)	47 (42)	72 (68)				
		40 (35)	47 (47)							

注) 2つの団体に所属するまちづくりコーディネーターが5名いるため合計数は一致しない。() は実人数。

全 体 概 況

Ⅰ報告書 見解書 見解書

データ ブック

概

要 2 グループ 3 組 轍 4 プラン

ルール 6 支援制度 7 -

5

まち普請8顕彰9広

報 10

12

【表 6-3-2】まちづくり支援団体の相談・支援・普及啓発活動の状況

番号	団体名	相談等の内容
100	NP0法人日本都市計画家協会 横浜支部	【相談】特に無し。 【支援・普及啓発活動】 ・全国まちづくり会議の参加(H25、26) ・日本都市計画家協会賞の募集・選定(H26)
110	NP0法人横浜プランナーズ ネットワーク	【相談】月に1~2件程度 ・空き家活用相談:地域に貢献する空き家の活用について、窓口を設置して相談。(H25、26) 【支援・普及啓発活動】 ・まち普請事業二次コンテスト応募に向けた支援 住宅の活用・整備、事業計画作成等の支援 (1件)(H25) ・防災まちづくり活動の支援 災害につよいまちづくりを目指し、地域の活動や事業を継続的に支援。(3地区)(H25、26) ・防災マップ作り等の支援 「見守りカード」「防災マップ」「防災まちづくり計画」などの作成を支援 (3地区)(H25) ・情報提供活動のフォローアップ 横浜市建築協定連絡協議会による会員向け情報提供活動のフォローアップ(1地区)(H26) ・横浜国立大学「地域交流科目 コア科目(A)」の運営支援 横浜国立大学が「地域連携と都市再生」をテーマとして実施した「地域交流科目 コア科目(A)」の運営を支援した。8・9年目。(H25、26) ・東日本大震災被災地の3年後の復興まちづくりの報告会の開催 震災後3年を経て、復興まちづくりがどのように取り組まれてきたのか。新地町での取組を中心に報告を聞いた。(H25) ・地域づくりの視点や方向、担い手の発掘、地域資源の活用などについて事例紹介などを含めて紹介(2区)(H26)
120	公益社団法人日本技術士会神奈川県支部	【相談】 ・金沢区民より、液状化対策の相談あり。(H25) ・保土ケ谷区に新設される相模鉄道羽沢駅付近の区画整理事業の技術的アドバイザーを公益の立場でおこなってもらえないかとの相談あり(H26) 【支援・普及啓発活動】 ・震災対策技術展日本技術士会ブースにおいて市発行「防災まちづくり推進」等の資料を配布・説明により、地域まちづくりを啓発。(H25、26) ・技術士会情報交流の会において、横浜市の地域まちづくり推進状況を説明・啓発(H26)
130	NP0法人横浜市 まちづくりセンター	【相談】 ・空き家活用の相談 (H25、26) ・バリアフリー住宅改修の相談 (H25、26) ・住まい・まちづくり相談窓口を毎週火・木・土曜日 14 時~16 時に開設(H26) 【支援・普及啓発活動】 ・荏田北二丁目自治会地域まちづくりルール運営支援(住環境委員会委員派遣2名) (H25、26)
140	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり 相談センター	【相談】特になし。 【支援・普及啓発活動】 ・出前講座(5件/年)(H25、26) ・第3回団地再生の進め方講演会及び相談会(7件)(H26) ・第4回団地再生の進め方講演会及び相談会(9件)(H26) ・まち歩きイベント(1件)(H26)
150	NPO法人都市住宅と まちづくり研究会	【相談】特になし。 【支援・普及啓発活動】特になし。
160	NP0法人都市防災研究会	【相談】年1件~2件 ・空き家活用、居場所相談(H25、26) 【支援・普及啓発活動】 ・地域まちづくり、防災リーダー勉強会(H25) ・福祉と防災まちづくり勉強会 みずから減災に取り組もう(H26)

データ ブック

全 体 概 況

10

番号	団体名	相談等の内容
170	NPO法人市民セクターよこはま	【相談】4件/年 ・地域における拠点づくりに関する相談(H25、26) 【支援・普及啓発活動】 ・戸塚区俣野地区コミュニティサロンづくり支援事業(H25) ・港北区城郷地区地域見守りネットワーク構築支援事業(リーフレット作成等の広報支援事業)(H25) ・市民局地域力推進担当向け地域づくり研修(H25) ・磯子区役所「地域とのつきあい方(協働)」研修(H25) ・西区役所「地域との関わり方(協働)」研修(H25) ・都筑区役所地区センター職員向け地域づくり研修(H25) ・磯子区洋光台CCラボ利用団体の市民活動支援および拠点運営支援(H26) ・都筑区地域福祉保健計画の策定補助(H26) ・コミュニティ政策学会年次大会での2つの分科会にて事例発表(H26) ・西区役所職員研修「地域との関わり方(協働)講座」(H26) ・西区役所職員研修「地域との関わり方(協働)講座」(H26) ・神奈川区役所地区支援チーム向け連続講座(H26) ・緑区新治中部地区課題解決会議ファシリテーター(H26)
180	NPO法人文化メリットを創る会	【相談】1件/年 ・商店街振興(空き家)活性化に関する相談(H25、26) ・地域における拠点づくりに関する相談(H25、26) 【支援・普及啓発活動】 ・まちづくり活動啓発のための自主啓発活動(鎌倉・旧住宅地まちなみ探訪) (H26)
190	有限責任事業組合まちテラス	【相談】 ・「桜木町地区」まちづくりプラン、事業推進戦略の相談(地元団体)(H26) 【支援・普及啓発活動】 ・関内・関外・港町地区都市計画協議会へのまちづくりプラン作成に関する 支援(H25) ・横浜都市再生推進協議会「次世代市民育成プロジェクト」の企画・活動支 援(H25) ・「LRT を走らせる会」シンポジウムへの支援(講師派遣)(H26)

注)()内は実施年度を示しています。

【表 6-3-3】まちづくり支援団体と市との協働による交流事業等の開催

年度	支援団体名・交流事業等	概要	
	○NPO法人横浜青葉まちづくりフォーラム主催	第1回~第4回開催	
H19 年度	セミナー	分 I 回 " 分 4 回 州 惟	
加多平反	○NPO法人横浜プランナーズネットワーク主催	第2回、第3回開催(第1回は平成18年度に開催)	
	交流会		
H20 年度	なし		
	○NPO 法人日本都市計画家協会横浜支部	神奈川まちづくり会議イン横浜の開催	
H21 年度	○NPO 法人都市防災研究会	阪神淡路大震災から 15 年 その教訓を忘れずに 「親子防災講座〜災害救助犬と町の防災点検」開催	
H22 年度	○NPO 法人都市防災研究会	第1回~第3回 開催	

(つづき)

年度	支援団体名・交流事業等	概要
H23 年度	○NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	まちづくりに関する政策提案・意見交換

グループ

10委員会

8

	○NP0 法人都市防災研究会	地域自主防災の在り方講座 (3回) (阪神淡路大震災から16年 その教訓を忘れずに)		
	○NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	まちづくりに関する政策提案・意見交換		
	○NP0 法人都市防災研究会	「親子防災講座〜災害救助犬と町の防災点検」開催 第1回〜第3回 開催		
H24 年度	○NPO 法人市民セクターよこはま	よこはま地域づくり大学校 基礎編、応用編(市民局市 民活動支援課) ※この他に泉区、西区と協働で区版地域づくり大学校を 実施。		
	○NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	トーク&と一く「横浜の地域まちづくりをみんなで語る会」の開催		
	○NP0 法人都市防災研究会	「福祉と安全安心まちづくり講座」開催 第1回〜第2回 開催		
H25 年度	○NPO 法人横浜市まちづくりセンター	横浜市建築協定連絡協議会の活動支援		
	○NPO 法人市民セクターよこはま	よこはま地域づくり大学校 基礎コース・応用コース (市民局市民活動支援課) ※この他、泉区、港北区、港南区、西区との協働事業と して区版地域づくり大学校を実施。		
	○NP0 法人横浜プランナーズネットワーク	トーク&と一く「横浜の地域まちづくりをみんなで語る 会」第2回の開催		
H26 年度	○NPO 法人都市防災研究会	「安全安心まちづくり講座」開催 第1回〜第3回 開催		
	○NPO 法人市民セクターよこはま	泉区、港南区、戸塚区、金沢区、西区との協働事業として区版地域づくり大学校を実施。		

【表 6-3-4】まちづくり支援団体を目指す団体(準支援団体)と市との協働による交流事業等の開催

年度	支援団体名・交流事業等名称	概要
H19 年度	_	_
H20 年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回~第8回 開催
H20 平度	○東海道風景街道 ワークショップ	保土ケ谷区、西区、神奈川区、戸塚区で計4回実施
H21 年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回~第7回 開催
H22 年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回~第4回 開催
H23 年度	_	_
H24 年度	-	_
H25 年度	-	_
H26 年度	_	_

I 報告書

概況

見解書及び

データ ブック

概要 2 グループ 3 組

4 プラン 5 ル

ル

6

繼

支援制度 7 まち普請の

顕

10

【表 6-3-5】まちづくり支援団体と横浜市との協約書(例)

まちづくり支援団体と横浜市が協働して行う地域まちづくりの支援に関する協約書

○○○○(以下「まちづくり支援団体」という。)と横浜市長 林 文子(以下「横浜市」という。)とは、横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱第8条第2項に基づき、次のとおり協約を締結します。

1 協働の目的

この協約書は、横浜市民自らが地域において行うまちづくり活動に対し、まちづくり支援団体と横浜市が協働して支援することにより、良好な住環境の形成、良好な市街地の形成等に寄与することを目的とする。

2 まちづくり支援団体が行うこと

- (1) まちづくり支援団体は、横浜市の依頼を受けて相談・支援を行うもののほか、協働の目的を達成するために必要な地域まちづくりの相談・支援・普及啓発活動を主体的に行うものとする。
- (2) まちづくり支援団体は、横浜市が行う支援・普及啓発等の施策について提案することができる。

3 横浜市が行うこと

(1) 横浜市は次のことを行うものとする。

ア まちづくり支援団体の相談・支援活動に対する情報提供等の協力

- イ 横浜市のホームページ等でのまちづくり支援団体に関する市民への情報提供
- ウ 横浜市地域まちづくり支援制度要綱第19条に基づく助成
- (2) 横浜市は2(2)における提案に対して、施策への反映を検討、実施に努めるものとする。

4 活動の報告

- (1) まちづくり支援団体は、年に一回地域まちづくりの相談・支援・普及啓発活動の状況を報告するものとする。
- (2) 横浜市は(1)の報告を受けて必要に応じて、まちづくり支援団体への支援等を行うものとする。

5 協働の評価

まちづくり支援団体と横浜市は、協働して行った地域まちづくりの支援について、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第33条第2項に基づく評価を受けるものとする。

6 個人情報の取り扱い

まちづくり支援団体は、活動実施の際の個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

7 協約の解約

まちづくり支援団体と横浜市は、協約された内容に違反した場合、各職務に対して不適当な行為を行った場合その他やむを得ない事由が発生した場合は協約を解約することができる。

8 協約の期間

協約の期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。

9 その他

この協約に定めのない事項については、まちづくり支援団体と横浜市は速やかに協議を行うものとする。

この協約を締結するため、協約書を2通作成し、それぞれの記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

所在地 団体名 代表理事

横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市 横浜市長 林 文子 データ ブック

3

ール

10委員会

顕

6-4 まちづくりコーディネーター等の単発派遣

【表 6-4-1】まちづくりコーディネーター等派遣実績一覧

Alf	派遣目的別派遣地区数(派遣回数)							
事業 年度	派遣地区数(派遣回数)	建築協定	地区計画	地域まち づくりル ール	地域まち づくりプ ラン	まちの不燃 化推進事業	駅周辺の まちづく り	その他
H17	22 (127)	10 (70)	4 (17)	2 (4)	1 (6)	4 (23)	0 (0)	1 (7)
H18	25 (188)	5 (43)	3 (27)	4 (20)	0 (0)	6 (59)	5 (32)	2 (7)
H19	37 (374)	5 (83)	4 (46)	6 (32)	1 (14)	8 (136)	6 (45)	7 (18)
H20	42 (415)	7 (66)	3 (46)	6 (35)	2 (8)	9 (162)	5 (48)	10 (50)
H21	43 (382)	3 (31)	5 (25)	6 (49)	2 (10)	9 (159)	6 (54)	12 (54)
H22	45 (327)	5 (16)	5 (21)	4 (27)	4 (35)	9 (131)	8 (44)	10 (53)
H23	32 (261)	2 (12)	3 (24)	3 (23)	1 (7)	9 (112)	5 (37)	9 (46)
H24	29 (228)	6 (22)	2 (12)	1 (12)	2 (9)	9 (112)	4 (39)	5 (22)
H25	26 (264)	2 (10)	0 (0)	4 (23)	4 (27)	9 (157)	3 (18)	4 (29)
H26	27 (263)	2 (14)	1 (4)	3 (11)	6 (57)	11 (162)	3 (11)	1 (4)
累計	328 (2829)	47 (367)	30 (222)	39 (236)	23 (173)	83 (1213)	45 (328)	61 (290)

- 注)コーディネーター等派遣とは、まちづくりコーディネーター又はまちづくり支援団体の派遣をいう。
- 注)派遣回数とは、単発派遣の回数である。
- 注)まちの不燃化推進事業の派遣は、ルール策定、プラン策定を含んでいる。(重複計上はしていない)
- 注) 累計は、延べ地区数と延べ回数を集計したものである。

【表 6-4-2】まちづくりコーディネーター等派遣の総合計

事業 年度	再開発 区画整理	地域交通 サポート	総合計
H17	_	_	22 (127)
H18	ı	1	25 (188)
H19	4(30)	1(1)	42 (405)
H20	7 (72)	1(12)	50 (499)
H21	7 (82)	1(6)	51 (470)
H22	7 (67)	ı	52 (394)
H23	11 (68)	-	43 (329)
H24	10(74)	2(11)	41 (313)
H25	8 (54)	3 (25)	37 (343)
H26	7 (58)	2(15)	36 (336)
累計	61 (505)	10 (70)	399 (3404)

注)総合計は【表 6-4-1】の派遣地区数(派遣回数)との合計

【表 6-4-3】まちづくり支援団体派遣実績一覧

派遣年度	団体名	派遣地区数	派遣回数
H19	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4 地区	59 回
	NPO 法人横浜市まちづくりセンター	4 地区	9 回
H20	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	3 地区	56 回
	NPO 法人横浜市まちづくりセンター	6 地区	14 回
	NPO 法人都市住宅とまちづくり研究会	1 地区	12 回
H21	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4 地区	40 回
H22	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4 地区	41 回
H23	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	3 地区	32 回
H24	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4 地区	39 回
H25	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	2 地区	24 回
H26	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	3 地区	34 回
	累計	38 地区	360 回

【参考】支援制度要綱制定以前の派遣の状況

	派遣地区数	派遣目的別派遣地区数(派遣回数)				
	(派遣回数)	建築協定	地区計画	密集市街地	その他	
H 8年度	27 (60)	21 (48)	4 (7)	1 (2)	1 (3)	
H 9年度	20 (34)	17 (29)	2 (3)	1 (2)		
H10年度	17 (34)	13 (23)	1 (3)	2 (2)	1 (6)	
H11年度	11 (30)	7 (13)	4 (17)			
H12年度	15 (63)	9 (14)	6 (49)			
H13年度	14 (60)	5(7)	7 (50)	1 (2)	1 (1)	
H14年度	14 (79)	5 (13)	6 (62)		3 (4)	
H15年度	21 (90)	10 (29)	11 (61)			
H16年度	19 (132)	10 (59)	8 (72)		1 (1)	
累計	158 (582)	97 (235)	49 (324)	5 (8)	7 (15)	

注) 累計は延べ地区数と延べ回数を集計したものである。

ブック

5

データ ブック 1

ルール

6

6-5 まちづくりコーディネーター等の年間委託

【表 6-5】地域まちづくり支援事業一覧

年度	地区数	内 容 ()は区名		
干及	地区剱	プランの策定等	ルールの策定等	
H17 年度	9 地区	潮田・本町通地区(鶴見)、 滝頭・磯子地区(磯子)	馬車道地区(中)、中華街地区(中)、 日限山3・4丁目地区(港南)、西武金沢文庫地区(金沢)、 荏田北2丁目地区(青葉)、小山台地区(栄)、 本郷台地区(栄)	
H18 年度	8 地区	市場西中町地区(鶴見)、 潮田・本町通地区(鶴見)、 浦島町地区(神奈川)	馬車道地区(中)、荏田北2丁目地区(青葉)、 鳥が丘地区(戸塚)、小山台地区(栄)、本郷台地区(栄)	
H19 年度	9 地区	市場西中町地区(鶴見)、 潮田・本町通地区(鶴見)、 浦島町地区(神奈川)	大口通商店街地区(神奈川)、馬車道地区(中)、Lプラザ 周辺地区(中)、大曽根南台地区(港北)、小山台地区(栄)	
H20 年度	9 地区	鶴ヶ峰駅北口地区(旭)	大口通商店街地区(神奈川)、Lプラザ周辺地区(中)、 元町地区(中)、石川町地区(中)、福浦・幸浦地区(金沢)、大曽根南台地区(港北)、新石川四丁目地区(青葉)、 浦島町地区(神奈川)、滝頭・磯子地区(磯子)	
H21 年度	11 地区	市場西中町地区(鶴見)、浦島町地区(神奈川)、本郷町3丁目地区(中)、お三の宮通り地区(南)、新横浜駅南口地区(港北)	大口通商店街地区(神奈川)、日限山3・4丁目地区(港南)、幸浦MDC地区(金沢)、大曽根南台地区(港北)、 すみれが丘地区(都筑)、滝頭・磯子地区(磯子)	
H22 年度	9 地区	西谷駅周辺地区(保土ケ谷)、 川和町駅周辺地区(都筑)	大口通商店街地区(神奈川)、日限山3・4丁目地区(港南)、 大曽根南台地区(港北)、すみれが丘地区(都筑)、 幸浦MDC地区(金沢)、杉田・新杉田駅間地区(磯子)、 滝頭・磯子地区(磯子)	
H23 年度	6 地区	新桜ケ丘二丁目地区(保土ケ谷)、 鶴ヶ峰駅北口地区(旭)	山手地区(中)、石川町地区(中)、 日限山3·4丁目地区(港南)、 幸浦MDC地区(金沢)	
H24 年度	6 地区	北方町地区(中)、 新桜ケ丘二丁目地区(保土ケ谷)、 金沢地区(金沢)	六角橋商店街地区(神奈川)、 西柴地区(金沢)、日限山地区(港南)	
H25 年度	9 地区	下野谷町地区(鶴見)、六角橋商店街地区(神奈川)、北方町地区(中)、本郷町3丁目地区(中)、 金沢地区(金沢)、都筑葛が谷地区(都筑)	洋光台地区(磯子)、領家地区(泉) 東山田準工業地区(都筑)	
H26 年度	8 地区	下野谷町地区(鶴見)、金沢地区(金沢)、 都筑葛が谷地区(都筑)	東山田準工業地区(都筑)、元町地区(中)、 西柴地区(金沢)、洋光台地区(磯子)、 領家地区(泉)	

【表 6-6】地域まちづくり活動助成一覧

左曲	支援地区数	内 容			
年度		プランの策定等	ルールの策定等	地域交通サポート事業	
H17 年度	7 地区	1 地区	6 地区	_	
H18 年度	23 地区	7 地区	16 地区	_	
H19 年度	37 地区	9 地区	25 地区	3 地区	
H20 年度	47 地区	13 地区	25 地区	9 地区	
H21 年度	37 地区	10 地区	21 地区	6 地区	
H22 年度	29 地区	11 地区	17 地区	1 地区	
H23 年度	31 地区	11 地区	18 地区	2 地区	
H24 年度	37 地区	13 地区	19 地区	5 地区	
H25 年度	44 地区	15 地区	22 地区	7 地区	
H26 年度	43 地区	17 地区	18 地区	8 地区	
累計	335 地区	107 地区	187 地区	41 地区	

注) 累計は、延べ地区数を集計したものである。

5

の取る

全 体 概 況

既 · 5 · 1 · 和告書

見解書及び

データ ブック 1

概

要 2 グループ 3 組 織 4 プラン

ルール 6 支援制度 7 まち普請

5

8顕彰 9広報

10委員会

6-7 地域まちづくり事業助成

【表 6-7-1】地域まちづくり事業助成一覧

		防	5災メニュー	_	看板•	事業助成 単位:円
年度	組織名	かまど	雨水	その他	掲示板	
		ベンチ	タンク	ての地		
H17 年度	なし					
H18 年度	滝頭・磯子まちづくり協議会			0		2, 436, 000
H19 年度	なし					
H20 年度	一本松まちづくり協議会	0	0	0		1, 606, 690
H21 年度	東久保町夢まちづくり協議会	0	0			1, 214, 300
1121 平皮	一本松まちづくり協議会		0	0		1, 365, 052
H22 年度	東久保町夢まちづくり協議会			0		29, 800
	お三の宮通りまちづくり委員会				0	995, 895
H23 年度	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会			0	0	745, 461
Π23 平度	滝頭・磯子まちづくり協議会		0			264, 600
	三春の丘まちづくり協議会			0		826, 780
	東久保町夢まちづくり協議会			0		357, 210
H24 年度	東久保町夢まちづくり協議会			0		661, 230
1124 平皮	三春の丘まちづくり協議会	0				640, 080
	鶴見区市場西中町まちづくり協議会			0		249, 000
	東久保町夢まちづくり協議会			0	0	398, 790
	滝頭・磯子まちづくり協議会			0	0	155, 560
H25 年度	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協			0		E07 01E
	議会			0		597, 015
	新桜ケ丘二丁目地区まちづくり協議会				0	572, 292
	東久保町夢まちづくり協議会		0	0		443, 000
	滝頭・磯子まちづくり協議会会				0	524, 880
H26 年度	三春の丘まちづくり協議会	0				568, 814
	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協			0		1, 652, 400
	議会					

グル

3 組

データ

6

支援制度

ま

報10

料

【表 6-7-2】地域まちづくり事業助成の審査基準

横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領運用細則[抜粋]

第4条 審査は、次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。

- (1) 地域まちづくりプランの目的又は地域まちづくり組織の活動の目的及び年間の活動計画に合致していること。
- (2) 様々な上位計画及び地域まちづくりプランと適合していること。
- (3) 申請者が事業実施者として適格であること。
- (4) 公共性が高い事業内容であること。
- (5) 地権者、管理者等の同意又は了承が得られているなど、実行可能な事業であること。
- (6) 他の助成金により明らかに対応できるものでないこと。
- (7) 事業による成果物が一定年数使えること。
- (8) 地域ニーズを踏まえており、歴史的、空間的に重要である又は価値ある事業であること。
- (9) 費用対効果が高いこと。
- (10) その他市長が特に必要と認める要件に合致すること。

組織

6-8 地域まちづくり支援制度の支援経費実績

【表 6-8】支援実績一覧

(単位:円)

	コーディネーター等 単発派遣*1	コーディネーター等 年間委託	地権者情報の 提供 ^{※2}	活動助成 ^{※1}	事業助成	合計
H17年度	3,810,000 (127回)	6, 013, 750 (9地区)	_	696, 000 (9地区)	_	10, 519, 750
H18年度	5, 640, 000 (188回)	8, 939, 070 (9地区)	_	3, 144, 000 (23地区)	2, 436, 000 (1地区)	20, 159, 070
H19年度	11, 570, 000 (374回)	8, 484, 000 (9地区)	_	4, 909, 000 (34地区)	_	24, 963, 000
H20年度	13, 370, 000 (415回)	9,011,100 (9地区)	_	4, 492, 410 (38地区)	1,606,690 (2地区)	28, 480, 200
H21年度	13, 150, 000 (382回)	10, 623, 900 (11地区)	_	4, 910, 518 (31地区)	2, 579, 352 (3地区)	31, 263, 770
H22年度	10, 680, 000 (327回)	8, 317, 050 (9地区)	_	3, 852, 716 (28地区)	29, 800 (1地区)	22, 879, 566
H23年度	8, 490, 000 (261回)	4, 754, 400 (6地区)	_	2, 283, 106 (29地区)	2, 832, 736 (4地区)	18, 360, 242
H24年度	6, 960, 000 (228回)	4, 692, 450 (6地区)	-	3, 181, 471 (32地区)	1, 907, 520 (3地区)	16, 741, 441
H25年度	8, 040, 000 (264回)	8,657,250 (9地区)	- (16地区)	3, 665, 970 (37地区)	1,723,657 (4地区)	22, 086, 877
H26年度	8, 250, 300 (263回)	6, 787, 800 (8地区)	1, 033, 365 (11地区)	4, 216, 967 (35地区)	3, 189, 094 (4地区)	23, 477, 526

^{※1} 単発派遣及び活動助成は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地域交通サポート事業を除く。

^{※2} 地権者情報の提供は、平成25年度から年間委託から独立させ、26年度から支援を開始した。

5 ル

資料

6-9 区による地域まちづくりの支援状況

平成 16 年 4 月に 18 区の区政推進課企画調整係に「まちのルールづくり相談コーナー」が設置され、建築協定や地区計画に関する相談等が身近な場所で対応できるようになった。(そのうち青葉区には平成 19 年 5 月に「まちのルールづくり相談センター」が設置された。)

また、各区では、局との連携も図りながら、地域の状況やニーズに応じた支援や交流事業を行っている。

平成25、26年度の区による市民の主体的なまちづくりを支援する取組の状況は以下のとおりである。 (なお、区によるまちづくりの広報、普及・啓発については、表9-2を参照。)

【表 6-9】区による支援地区・交流事業一覧

	取組	<u></u>					
	支援地区						
			i	分類	ı	1	
区		ルルル	プラン	不燃化	地域交通	その他	交流事業
鶴見	・市場西中町地区(まちの不燃化推進事業) ・下野谷1・2丁目地区(まちの不燃化推進事業の 活動支援:組織認定、プラン認定に向けた取組) ・矢向・江ヶ崎地区(ヨコハマ市民まち普請事業の 活動支援)		0	0		0	-
神奈川	・浦島町地区(防災まちづくり計画実現検討) ・六角橋商店街地区(まちづくりルールの変更・全体区域)(まちづくりプラン認定に向けた取組) ・羽沢駅周辺地区(まちづくり協議会の支援) ・六角橋1丁目31、32地区(建築協定の更新) ・松ケ丘地区(まちづくり組織・プラン認定に向けた取組)	0	0 0	0		0	-
西	・東久保町地区、西戸部町地区(まちの不燃化推進事業による防災まちづくりの取組支援) ・日商岩井・東芝・三ツ沢住宅地区(建築協定運営支援(H22.3.27運営委員会設立)	0	0	0			-
中	・北方町地区(まちの不燃化推進事業の活動支援) ・中華街地区(清掃活動の支援、違反・迷惑行為への対応) ・初黄・日ノ出町地区(初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業、地元協議会の活動支援) ・本郷町3丁目地区(まちの不燃化推進事業の活動支援) ・元町地区(地域まちづくりルールの運用支援)	0	0	0		0	・まちづくり団体の活動を紹介した冊子を作成し、各団体に配布することで、地域まちづくり活動の情報の共有化を図った(平成26年3月)。・まちの不燃化推進事業の2地区(北方町、本郷町3丁目)の交流会を開催した(平成26年2月、11月)。
南	・三春台地区(まちの不燃化推進事業) ・お三の宮地区(まちづくりプランによる整備) ・井土ケ谷上町第一町内会(まちの不燃化推進事業) ・唐沢・平楽・八幡町地区(まちの不燃化推進事業) ・藤和フレッシュタウン上大岡(建築協定の更新 ・平楽地区(地域みどりのまちづくり) ・阪東橋駅・黄金町駅周辺地区(バリアフリー基本 構想) ・清水ケ丘、三春台、庚台、南太田、岩井町地区(地 域交通サポート)	0	0	0	0	0	_

全体概況

Ⅰ報告書 見解書 見解書

デブ 1 概 要 2 グループ 3 組 織 4

プラン

5

ルール 6 支援制度 7 まち普請 8

顕彰 9

広報 10委員会 11各区推進状況

の取組資料

12

	取組状況						
	支援地区			分類			
区			I	万類	1		
		ル	プ	不	地	そ	交流事業
		ル	プラン	不燃化	地域交通	の他	
		'	•	''	連	12	
	・港南つつじケ丘(地区計画の検討)	0					
	・港南富士見台 (建築協定の更新)	0					
	・パークヒル上大岡地区(建築協定の更新)	0					
港南	・日限山自治会住宅地区(建築協定の延長)・洋光台杉の木台団地地区(建築協定運営委員会の	0					
(色円	・伊元百杉の不百団地地区(建築協定連呂安貞云の 立上げ支援)	0					_
	- エエリスは/ - ・芹が谷団地地区(地域まちづくりグループ登録支					(
	援)					0	
	・港南台地区(地域まちづくりグループ登録支援)					0	
	・西谷地区 (まちづくり協議会の支援)					0	
	・羽沢地区(まちづくり協議会の支援)					0	
	・上菅田地区(まちづくり協議会の支援) ・新桜ケ丘二丁目地区(まちづくり協議会の支援)						
	・新倭ケ丘─」日地区(よらつくり協議会の文佐) ・今井川プロムナード [松並木プロムナード] (水						
保土ケ谷	辺愛護会の活動支援)					0	_
	・ほどがや人・まち・文化振興会(活動支援)					0	
	・東海道風景街道(活動支援)					\circ	
	・東戸塚グリーンタウン(建築協定の更新)	0					
	・常盤台みどりが丘地区(建築協定の更新)・二俣川駅南口(市街地再開発、都計道「鴨上線」)						
	・一沃川駅削口(甲街地井開発、都計道「鴨上線」) →(H26.3)権利変換計画認可・補償開始(H					0	
	26. 11)解体工事着手(H27. 1)事業計画変更認可						
	(H27.3)再開発ビル工事着手						
	鴨上線事業:駅前地区への重点化、保土ケ谷バイ						
	パス付近の擁壁工事完了						
	・鶴ケ峰駅北口(市街地再開発)H26.10に研究会					0	
旭	を解散し、新たに「鶴ヶ峰駅北口地区再開発協議会」を設立						_
)E							
	格運行への移行にあたり現行の運行計画を基本						
	とし、住宅地内の一区間を延伸 (H25.9)目標利用				0		
	者数を維持するべく、かねてより要望の多かった						
	回数券を導入(H26) 利用促進のため、車内展覧会な実施、物券施保に向けた取り組みない						
	を実施、協賛確保に向けた取り組みを開始 ・横浜興和台(建築協定の更新)	0					
	・二俣川 NT 北部第4町内会(建築協定の更新)	0					
	・堀割川魅力づくり (まちづくり活動支援)					0	
	・磯子台団地地区(地域交通サポート)				0		
	・三井杉田台地区(建築協定の更新)	0					
磯子	・フレッシュタウン杉田地区(建築協定の更新)	0					-
	・滝頭・磯子地区(まちの不燃化推進事業) ・洋光台まちづくり協議会(地域まちづくりルール	0	0	0			
	* 行几日より ラング 励職会 (地域より ランザル・ルー 策定の支援)	0				0	
	・磯子台住宅 (建築協定の更新)	0					
	・金沢南部地区(まちの不燃化推進事業)		0	0			
	・金沢地区(まちの不燃化推進事業)	_	0	0			
V >H	・堀口地区(建築協定の更新)	0					
金沢	・柳町地区 (建築協定の更新) ・金沢文庫パークタウン地区 (建築協定の更新)	0					_
	・ウッドパーク金沢文庫地区(建築協定の更新)	0					
	・いずみタウン金沢文庫地区(建築協定の更新)	0					
	・西柴団地自治会(建築協定の更新)	0	<u></u>	<u></u>			

I 報告書

概 要

グループ

3 組 繖

プラン

5 ルール

6

支援制度

7 まち普請

8 顕 彰

広 報 10 委員会

11各区推進状況

12

資 料

	取組料	大况						
	支援地区							
			İ	分類 I	Ì	Ì		
区		ル	<i>→</i> °	7.	地	そ	交流事業	
		1	プラン	不燃化	地域交通	0)		
		ル	ン	化	通	他		
	・金沢八景駅周辺整備(土地区画整備事業等)							
	・ 金沢					0		
金沢	・文庫駅-八景駅周辺(バリアフリー基本構想に基					0		
_,,	づく道路特定事業計画)							
	・片吹、高舟台、東朝比奈、坂本(地域交通サポー				0			
	トバス関係)							
	・大曽根南台地区(地区計画の検討)	0					「大曽根南台地区違	
	・日吉台桜ケ丘分譲地(建築協定の更新) ・綱島駅東口(再開発に向けたまちづくり協議会)	0					反建築防止看板の設	
	・ 綱					0	置に向けた会議」 地区計画区域内の	
	・森戸原住宅地区(建築協定運営委員会の再組織化)	0					違反建築を防止する	
港北	・綱島駅東口駅前地区再開発準備会(地域まちづく						ため、地区計画区域の	
	りグループ)					0	区域図やまちづくり	
	・新綱島駅前地区市街地再開発準備組合(地域まち					0	団体への問合せ先な	
	づくりグループ)						ども掲載した看板を、	
							掲示板や電柱に設置	
	・東本郷地区(地区プラン・アクションプランの推進)					0	した。	
	・青砥、北八朔地区(地域交通サポート事業の検討)				0			
	・三保杉澤住宅(建築協定の更新)	0						
	・竹山第3地区(建築協定の更新)	0						
緑	・中山駅南口地区(再開発事業の検討)					0	-	
	・長津田駅北口地区(再開発事業の推進)				_	0		
	・武蔵中山台地区(地域交通サポート事業)				0			
	・山下地区(地域まちづくり組織・プランの認定、 まちづくり協議会)		0					
	・あかね台一丁目B地区(建築協定新規締結・建築							
	協定の看板作成支援)	0						
	・あかね台一丁目C地区(建築協定新規締結)	0						
	・もえぎ野北地区(建築協定の更新)	0					V	
	・旧もえぎ野自治会地区(建築協定の更新)	0					【青葉区まちのルー ルづくり連絡会】	
	・たちばな台地区(建築協定の更新)	0					まちづくりのルール	
	・美しが丘住宅B地区(建築協定の更新)	0					を決定した地区と検	
青葉	・新石川二丁目C地区(建築協定の更新)	0					討中の地区との横の	
	・ジェネヒルあざみ野A地区(建築協定期間延長)	0					つながり・情報交換の	
	・ジェネヒルあざみ野B地区(建築協定期間延長)	0					場として平成17年か	
	・たちばな台一丁目A地区(建築協定期間延長)	0					ら年1回程度開催。	
	・みすずが丘地区(建築協定期間延長)	0						
	・つつじが丘9番地(建築協定運営委員会立ち上げ							
	支援)	0						
	・玉川学園台地区(地域交通サポート)				0			
	・東山田準工地域をまもる会(地域まちづくりルー	C						
	ル)							
	・港北ニュータウンせきれい台(建築協定の更新)	0					タウンセンター活性	
都筑	・川和町駅周辺B地区土地区画整理組合設立準備会 (土地区画整理)					\circ	化検討会(まちづく	
	(工地区画登理) ・川向町まちづくりの会、川向町南耕地地区土地区					\circ	9)	
	画整理組合設立準備会(土地区画整理)							
	・都筑ふれあいの丘まちづくり協議会(駅前を活用		0			0		
			<u>I</u>	<u> </u>			<u> </u>	

組 織

広

	取組状況						
	支援地区						
			分類		ı		
区		ルール	プラン	不燃化	地域交通	その他	交流事業
都筑	したまちづくり・地域まちづくりプラン) ・タウンセンター魅力アップ推進グループ(まちづくり) ・特定非営利活動法人ぐるっと緑道(駅前まちづくり)					0	
戸塚	・郷和台地区(建築協定の更新)・皇谷台地区(建築協定の更新)・柏尾富士見台バス(地域交通サポート)・環状4号線バス(地域交通サポート)・吹上東急住宅地区(建築協定の更新)	00 0			0 0		・まちづくり活動組織 「上矢部まちづくり の会」と小学校、地元 企業などの団体が協 力して開催している 「AQUAフェスタ」に 参加
栄	・松ケ丘住宅地(建築協定の更新) ・鍛冶ケ谷住宅地区(建築協定の更新) ・湘南桂台(地域まちづくりルールの見直し)	000					【さかえ住宅環境フォーラム】 定例会を開催(年6回)し、建築協定・地区計画の運営やまちづくりに関する各地区の活動状況などの情報を共有し意見交換を行う。
泉	・泉ゆめが丘地区(土地区画整理事業) ・領家地区(地区計画・地域まちづくりルールの策定検討) ・下和泉地区(地域交通サポート) ・緑園地区(地域交通サポート) ・環状4号線バス(地域交通サポート)	0			0 0 0	0	_
瀬谷	・向陽台地区(建築協定関係支援) ・瀬谷駅南口第1地区(再開発事業の支援)	0				0	-

注)「いえ・みち まち改善事業」は平成26年度に「まちの不燃化推進事業」に移行した。

・瀬谷駅南口第1地区(再開発事業の支援)

ル

ル

ル

会

料

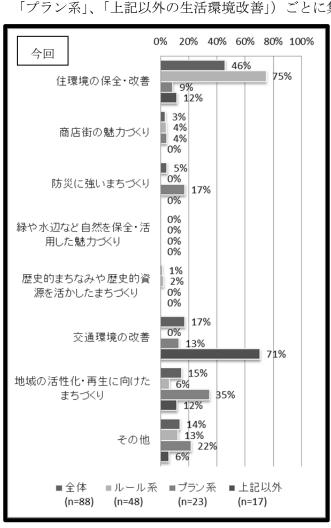
6-10 地域まちづくりグループ等の活動状況アンケート調査結果

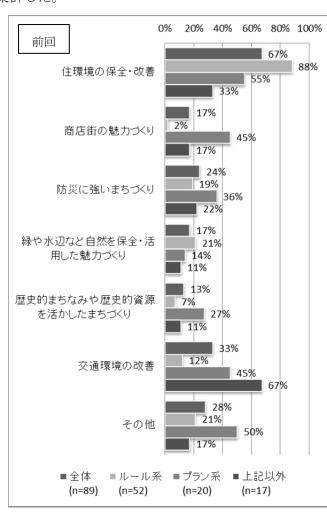
平成 25 年 4 月 1 日時点で登録していた地域まちづくりグループ、25、26 年度に新規登録した地域まちづくりグループ及び支援制度を利用している建築協定運営委員会に対して、活動状況や支援に対する評価を聞くためアンケート調査を行った。前回(平成 25 年)に行ったアンケートと比較できるよう、一部については今回と前回の結果を両方載せている。

今回 調査対象:140地区 調査時期:平成27年5月 内 グループ登録有:114地区 グループ登録無:26地区(建築協定委員会) 回 収率:62.8% 回答数:88地区 内 グループ登録有:63.1% 内 グループ登録有:72地区 内 グループ登録無:61.5% 内 グループ登録無:16地区(建築協定委員会) 分野別回答数 ルール系:48 地区、プラン系:23 地区上記以外の生活環境改善:17 地区 調查対象:137 地区 調査時期:平成25年5月 前回 回答数:89地区 回 収率:65.00%

【図 6-10-1】 Q1 活動を始めたきっかけ(今回は1つ選択/前回は複数選択)

各項目とも、「2 地域まちづくりグループの登録状況」の表 2-1-1 の活動内容の分野(「ルール系」、「プラン系」、「上記以外の生活環境改善」) ごとに集計した。





(状況)「住環境の保全・改善」が多く、全体の約半分の割合を占めている。「住環境の保全・改善」、「交 通環境の改善」の割合が多いことは前回と同様であるが、今回追加した「地域の活性化・再生 に向けたまちづくり」も次いで高い割合を占めている。

全体概況

・報告書 Ⅱ評価書及び

データ ブック 1 概 要

グループ 3 組 織 4 プラン 5 ルー

6 支援制度 7 まち普請 8 顕

彰

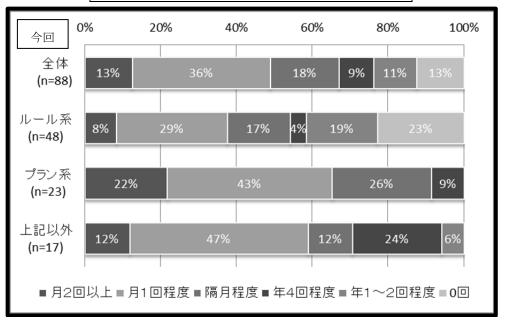
ル

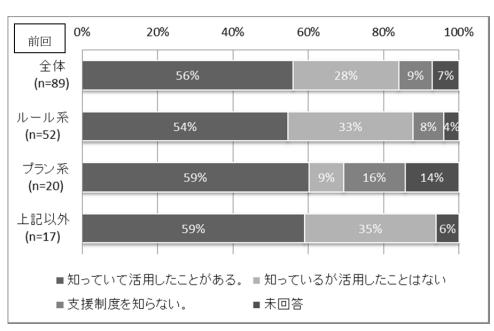
9 広報 10委員会 11各区推進状況

12

の 取 組 局

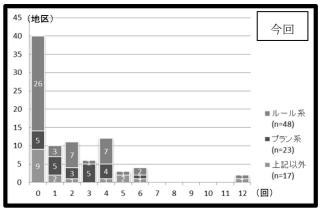
【図 6-10-2】 Q2 定例会、勉強会、ワークショップなどの活動頻度

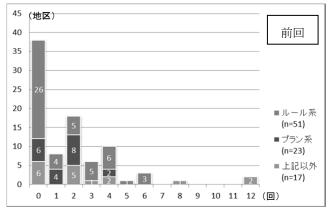




(状況)全体で「月1回程度」が39%であり、「月2回以上」とあわせると全体の約半分であった。活動分野別にみると「プラン系」の「月2回以上」と「月1回程度」の合計は6割強となっており、他の分野よりも活動頻度が高い傾向にある。

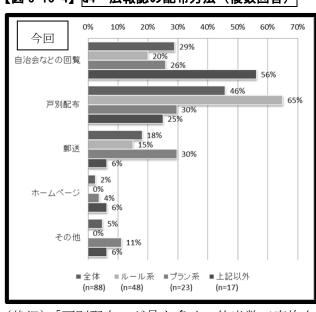
【図 6-10-3】 Q3 広報誌の発行回数(1 年あたりの回数)

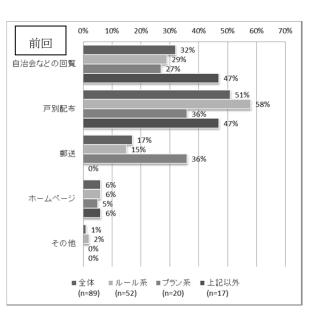




(状況)全体では年1回以上発行している地区は48団体と半数以上になっている。全体では約1.8回 /年であり、活動分野別に平均回数をみると、「ルール系」が約1.6回/年、「プラン系」が約 2.1回/年、「上記以外の生活環境改善」が約2.1回/年となっている。

【図 6-10-4】 Q4 広報誌の配布方法(複数回答)





(状況)「戸別配布」が最も多く、約半数で実施されており、そのほか「自治会などの回覧」も約3割で活用されていることがわかる。

全 概 況

報告書 耳評価書及

データ ブック

1 概要 2 グループ 3 組織

5 ルール 6 支援制度 7

ま

プラン

普請 8顕 彰 9広 報

委員会 11各区推進状況 12

10

の取組資

料

全 体 概 況

→報告書 Ⅱ評価書及び

データ ブック 1 概

要 2 グループ 3 組 織 4 プラン

ルール 6 支援制度っ

5

まち普請8顕彰9広報

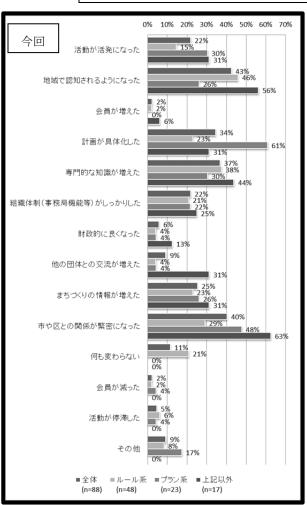
10委員会

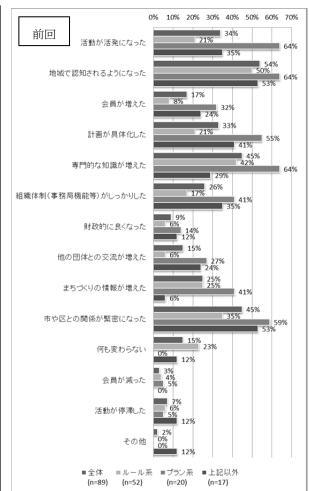
11

各区推進状況 12 他区局

資料

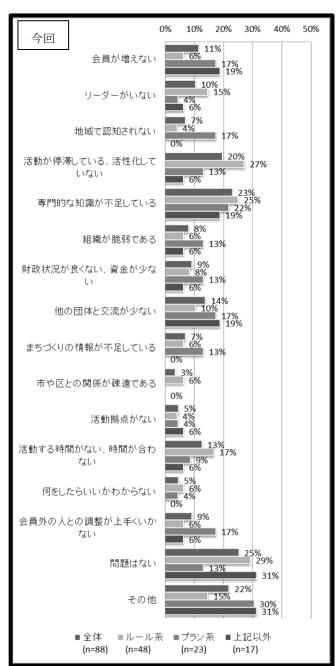
【図 6-10-5】 Q5 グループの活動の変化(複数回答)

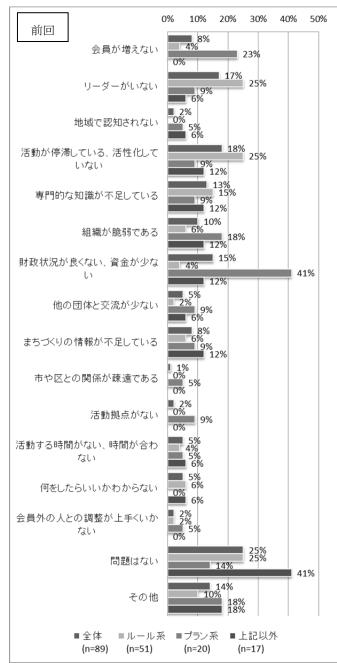




(状況)全体で「地域で認知されるようになった」が43%、次いで「市や区との関係が緊密になった」が40%と多い。活動分野別にみると「プラン系」、「上記以外の生活環境改善」は「ルール系」よりも高い数値を示している傾向にある。

【図 6-10-6】 Q6 グループの活動の課題(複数回答)





(状況)全体では「専門的な知識が不足している」が23%、「活動が停滞している、活性化していない」が20%と比較的多い。また、全体について前回と比較すると、「問題はない」は25%で変化がなかったものの、その他を除く14項目のうち9項目で数値が上がっている。中でも「専門的な知識が不足している」が10ポイント、「他の団体と交流が少ない」が9ポイント、「活動する時間がない、時間が合わない」が8ポイント上がっている。一方で、「リーダーがいない」は7ポイント、「財政状況が良くない、資金が少ない」は6ポイントの減少となっている。

全 体 概 況

報告書Ⅱ評価書及

ナーック 1 概 要 2

ループ 3 組 織 4 プラン 5 ル

ル 6 支援制度 7 まち普請 8 顕

彰 9 広 報 10 委員

会 11各区推進状況 12 他区

資料

全体概況

報告書『評価書及び

データ ブック 1 概

要 2 グループ 3 組 織 4 プラン

5 ルール 6 支援制度 7 まち普請 8

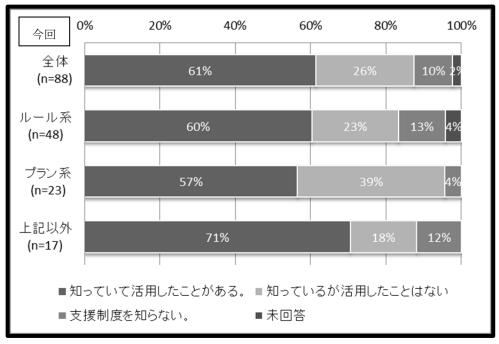
頭 彰 9 広 報 10委員会

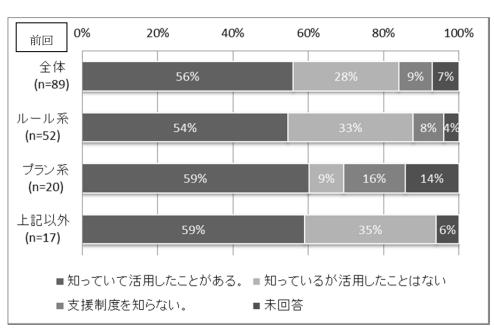
各区推進状況 12 他区局

11

資料

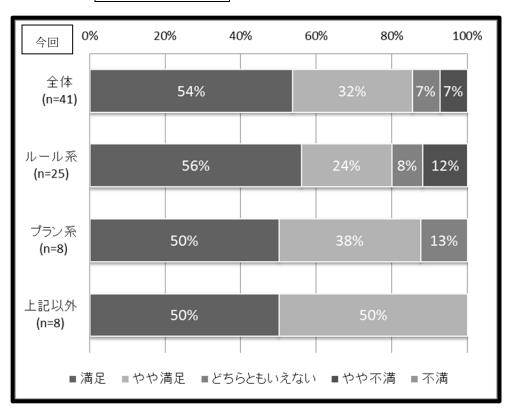
【図 6-10-7】 Q7 支援制度を知っている割合

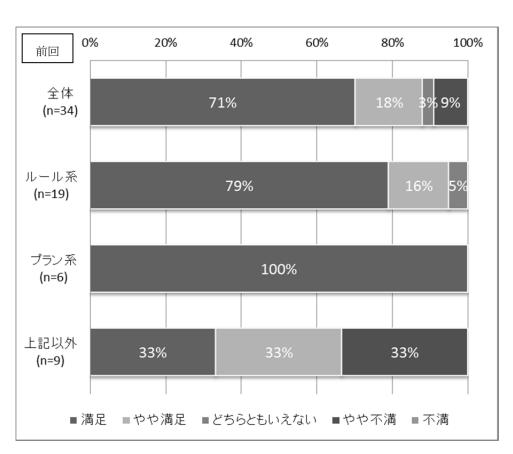




(状況)支援制度を活用していない団体が全体の3割弱、支援制度を知らない団体が1割となっている。

【図 6-10-8】 Q8① 出前塾の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)





(状況)全体では満足度が「満足」と「やや満足」を合わせると86%で、活動分野別では「上記以外の生活環境改善」の満足度が最も高く、回答した全ての地区が「満足」又は「やや満足」としている。

1書 見解書 見解書

デブ 1 概 要 2 グループ 3 組 轍 4 プラン

ルール G 支援制度 7 まち普

5

音請8顕彰9広報10委員会

工 11各区推進状況 12

の地区は

資料

全 体 概 況

報告書 見解書

データク 1 概 要 2 グループ

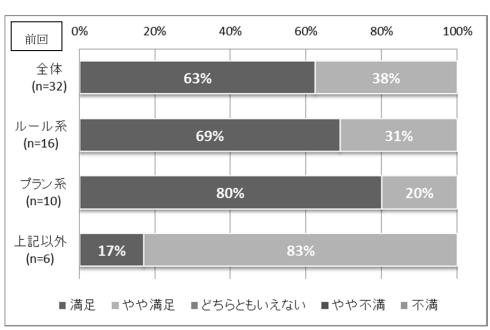
3組織 4プラン 5ルール 6

支援制度 7 まち普請8 顕彰9 広報

10

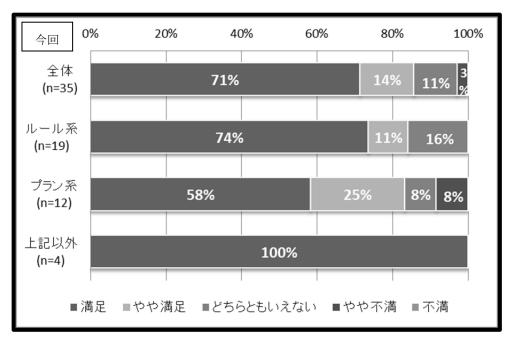
【図 6-10-9】 [082] まちづくりコーディネーター単発派遣の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)

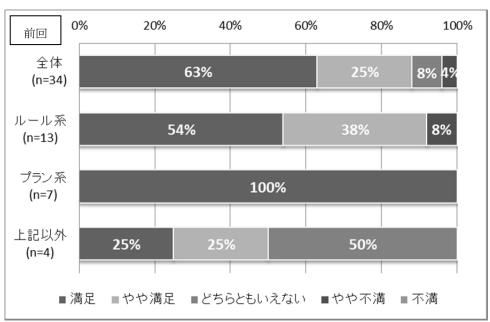
0% 20% 40% 60% 80% 100% 今回 全体 9% 74% (n=35)ルール系 75% 10% (n=20) プラン系 60% 10% 10% (n=10)上記以外 100% (n=5) ■満足 ■やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 ■不満



(状況)全体では満足度が「満足」と「やや満足」を合わせて約9割で、活動分野別では「上記以外の生活環境改善」の満足度が最も高く、回答した全ての地区が「満足」としている。

【図 6-10-10】 Q8③ まちづくりコーディネーター等の年間委託の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)





(状況)全体では満足度が「満足」と「やや満足」を合わせて85%で、活動分野別では「上記以外の生活環境改善」の満足度が最も高く、回答した全ての地区が「満足」としている。

全 体 概 況

I 報告書

書 見解書 見解書

デブ 1 概 要 2 グループ 3 組 轍 4

ルール G 支援制度 7 まち普請 8

プラン

5

9 広報 10 委員会 1

顕

彰

区推進状況 12 他区局

資料

全 体 概 況

報告書 『評価書及び

データク 1 概 要 2 グループ

3 組

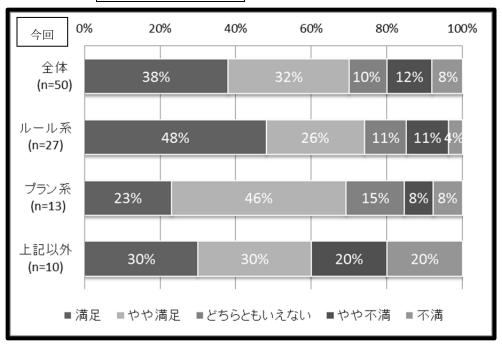
織 4 プラン 5 ルール G 支援制度 7 まち普

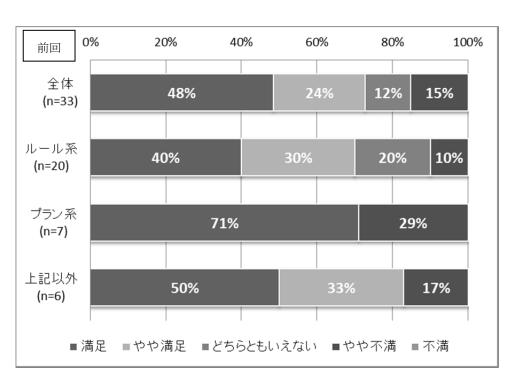
8頭 彰 9広 報 10委員会

11各区推進状況 12 の取組

資料

【図 6-10-11】 08④ 活動助成の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)





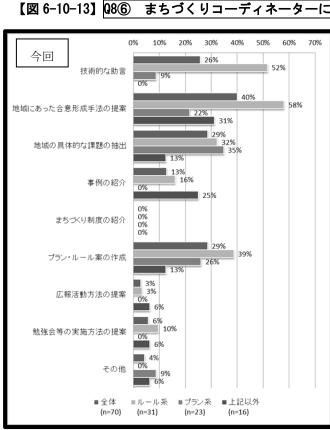
(状況)全体では満足度が「満足」と「やや満足」を合わせて7割、活動分野別では「ルール系」の満足度が最も高く、「満足」と「やや満足」を合わせると74%となっている。

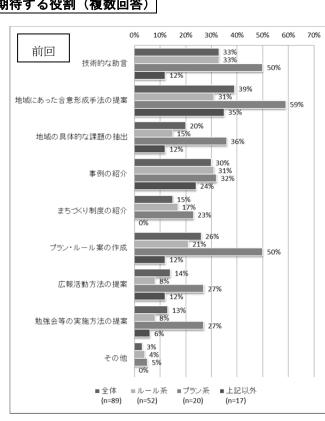
【図 6-10-12】 Q8⑤ 地権者情報の提供の満足度(今回新規項目) (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)

100% 0% 20% 40% 60% 80% 全体 55% 20% 18% (n=40)ルール系 61% 18% 18% (n=28)プラン系 38% 13% 25% 13% 13% (n=8)上記以外 100% (n=4)■満足 ■やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 ■不満

(状況)全体では満足度が「満足」と「やや満足」を合わせると 75%で、活動分野別では「ルール系」 による活用が最も多く、その満足度が「満足」と「やや満足」を合わせて約8割となっている。

【図 6-10-13】 08⑥ まちづくりコーディネーターに期待する役割(複数回答)





(状況)全体では「地域にあった合意形成の提案」が40%で最も高く、次いで、「地域の具体的な課題 の抽出」、「プラン・ルール案の作成」となっており、技術的・専門的な支援が期待されている。

概況

報告書 . 見解書 及び

ブック 概 要 ル

> 3 組 プラン 5 ル ル

* 8 顕 9

広

報

10

12 の取組局

> 資 料

全体概況

□報告書□評価書及び

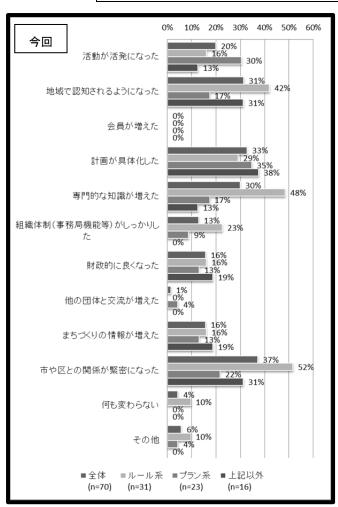
データ ブック 1 概

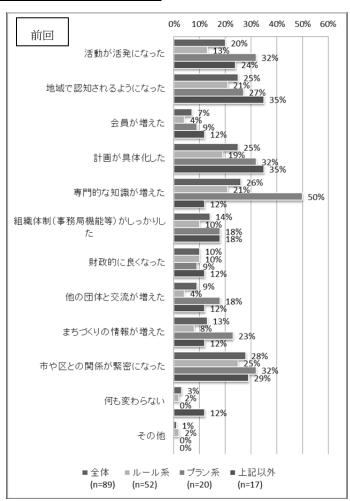
要 2 グループ 3 組 轍 4 プラン

広

報

【図 6-10-14】 08⑦ 地域まちづくり支援制度を活用して表れた効果(複数回答)





(状況) 全体では「市や区との関係が緊密になった」、「計画が具体化した」、「専門的な知識が増えた」 が比較的高く、市職員との関係が良好であること、コーディネーターや職員の専門的な助言が 役に立っていることなどがうかがえる。

【主な自由意見】

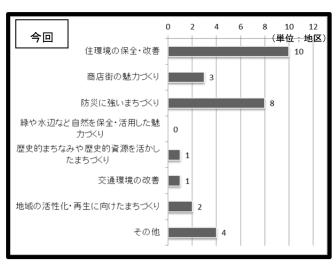
- ・最初は情報が少なく、活動が進まなかったが、具体的に動く事によって少しずつ活性化してきた。コーディネーターの存在が大きい。
- ・地域にあった合意形成をいかに図り、維持・継続していくかが大きな課題だと思います。その為には、 しっかりした組織体制を築く事が大切だと思います。リーダーシップの取れる、前向きな考えを持って いる人材で組織を固める事が肝要かと思います。
- ・「地域まちづくり支援制度」および「まち普請事業」という助成金制度があるとの情報を得る事が難しい。 自分の地域の不都合を解消するのに、助成制度をどのように絡めて活用すればよいのか判り難い。

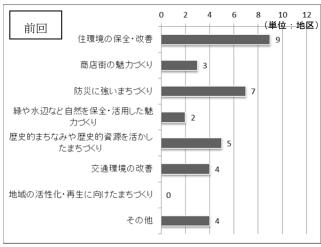
6-11 地域まちづくり組織の活動状況アンケート調査結果

平成 26 年度までに認定された地域まちづくり組織の活動状況や支援策に対する評価等を把握するため、以下のとおりアンケート調査を行った。

今回	調査対象:31組織	調査時期:平成27年6月
	回 答 数:29組織	回 収 率:93.55%
前回	調査対象:23組織	調査時期:平成 25 年 5 月
	回 答 数:16組織	回 収 率:69.57%

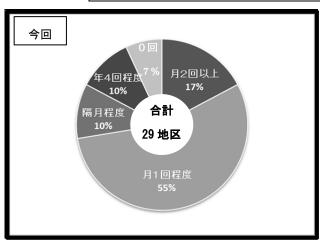
【図 6-11-1】 01 活動を始めたきっかけ(複数回答)





(状況) 地域まちづくりグループと同じく「住環境の保全・改善」が多く、次いで「防災に強いまちづくり」が多い。

【図 6-11-2】 Q2 定例会、勉強会、ワークショップなどの活動頻度





(状況)「月1回程度」の地区が55%と最も多い。前回と比較すると、活動頻度は下がっており、一度 も活動を行っていない地区が2地区もある。 全 概 況

報告書 Ⅱ評価書及び

データ ブック

1 概 要 2 グループ 3 組 織

プラン 5 ルール 6

制度 7 まち普請 8 顕彰

9 広報 10 委員会

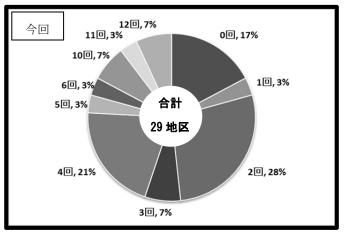
区推進状況 12 他区局

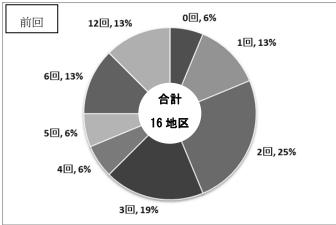
資料

3 組

報 10委員会

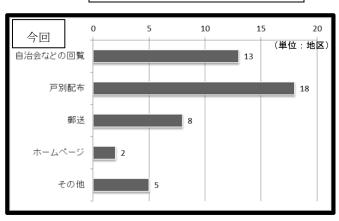
【図 6-11-3】 Q3 広報誌の発行回数(1年あたりの回数)

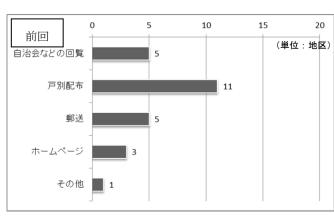




(状況)全体の約6割の地区が1年あたり1~4回発行している。

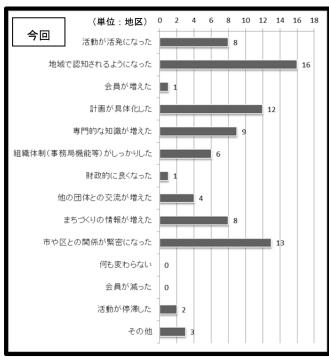
【図 6-11-4】 Q4 広報誌の配布方法(複数回答)

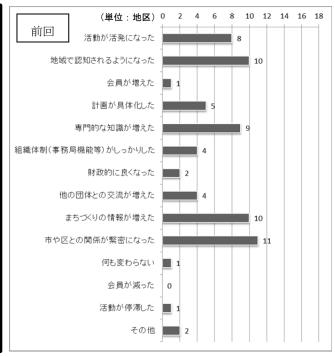




(状況)「戸別配布」が最も多いが、「自治会などの回覧」「郵送」も活用されている。

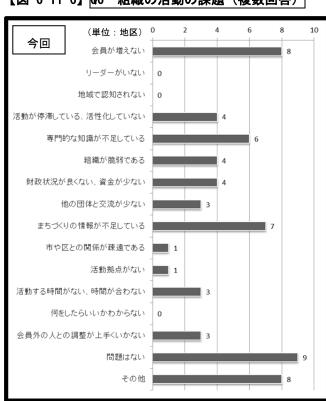
【図 6-11-5】 Q5 組織の活動の変化(複数回答)

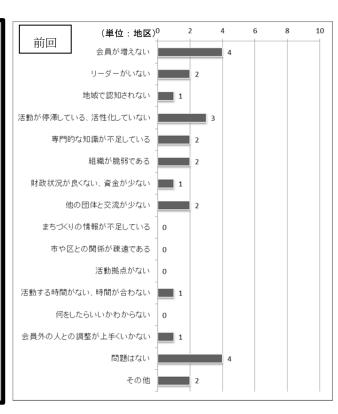




(状況)「地域で認知されるようになった」、「市や区との関係が緊密になった」が多い。

【図 6-11-6】 Q6 組織の活動の課題 (複数回答)





(状況)「問題はない」とする地区が5地区増えているものの、その他を除く14項目のうち11項目で増えており、特に「会員が増えない」、「まちづくりの情報が不足している」の項目が多い。

全 概 況

報告書Ⅱ評価書品

デブ 1 概 要 2 グループ 3 組

4 プラン 5 ルール 6

6 支援制度 7 まち普請 8 顕 彰

彩 9 広 報 10 委員会

S推進状況 12 の取組

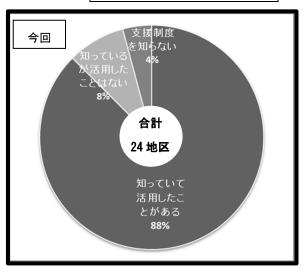
資料

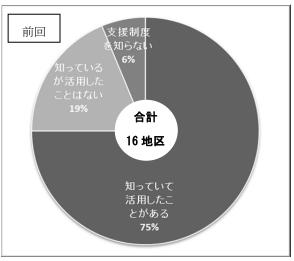
概

10委員会

11

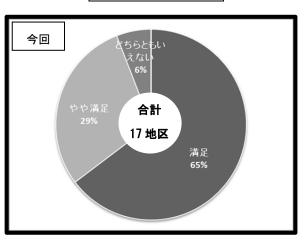
【図 6-11-7】 Q7 支援制度を知っている割合 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)

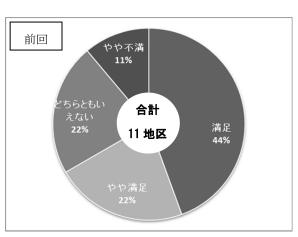




(状況) 前回よりも支援制度の認知度は上がっている。

【図 6-11-8】 48① 出前塾の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)

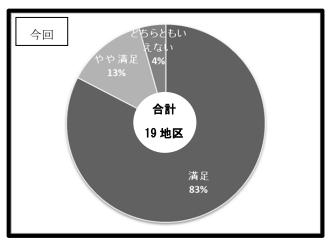


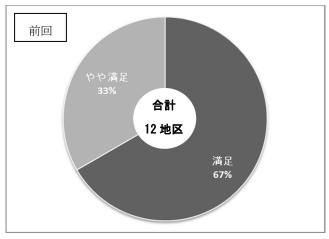


(状況) 支援制度を利用した 17 地区のうち 9 割強「満足」又は「やや満足」としており、前回よりも満足度が高くなった。

【図 6-11-9】 08② まちづくりコーディネーター単発派遣の満足度

(「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)

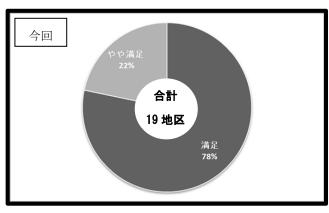


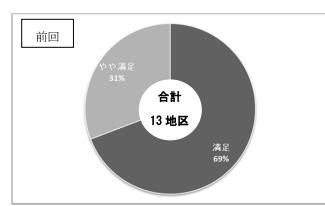


(状況) 利用したほとんどの地区が「満足」又は「やや満足」としている。

【図 6-11-10】 Q8③ まちづくりコーディネーター等の年間委託の満足度

(「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)





(状況) 利用した全ての地区が「満足」又は「やや満足」としている。

全 体 概 況

Ⅰ報告書Ⅱ□

見解書及び

データ ブック

1 概 要 2 グループ 3 組 織

プラン 5 ルール 6

支援制度 7 まち普請 8 顕

彰 9 広 報 10 委員会

日本区推進状況 12 44

の取組資

料

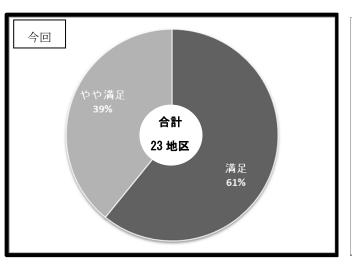
概

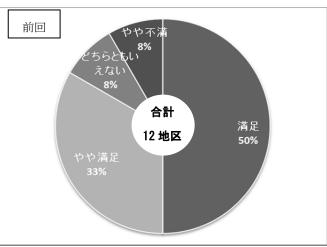
5

10委員会

11

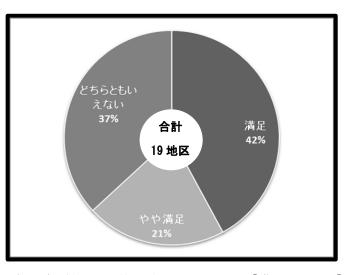
【図 6-11-11】 08④ 活動助成の満足度 (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)





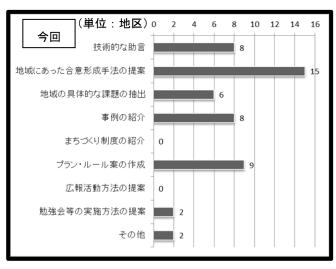
(状況) 利用した全ての回答地区が「満足」又は「やや満足」としている。

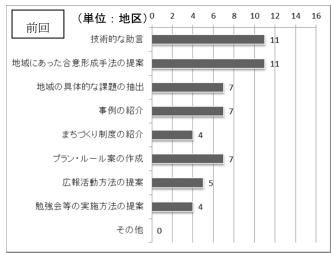
【図 6-11-12】 Q8⑤ 地権者情報の提供の満足度(今回新規項目) (「支援策を利用していない」及び「未回答」は除く)



(状況) 利用した約3分の2の地区が「満足」又は「やや満足」としている。

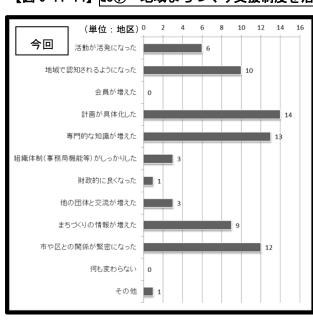
【図 6-11-13】 08⑥ まちづくりコーディネーターに期待する役割(複数回答)

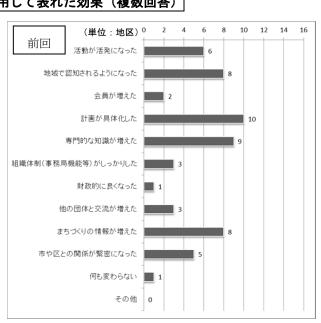




(状況)「地域にあった合意形成手法の提案」が最も多く、次いで「プラン・ルール案の作成」、「事例 の紹介」、「技術的な助言」となっており、合意形成や、技術的・専門的な部分への支援が期待 されている。

【図 6-11-14】 08⑦ 地域まちづくり支援制度を活用して表れた効果(複数回答)





(状況)「計画が具体化した」が 14 地区、「専門的な知識が増えた」が 13 地区、「市と区との関係が緊密になった」が 12 地区と比較的多くなっており、幅広い効果が表れていることが伺える。

【主な自由意見】

- ・まちづくりルール作成過程に携わった役員が現役で活動しているうちは、まちづくりに対する意識 はある程度保たれるが、世代交代が進む事による意識や活動への希薄さが気になる。本業とまちづく りの発展が一体であることを身を持って知らしめる活動の必要性を感じる。
- ・まちづくりの目標、目的を定め、課題を集めて、それらをひとつずつ検討していく事。長期間にわたるので、時代の変化を考慮しておくこと。

全体概況

報告書□評価書品

データ ブック

1 概要2グループ3組織

4 プラン 5 ルール 6

声っまち音精8顕彰9広

10 委員会 11各区推進状

報

| 12 | の取組

資料